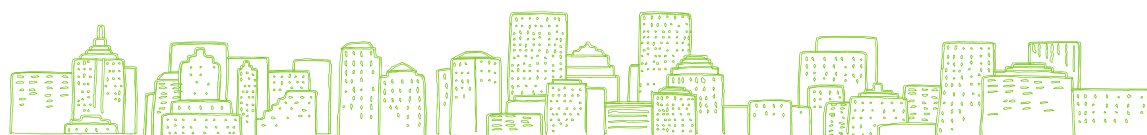




いつまでも住み続けたい自然豊かで活力あるまち
～コンパクトな中に 暮らしの質を高める まちづくり～

熊取町都市計画 マスタープラン



熊 取 町



Welcome to Kumatori Town

2018年（平成30年）3月策定
【2024年（令和 6 年）3月時点修正】

目 次 -CONTENTS-

はじめに 都市計画マスタープランの改定にあたって

(1) 計画の目的と役割	3
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画改定の背景	4
(4) 計画の期間	4
(5) 計画の構成	5

第1章 都市づくりの現状と課題

1-1 熊取町の概況	9
(1) 位置・地勢及び沿革	9
(2) 人口	10
(3) 産業	14
(4) 財政	15
(5) 法規制	16
1-2 住民意向	20
1-3 上位・関連計画	23
(1) 第4次熊取町総合計画	23
(2) 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	25
1-4 都市の現状と課題	26
(1) 土地利用	26
(2) 都市基盤施設等	28
(3) その他の公共公益施設	37
(4) 市街地整備	39
(5) 住宅・住環境整備	40
(6) バリアフリーのまちづくり	40
(7) 景観のまちづくり	41
(8) 安全・安心なまちづくり	41
(9) 環境のまちづくり	42
(10) 健康のまちづくり	43
(11) 産業・交流のまちづくり	43
(12) 住民協働、住民参画のまちづくり	44

第2章 全体構想

2-1 将来都市像

(1) 都市づくりの目標像	4 7
(2) 将来人口	4 8
(3) 都市づくりの基本方針	4 9
1) 安全で安心な住み続けたいまちづくり	5 0
2) みどり豊かで快適な住環境のまちづくり	5 1
3) 活力あるいきいきとしたまちづくり	5 1
(4) 国土利用の方針	5 2
1) 基本的な考え方	5 2
①農地	5 2
②森林	5 3
③水面、河川、水路	5 3
④道路	5 3
⑤宅地	5 4
⑥その他	5 4

2-2 都市づくりの方針（部門別計画）	5 6
(1) 土地利用の方針	5 6
(2) 道路交通の整備方針	5 9
(3) 公園、緑地等の整備方針	6 2
(4) 下水道の整備方針	6 6
(5) 河川、ため池等の整備方針	6 8
(6) その他公共公益施設の整備方針	6 9
(7) 市街地・住宅地整備の方針	7 0
(8) バリアフリーのまちづくりの方針	7 2
(9) 景観まちづくりの方針	7 2
(10) 安全・安心なまちづくりの方針	7 3
(11) 環境のまちづくりの方針	7 7
(12) 健康のまちづくりの方針	7 8
(13) 産業・交流のまちづくりの方針	7 9
(14) 住民協働、住民参画のまちづくりの方針	7 9

第3章 地域別構想

3-1	地域別構想の役割と地域区分	83
(1)	地域別構想の役割	83
(2)	地域区分	83
3-2	北部エリア	84
(1)	地域の概要	85
(2)	地域整備の課題と目標	87
(3)	地域整備の方針	88
3-3	中部エリア	104
(1)	地域の概要	105
(2)	地域整備の課題と目標	107
(3)	地域整備の方針	108
3-4	南部エリア	129
(1)	地域の概要	130
(2)	地域整備の課題と目標	132
(3)	地域整備の方針	133
3-5	山間エリア	151
(1)	地域の概要	152
(2)	地域整備の課題と目標	153
(3)	地域整備の方針	154

第4章 都市計画マスタープランの推進に向けて ～ともに育てるまちづくり～

4-1	協働によるめざすべき都市づくりに向けて	165
4-2	めざすべき都市づくりの推進体制の整備	166
4-3	都市計画マスタープランの見直し	167

資料編

1.	都市計画審議会条例	171
2.	都市計画審議会 委員名簿	173
3.	熊取町都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱	174
4.	用語集	176



はじめに
都市計画マスタープランの改定にあたって

(1) 計画の目的と役割

都市計画マスタープランは、次のような目的と役割を担って策定するものです。

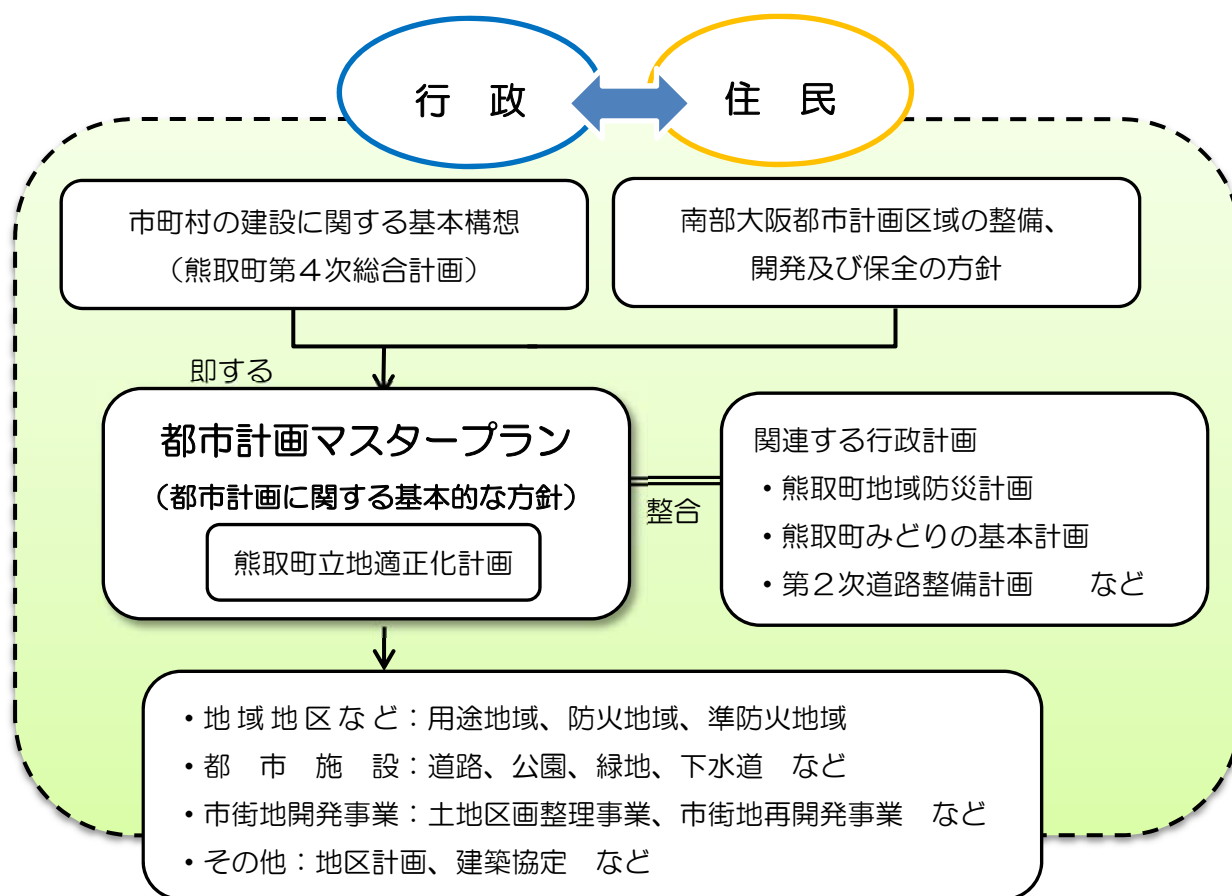
- 住民をはじめ、行政や事業者などまちづくりに関わる様々な主体に、町全体や各地域の将来の都市像を都市計画の長期的な目標として提示します。
- 町の土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する基本的な方針となります。
- 町の都市計画の決定・変更、道路や公園、下水道等の整備に際しての基本的な指針となります。

(2) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定める「都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の合意形成を図りつつ、まちづくりの具体的なビジョンを策定し、地区ごとの整備、開発または保全の課題と方針をきめ細かく定めるものです。

ここで定める方針は、「市町村の建設に関する基本構想」（熊取町第4次総合計画）並びに都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するものとされています。

■都市計画マスタープラン体系図



(3) 計画改定の背景

1998年3月
(平成10年)

- ・「熊取町新総合計画」を策定し、本町のめざすべき将来像を「“ひと”と“自然”にやさしい『健康文化都市』」と定め、定住魅力あるまちづくりを進めてきました。

1999年3月
(平成11年)

- ・めざすべき将来像の実現のため、「熊取町新総合計画」などの上位計画に即して「熊取町都市計画マスタープラン」を策定しました。

2009年3月
(平成21年)

- ・町固有の地域資源などの優位性をさらに活かしつつ、次代のまちづくりの方向性を固め、住民等の積極的な参画・協働によるまちづくりや行政運営などの基本方針とするため、「熊取町第3次総合計画」を策定しました。

2010年3月
(平成22年)

- ・都市計画においても、従前の都市の拡大成長を前提としたあり方を転換し、都市の既存ストックを有効活用していくことが必要となってきたこと等により、「熊取町第3次総合計画」などの上位計画に即して、「都市計画マスタープラン」を策定しました。

2013年6月
(平成25年)

- ・上位計画である「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」が改定されたこと等により、「熊取町都市計画マスタープラン」の一部改定を行いました。

2018年3月
(平成30年)

- ・「熊取町第3次総合計画」及び「熊取町都市計画マスタープラン」とともに2017年（平成29年）に目標年次を迎えたことにより、2018年（平成30年）から10年間を計画期間とする「熊取町第4次総合計画」及び「熊取町都市計画マスタープラン」を新たに策定しました。

2024年3月
(令和6年)

- ・上位計画である「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の改定及び令和4年3月に「熊取町立地適正化計画」を策定したことにより、「熊取町都市計画マスタープラン」の時点修正を行いました。

(4) 計画の期間

都市計画マスタープランは、町全体の将来像を踏まえて、土地利用、道路、公園、下水道の整備など都市計画の長期的な目標を設定することから、2018年（平成30年）を基準年次とし、2027年（令和9年）を目標年次とする10年間の計画としますが、上位計画等の改定や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

熊取町都市計画マスタープラン

2018年（平成30年）3月策定

※2024年（令和6年）3月時点修正

目標年次

2027年（令和9年）

目標像

いつまでも住み続けたい自然豊かで活力のあるまち
～コンパクトな中に 暮らしの質を高める まちづくり～



(5) 計画の構成

都市計画マスタープランは、次のとおり構成します。

はじめに 都市計画マスタープランの策定にあたって

- | | |
|-------------|----------|
| 1. 策定の目的と役割 | 4. 計画期間 |
| 2. 位置づけ | 5. 計画の構成 |
| 3. 改定の背景、趣旨 | |



第1章 都市づくりの現状と課題

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1-1 熊取町の概況 | (3) その他の公共公益施設 |
| (1) 位置、地勢及び沿革 | (4) 市街地整備 |
| (2) 人口 | (5) 住宅・住環境整備 |
| (3) 産業 | (6) バリアフリーのまちづくり |
| (4) 財政 | (7) 景観のまちづくり |
| (5) 法規制 | (8) 安全・安心なまちづくり |
| 1-2 住民意向 | (9) 環境のまちづくり |
| 1-3 上位・関連計画 | (10) 健康のまちづくり |
| 1-4 都市の現状と課題 | (11) 産業・交流のまちづくり |
| (1) 土地利用 | (12) 住民協働、住民参画のまちづくり |
| (2) 都市基盤施設等 | |



第2章 全体構想

- 2-1 将来都市像
- (1) 都市づくりの目標像
 - (2) 将来人口
 - (3) 都市づくりの基本方針
 - (4) 国土利用の方針
- 2-2 都市づくりの方針（部門別計画）
- (1) 土地利用の方針
 - (2) 道路交通の整備方針
 - (3) 公園、緑地等の整備方針
 - (4) 下水道の整備方針
- ※2021年度（令和3年度）より、水道事業は
大阪広域水道企業団に統合されました。
- (5) 河川、ため池等の整備方針
 - (6) その他公共公益施設の整備方針
 - (7) 市街地・住宅地整備の方針
 - (8) バリアフリーのまちづくりの方針
 - (9) 景観まちづくりの方針
 - (10) 安心、安全なまちづくりの方針
 - (11) 環境のまちづくりの方針
 - (12) 健康のまちづくりの方針
 - (13) 産業・交流のまちづくりの方針
 - (14) 住民協働、住民参画のまちづくりの方針

第3章 地域別構想

- 3-1 地域別構想の役割と地域区分
- (1) 地域別構想の役割
 - (2) 地域区分
- 3-2 北部エリア
- (1) 地域の概要
 - (2) 地域整備の目標と取り組み
 - (3) 地域整備の方針
- 3-3 中部エリア
- (1) 地域の概要
 - (2) 地域整備の目標と取り組み
 - (3) 地域整備の方針
- 3-4 南部エリア
- (1) 地域の概要
 - (2) 地域整備の目標と取り組み
 - (3) 地域整備の方針
- 3-5 山間エリア
- (1) 地域の概要
 - (2) 地域整備の目標と取り組み
 - (3) 地域整備の方針



第4章 都市計画マスタープランの推進に向けて～ともに育てるまちづくり～

- 4-1 協働によるめざすべき都市づくりに向けて
- 4-2 めざすべき都市づくりの推進体制の整備
- 4-3 都市計画マスタープランの見直し



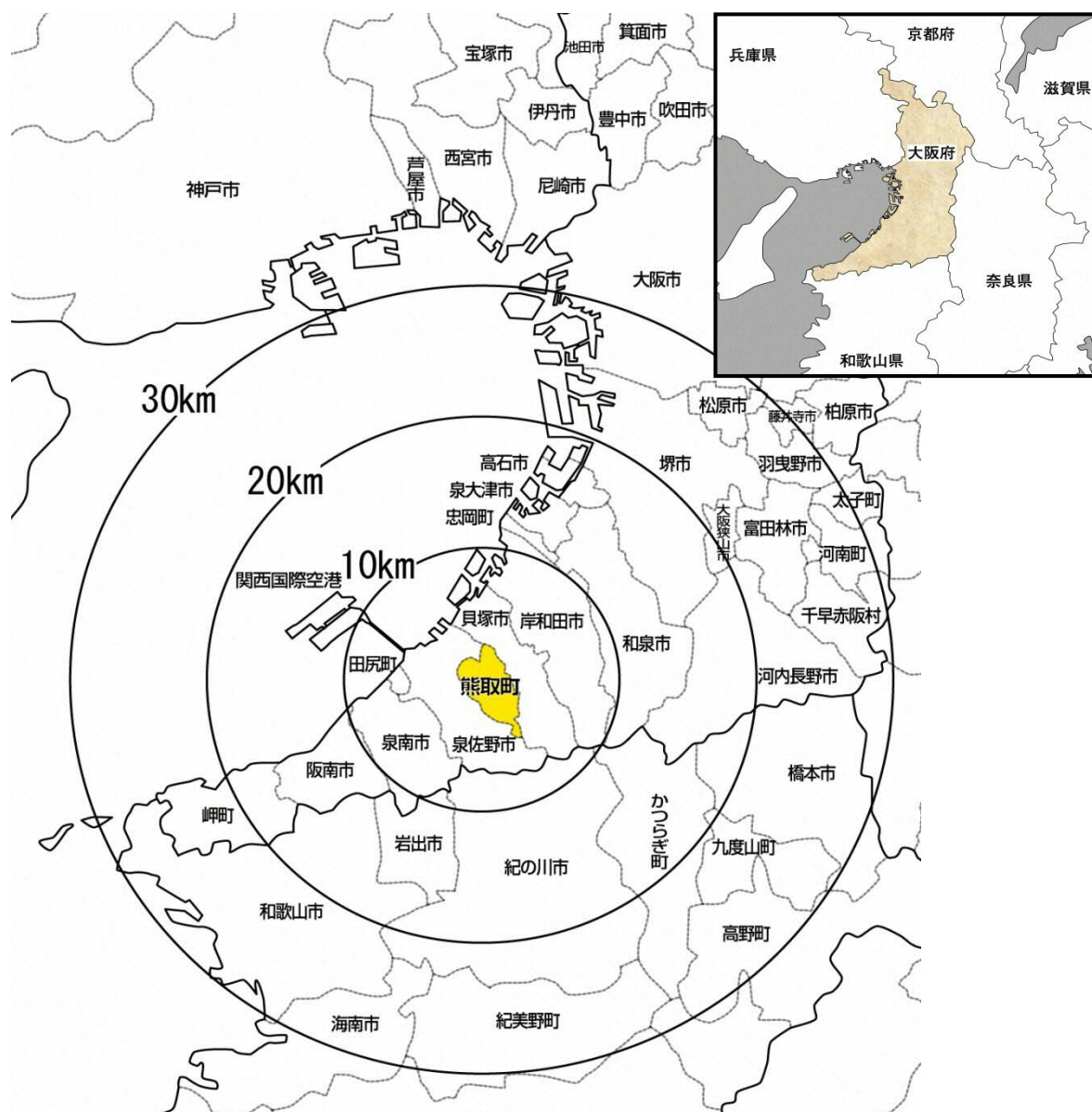
第1章 都市づくりの現状と課題

1-1 熊取町の概況

(1) 位置・地勢及び沿革

本町は、大阪府の南部・泉南郡にあって、北東部は貝塚市、南西部は泉佐野市に隣接しており、町域は、東西約4.8km、南北約7.8kmと東西に狭くて、南北に長い木の葉状の形をした総面積17.24km²（大阪府面積の約0.9%）の広さを有しています。大阪都心部から約30kmの距離で、京阪神都市圏の玄関口ともなる関西国際空港に近接しています。

熊取町の位置



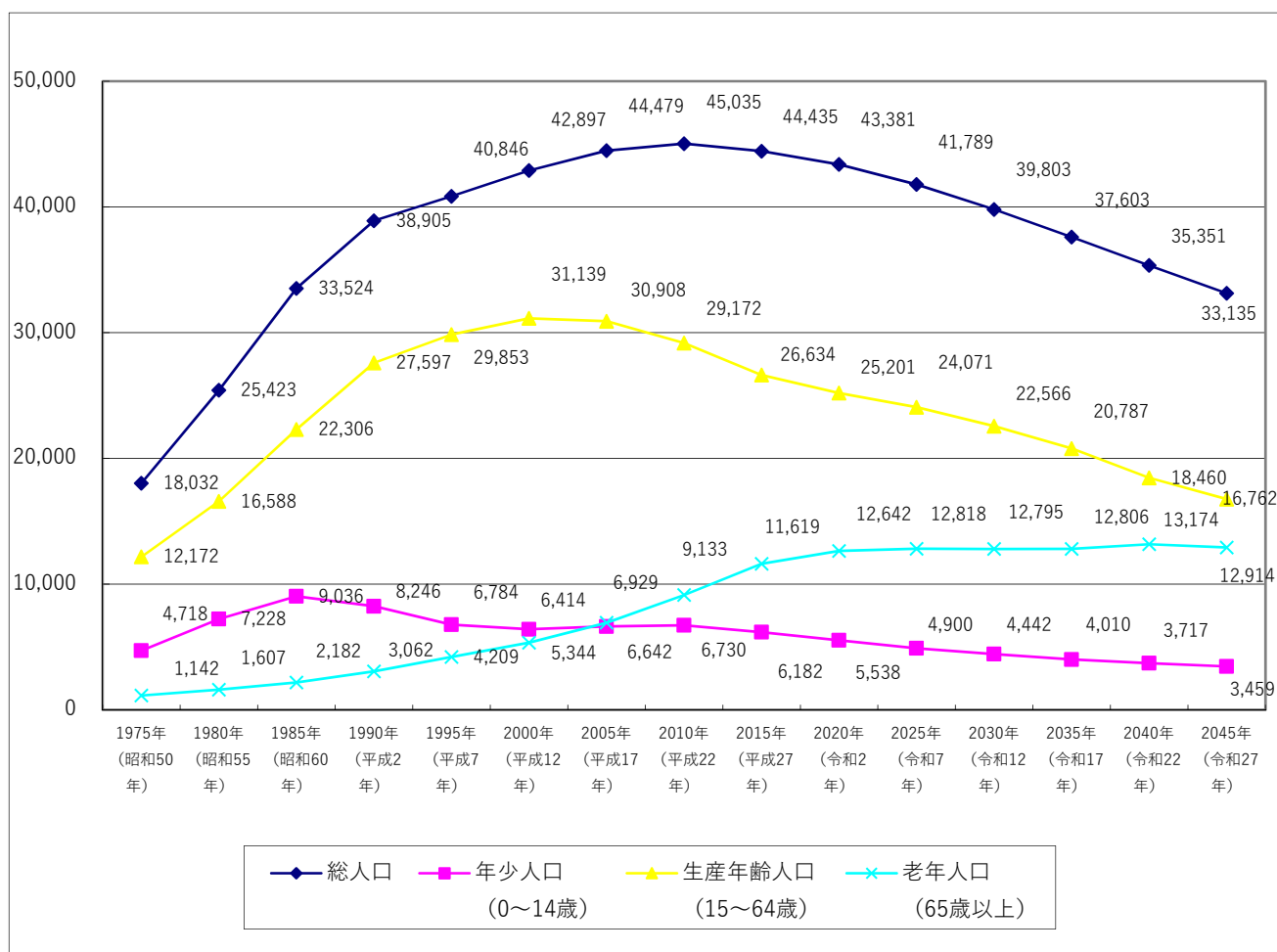
(2) 人口

1) 総人口及び人口構成

本町の総人口は一貫して増加を続けてきましたが、国勢調査ベースで2015年（平成27年）にはじめて減少に転じました。

年齢三区分別人口では、2005年（平成17年）に老年人口と年少人口が逆転、生産年齢人口も同年から減少に転じており、高齢化の進行が顕著です。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：2020年（令和2年）までは国勢調査。2025年（令和7年）以降は国立社会保障・人口問題研究所推計〔2018年（平成30年）3月推計〕

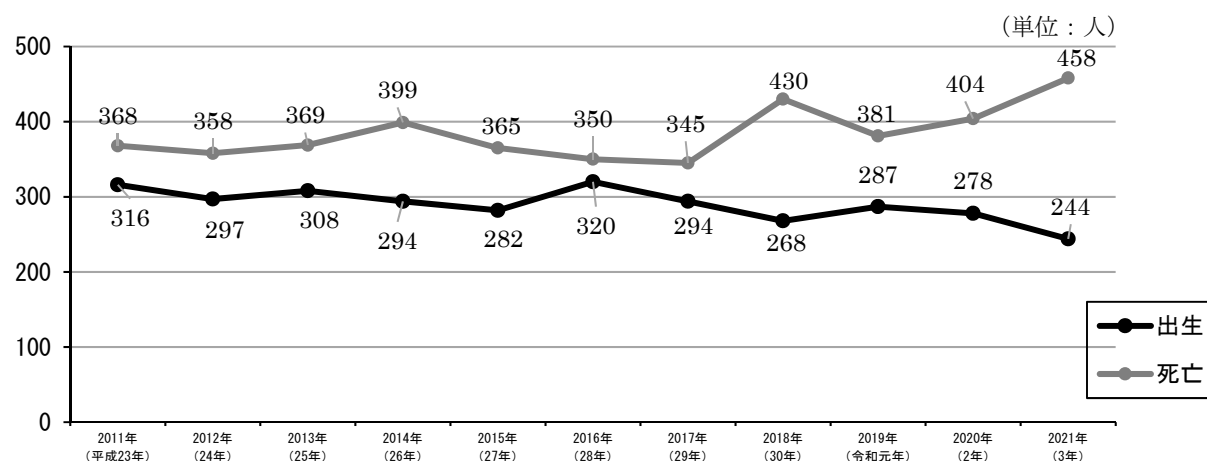
※国勢調査の総人口は年齢不詳を含むため、年齢3区分別人口の合計と一致しない場合がある。

2) 人口動態（自然動態・社会動態）

自然動態についてみると、2011年（平成23年）から2021年（令和3年）まで死亡が出生を上回っています。

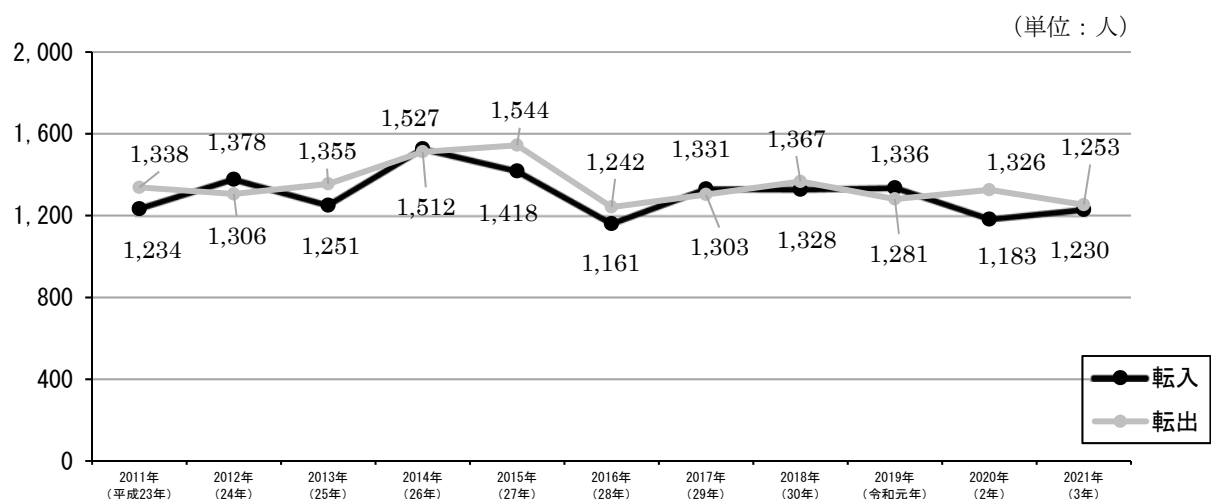
社会動態についてみると、2011年（平成23年）から2021年（令和3年）まで社会増と社会減を繰り返しています。

■自然動態（出生・死亡）



資料：熊取町統計書「第1章 人口」（国勢調査 総務省統計局）

■社会動態（転入・転出）



資料：熊取町統計書「第1章 人口」（国勢調査 総務省統計局）

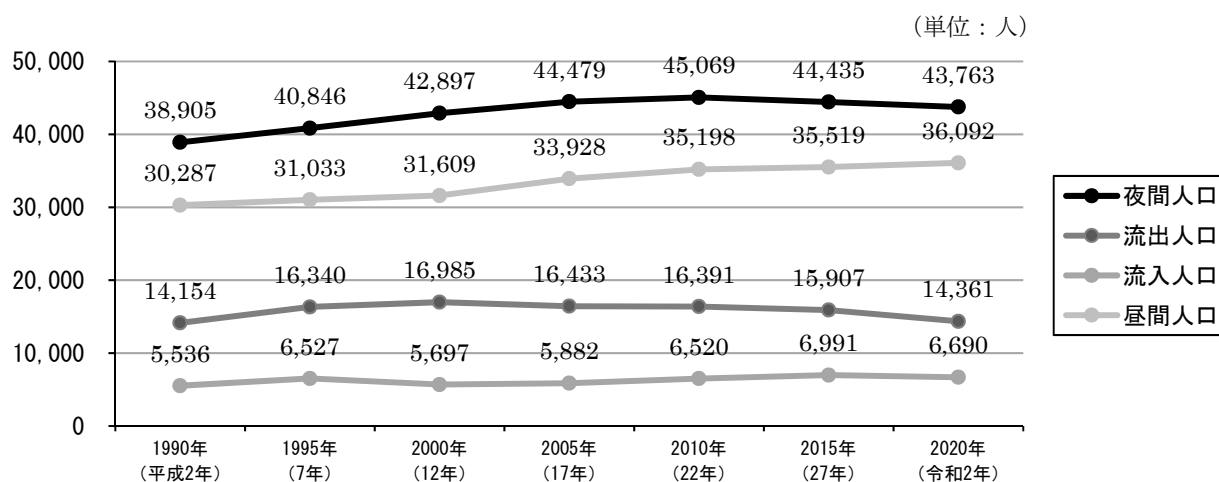
3) 人口流動（流出・流入）

人口流動についてみると、夜間人口は2010年（平成22年）の45,069人を境に減少傾向となり、昼間人口は増加傾向となっています。

流出人口についてみると、2000年（平成12年）の16,985人を境に減少傾向となっています。

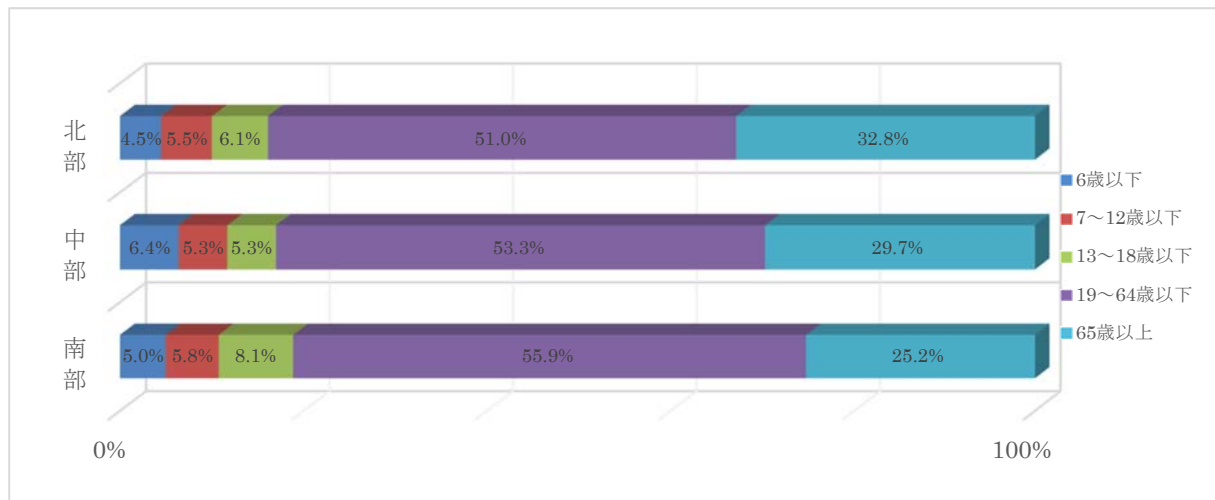
流入人口についてみると、1995年（平成7年）に6,527人となった後に2000年（平成12年）に5,697人と減少し、その後再び増加傾向となりましたが、2020年（令和2年）は6,690人と減少しています。

■人口流動の推移



資料：熊取町統計書「第1章 人口 13 昼夜間人口」（国勢調査 総務省統計局）

■地区別人口の割合



※2022年（令和4年）11月30日時点

■地区別人口表

	6歳以下	7～12歳以下	13～18歳以下	19～64歳以下	65歳以上
北部	561	689	762	6,368	4,096
中部	1,162	963	963	9,683	5,393
南部	619	715	1,005	6,934	3,125
合計	2,342	2,367	2,730	22,985	12,614

※2022年（令和4年）11月30日時点

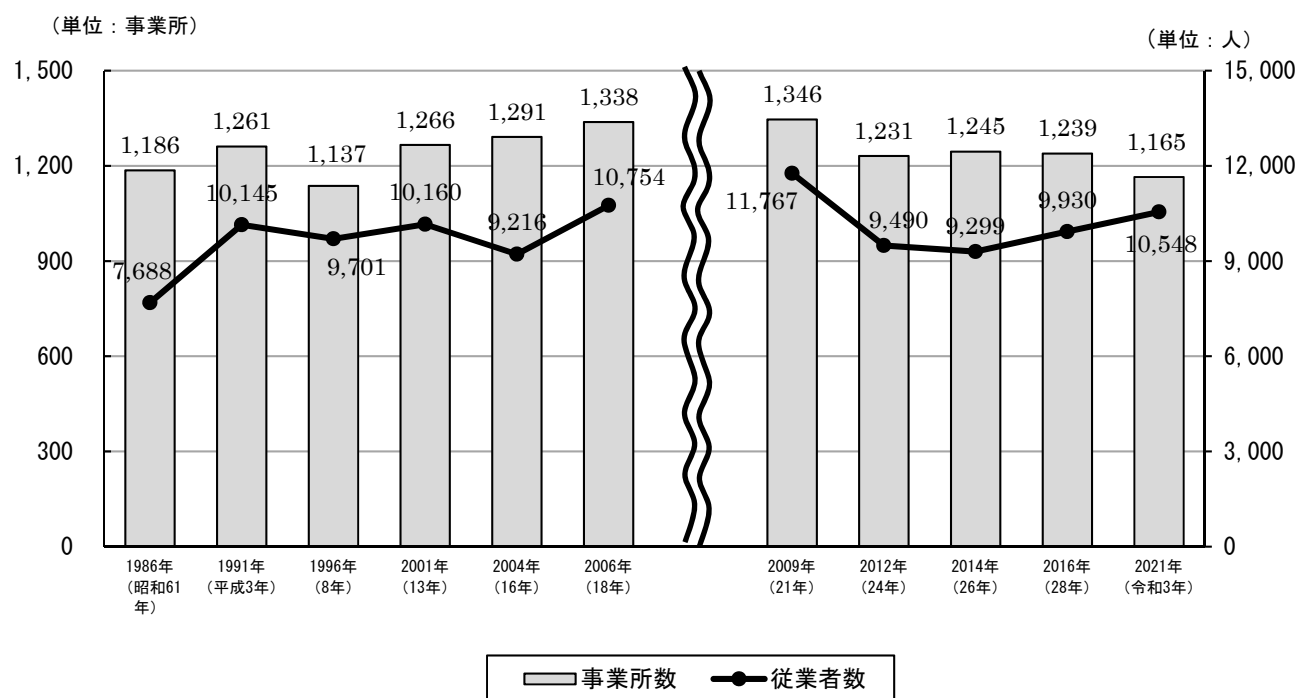
(3) 産業

1) 事業所数・従業者数

事業所数についてみると、2009年（平成21年）の1,346事業所を境に減少傾向となっています。

従業者数についてみると、2009年（平成21年）まで11,000人前後で推移していましたが、2012年（平成24年）以降は減少し、2016年（平成28年）からは増加傾向にあります。

■事業所数・従業員数



(単位 事業所数：事業所、従業者数：人)

※経済センサス〔2009年（平成21年）に第1回実施〕は、事業所・企業統計調査〔2006年（平成18年）まで実施〕と調査対象は同様であるが、「本社等一括調査」の導入によって、調査方法が変わったため、その数字の差数が全て増加・減少を示すものではない。

資料：大阪府統計年鑑、熊取町統計書〔1996年（平成8年）までは事業所統計調査、2001年（平成13年）～2006年（平成18年）は事業所・企業統計調査、2009年（平成21年）からは経済センサス〕

(4) 財政

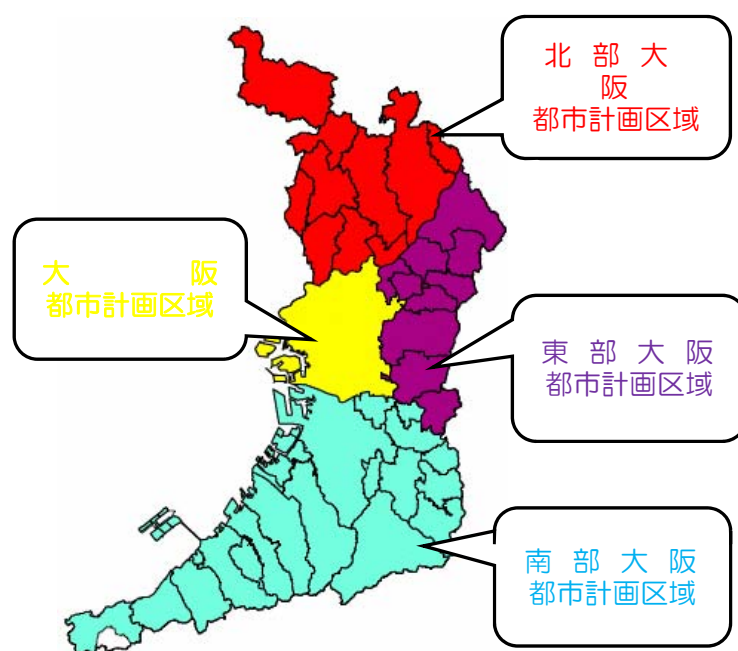
- わが国の経済は、各種経済対策を背景に景気は緩やかな回復基調にあるものの、依然として先行きが不透明な状況にあります。また、国と地方自治体の税収は、近年やや持ち直す傾向が見られるものの、今後の少子高齢化の進展などを考慮すると、大きな伸びは見込めません。一方歳出は、高齢化に伴う保健や医療などの社会保障費の上昇により、増加傾向にあります。
- 今後、本町においても、生産年齢人口の減少などにより、町税収入の大幅な増収を見込むことができない一方で、増加し続ける扶助費や施設・インフラ設備の老朽化による維持補修費用の上昇などにより、財政がさらに硬直化することが予測されるため、選択と集中、効果的で効率的な行財政運営のもと、より一層の財政健全化を図る必要があります。

(5) 法規制（都市計画関連、その他関連）

① 都市計画区域

大阪府における都市計画区域は、図に示す4区域とされており、本町は、堺市以南（15市6町1村）の「南部大阪都市計画区域」として町全域が指定されています。

■大阪府都市計画区域図



② 区域区分

○ 本町では、都市計画区域の1,724haのうち、市街化区域は925ha、残りの799haが市街化調整区域となっています。〔2018年（平成30年）3月30日時点〕

○ 【都市計画現況調査（国土交通省）】の集計では、2021年（令和3年）3月31日時点で、本町の市街化区域は都市計画区域のうち約53.7%を占めており、府内市町村（33市9町1村）の平均は約50.6%となっています。

また、南部大阪都市計画区域（15市6町1村）の平均は約40.4%となっており、本町は、その中では、市街化区域の占める割合が高い自治体となっています。

③ 市街化区域

ア. 用途地域

本町の都市計画では、表のように市街化区域を住居系、商業系、工業系を8の種類に区分し、「用途地域」として定めており、用途地域ごとに建築が可能な建物の用途を規制・誘導しています。

■本町域における用途地域一覧〔2018年（平成30年）3月30日時点〕

用途地域		本町における 面積（ha）	市街化区域にお ける割合（％）
住居系	第1種低層住居専用地域	303	32.8
	低層住宅のための地域です。 小規模なお店や事務所をかねた住宅や、小中学校などが建てられます。		
	第1種中高層住居専用地域	183	19.8
	中高層住宅のための地域です。 病院、大学、500㎡までの一定のお店などが建てられます。		
	第2種中高層住居専用地域	62	6.7
	主に中高層住宅のための地域です。 病院、大学などのほか、1,500㎡までの一定のお店や事務所など 必要な利便施設が建てられます。		
	第1種住居地域	181	19.5
	住居の環境を守るための地域です。 3,000㎡までの店舗、事務所、ホテルなどは建てられます。		
	第2種住居地域	21	2.3
	主に住居の環境を守るための地域です。店舗、事務所、カラオケ ボックスなどは建てられます。		
	準住居地域	13	1.4
	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和 した住居の環境を保護するための地域です。		
商業系	近隣商業地域	21	2.3
	まわりの住民が日用品の買い物などをするための地域です。住宅 や店舗のほかに小規模の工場も建てられます。		
工業系	準工業地域	142	15.4
	主に軽工業の工場やサービス施設等が立地する地域です。危険 性、環境悪化が大きい工場のほかは、ほとんど建てられます。		
合 計		925	100

イ. その他の都市計画

1) 準防火地域

都市の不燃化を促進する観点から、近隣商業地域 21ha において準防火地域を指定しています。

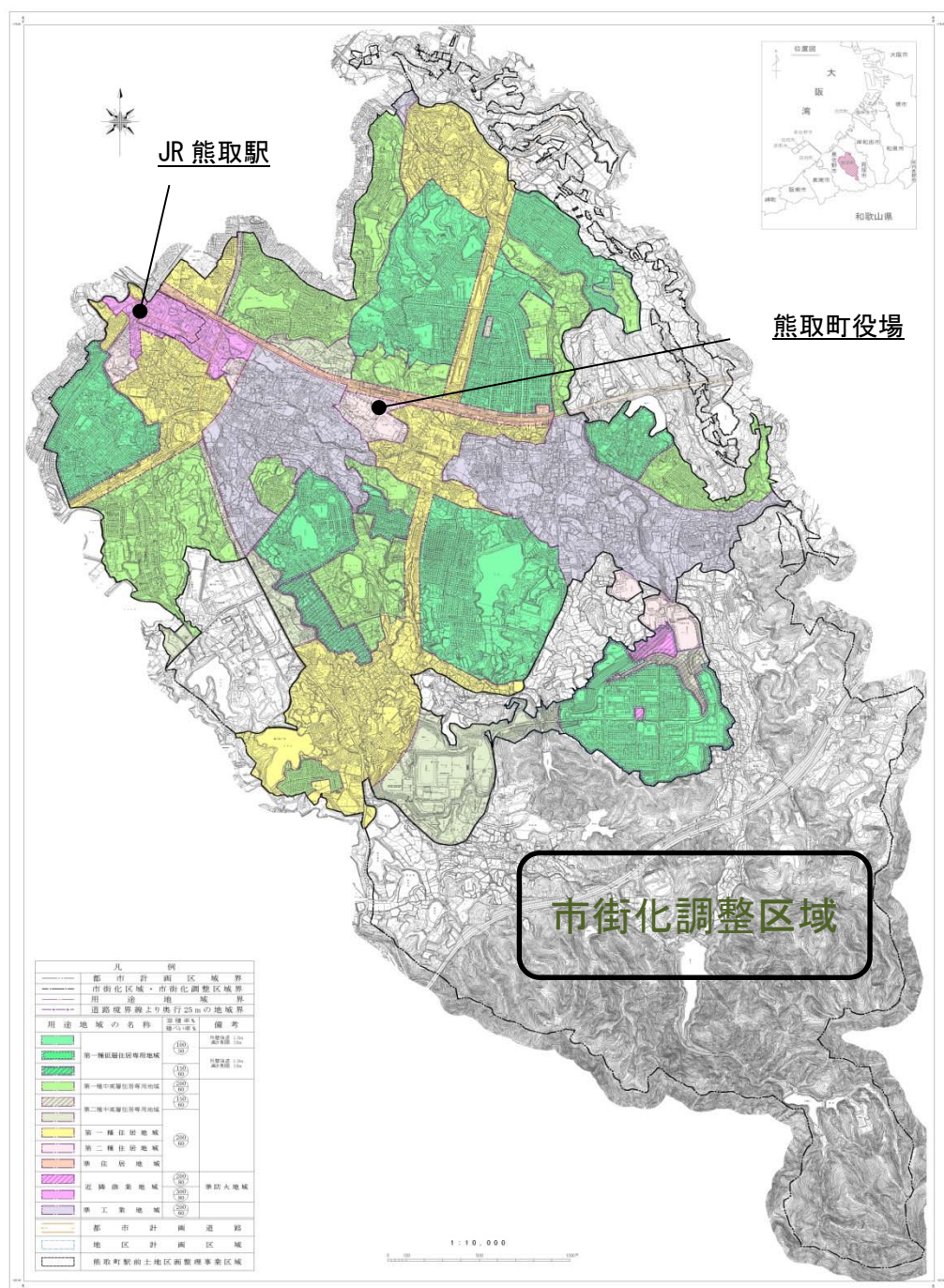
2) 地区計画

本町では、建築物などの規制・誘導を行い、周辺環境と調和のとれた、みどり豊かで快適な住環境のまちづくりを図るため、「つばさが丘地区地区計画」、「若葉二丁目（大学）地区地区計画」、「熊取駅西地区地区計画」、「希望が丘二丁目地区地区計画」を定めています。

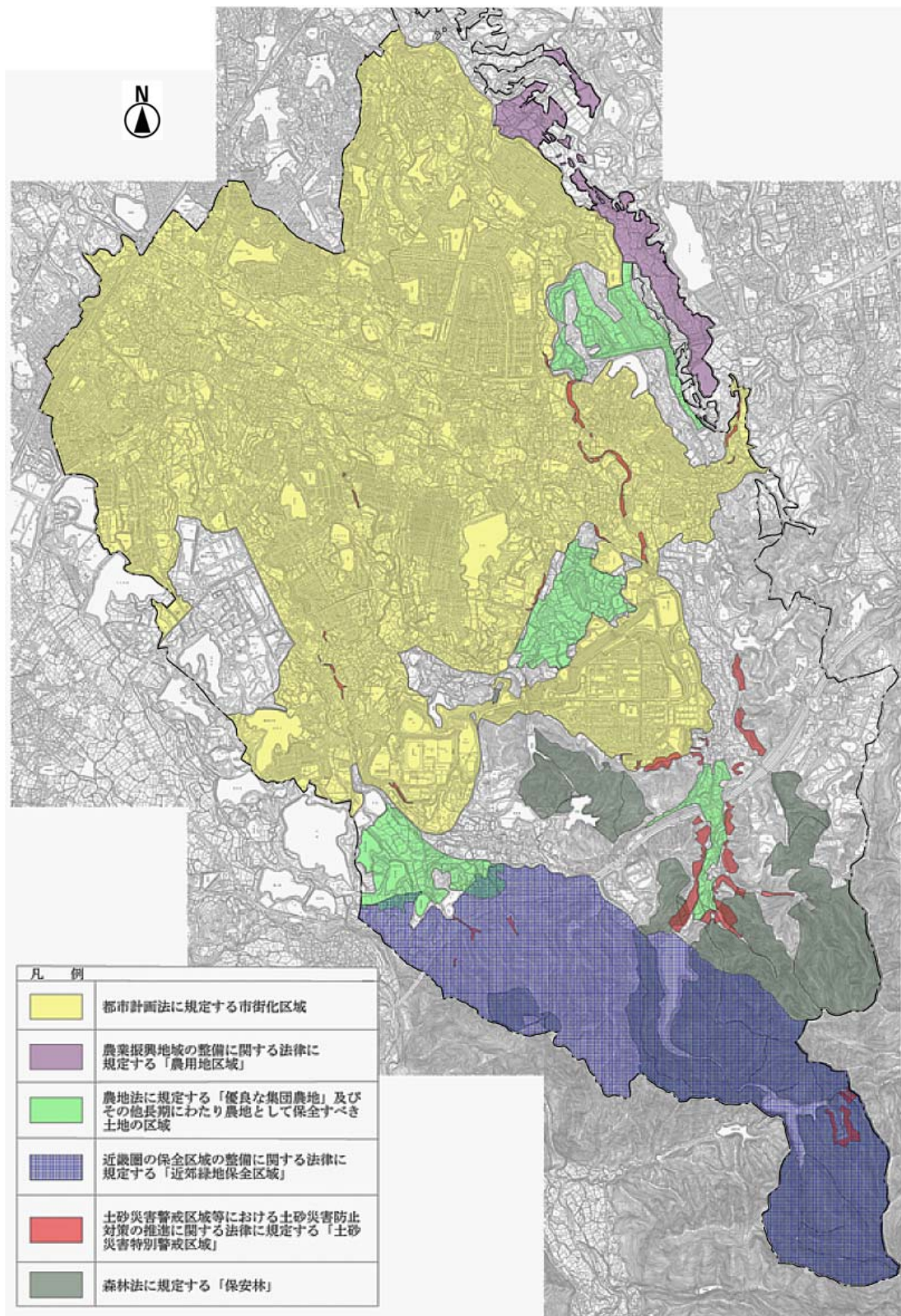
④ 市街化調整区域

- 本町の市街化調整区域は、主に町域の南部における、農地や森林などが広がっている地域を中心として、799ha となっています。
- 市街化調整区域においては、都市計画法以外に基づく、その他の土地利用の規制として農業振興地域や保安林などの指定が行われています。（次頁土地利用規制図を参照）
- 市街化調整区域における地区計画の運用に係る基本的な方針として、2013年（平成25年）6月に「熊取町市街化調整区域における地区計画運用指針」を改定しています。

■本町域における用途地域の分布（熊取町域）



■土地利用規制図



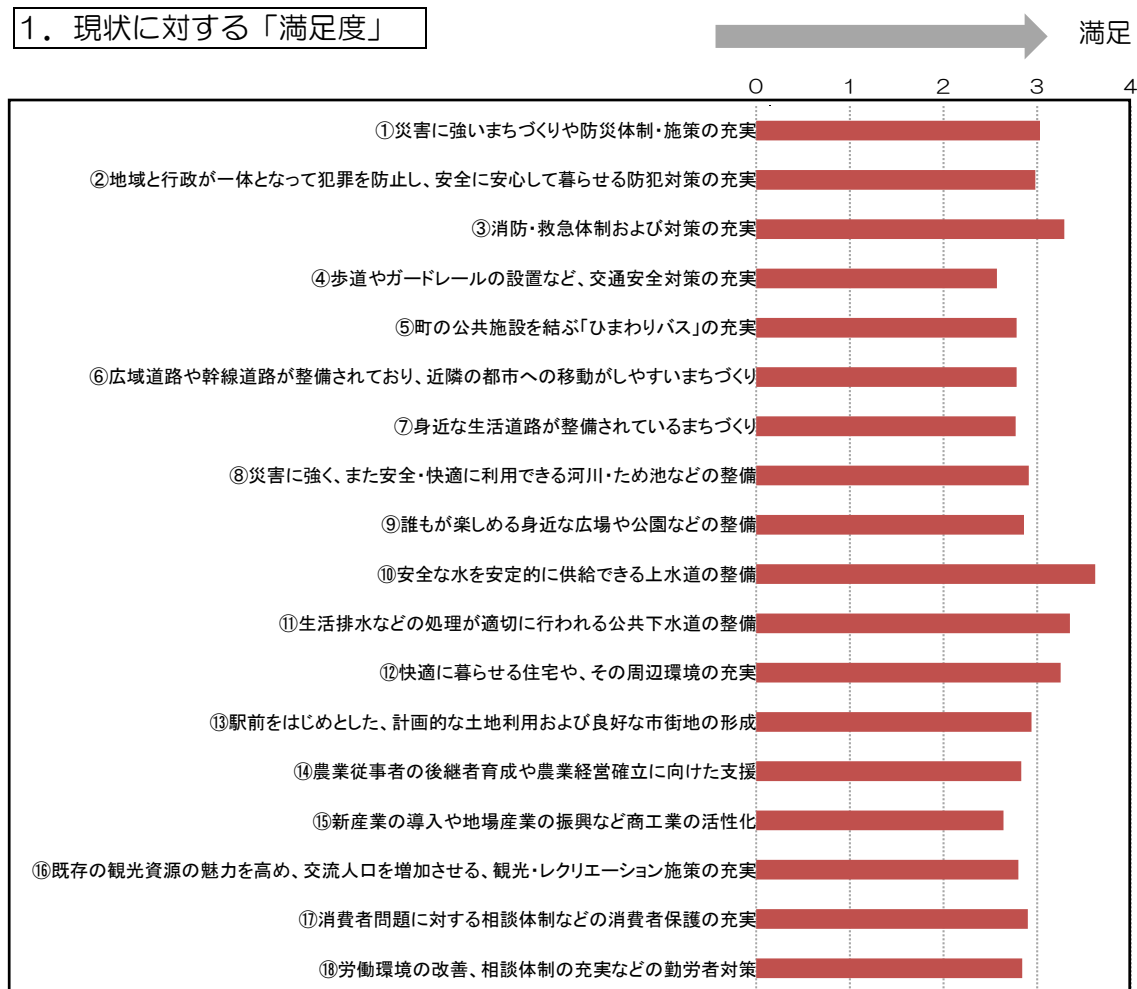
1-2 住民意向

都市計画マスタープランの改定にあたり「熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に係る住民アンケート結果の中から、都市基盤やまちづくりに関連の深いものを抜粋すると、次のとおりです。

【調査の方法】

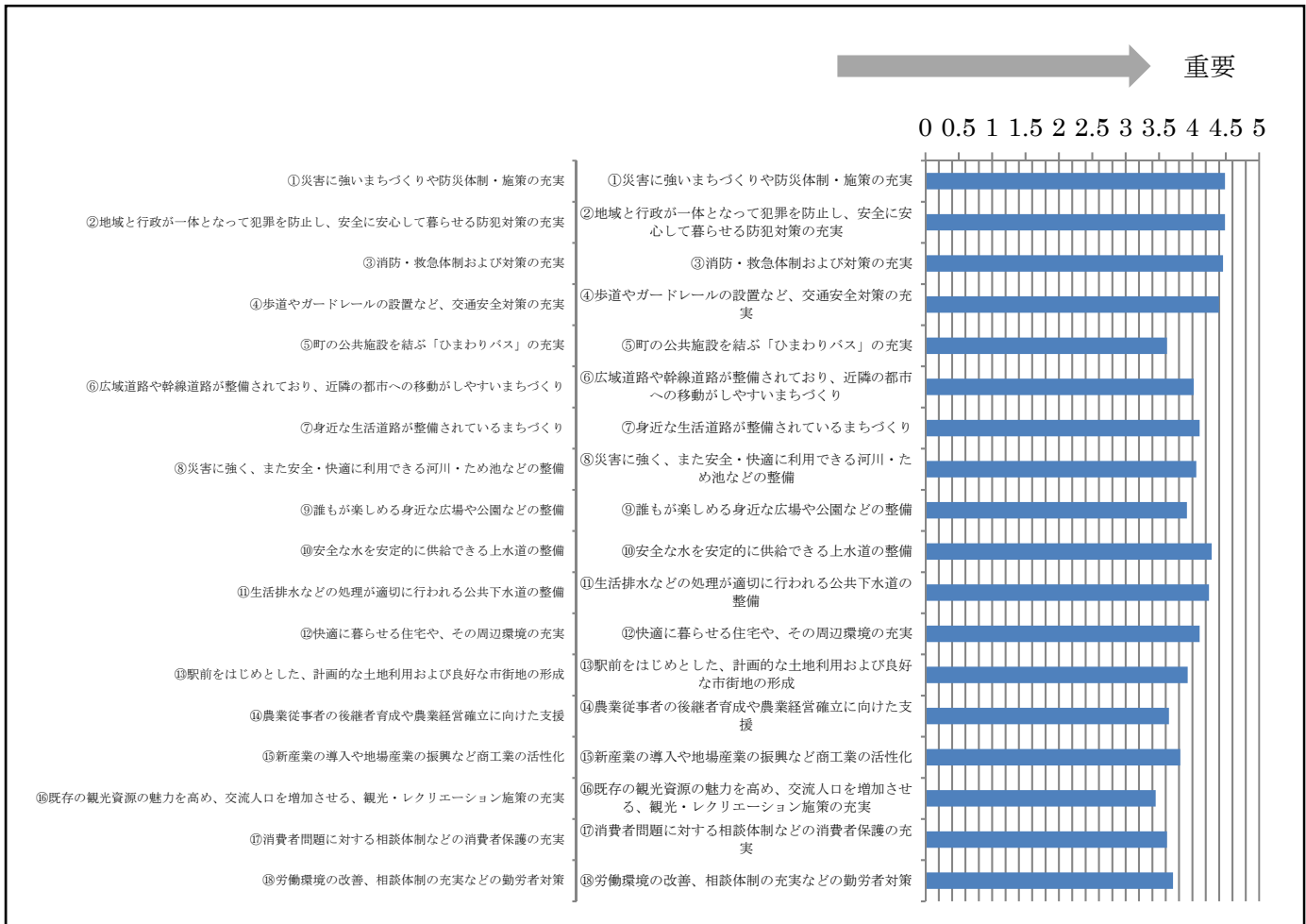
調査対象と回収結果	調査対象	対象者数	回収数	回収率
	16歳以上の町民	2,000人（無作為抽出）	826件	41.3%
調査期間	2015年（平成27年）7月7日～7月24日			
調査方法	郵送配布・郵送回収			

1. 現状に対する「満足度」



※まちの現状を5段階で評価しており、その評価にそれぞれ「満足している×5点」「やや満足している×4点」「ふつう×3点」「やや不満である×2点」「不満である×1点」と点数化し、回答者数で割ることで評価点（満足度）を算出しています。

2. 将来の取り組みの「重要度」



※「①満足度」と同じく、評価にそれぞれ「満足している×5点」「やや満足している×4点」「ふつう×3点」「やや不満である×2点」「不満である×1点」と点数化し、回答者数で割ることで評価点（重要度）を算出しています。

アンケート結果の概要

①現状に対する「満足度」

「安全な水を安定的に供給できる上水道の整備」の3.62点が最も高く、次いで「生活排水などの処理が適切に行われる公共下水道の整備」が3.35点となっています。

一方、「歩道やガードレールの設置など、交通安全対策の充実」の2.57点がもっとも低く、次いで「新産業の導入や地場産業の振興など商工業の活性化」が2.64点となっています。

②将来の取り組みの「重要度」

「災害に強いまちづくりや防災体制・施策の充実」、「地域と行政が一体となって犯罪を防止し、安全に安心して暮らせる防犯対策の充実」がともに4.49点と最も高い結果となっています。

出典：熊取町まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定のためのアンケート調査結果報告書

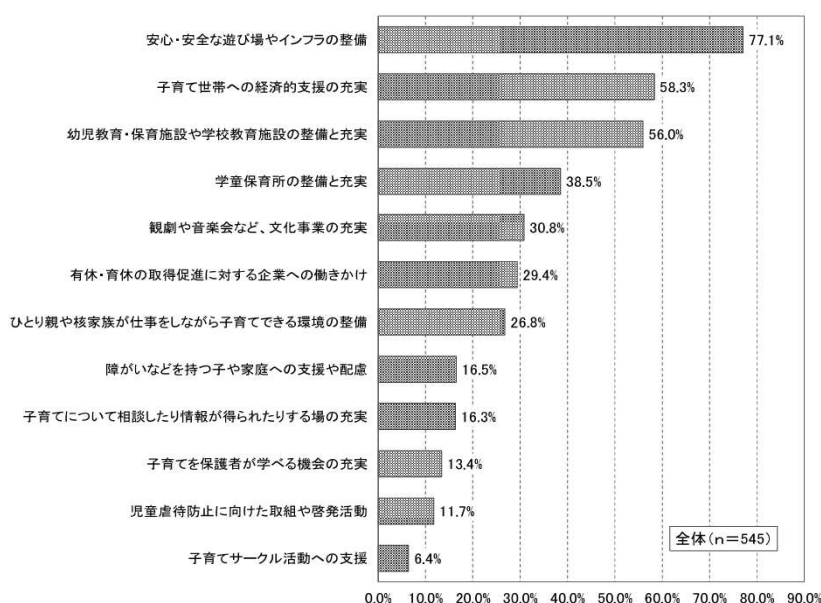
就学前児童がいる世帯と小学生がいる世帯へのアンケート

「第2期熊取町子ども・子育て支援計画」策定の一環として2018年度（平成30年度）に実施したアンケートは以下のとおりです。

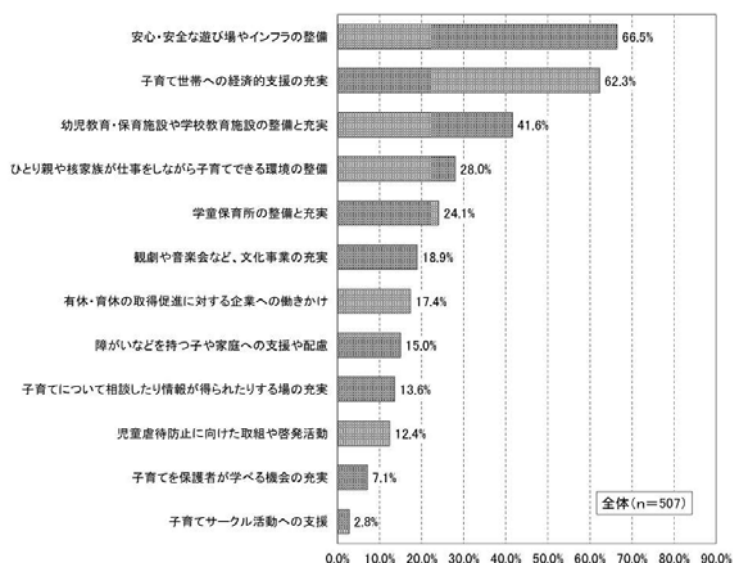
問 町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか。

子育て支援の充実について尋ねたところ、就学前・小学生ともに「安心・安全な遊び場やインフラの整備」が最も高く、次いで、「子育て世帯への経済的支援の充実」、「幼児教育・保育施設や学校教育施設の整備と充実」の順となっています。

《町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（就学前）【複数回答可】》



《町にどのような子育て支援の充実を図ってほしいか（小学生）【複数回答可】》



1-3 上位・関連計画

(1) 熊取町第4次総合計画〔2018年（平成30年）策定〕

■将来像

10年後に熊取町がめざすまちの姿を次のように掲げます。

住みたい
住んでよかった
ともにつくる
“やすらぎ”と
“ほほえみ”のまち

●将来像への想い

すべての住民の思いをつむぎ、安心して健康で永く楽しく住み続けられるまち。

一度まちを離れた人も、いつか帰りたいと願うまち。

そんな光景を見て、「私も住んでみたい」と思われるまち。

私たちは、これまで先人たちが創り上げてきたまちの個性と魅力を継承し、さらにより良いものにしていくため努力します。

また、これまでにない厳しい環境のなか、「変えてはならないもの」と「変わらなければならぬもの」を見極めながら、「トカイナカ」を次世代に引き継ぐため、みんながまちへの思いを共有し、力を合わせてまちづくりに取り組みます。

そして、多様性を持つ住民のそれぞれの日々が輝くまちづくりを進めます。

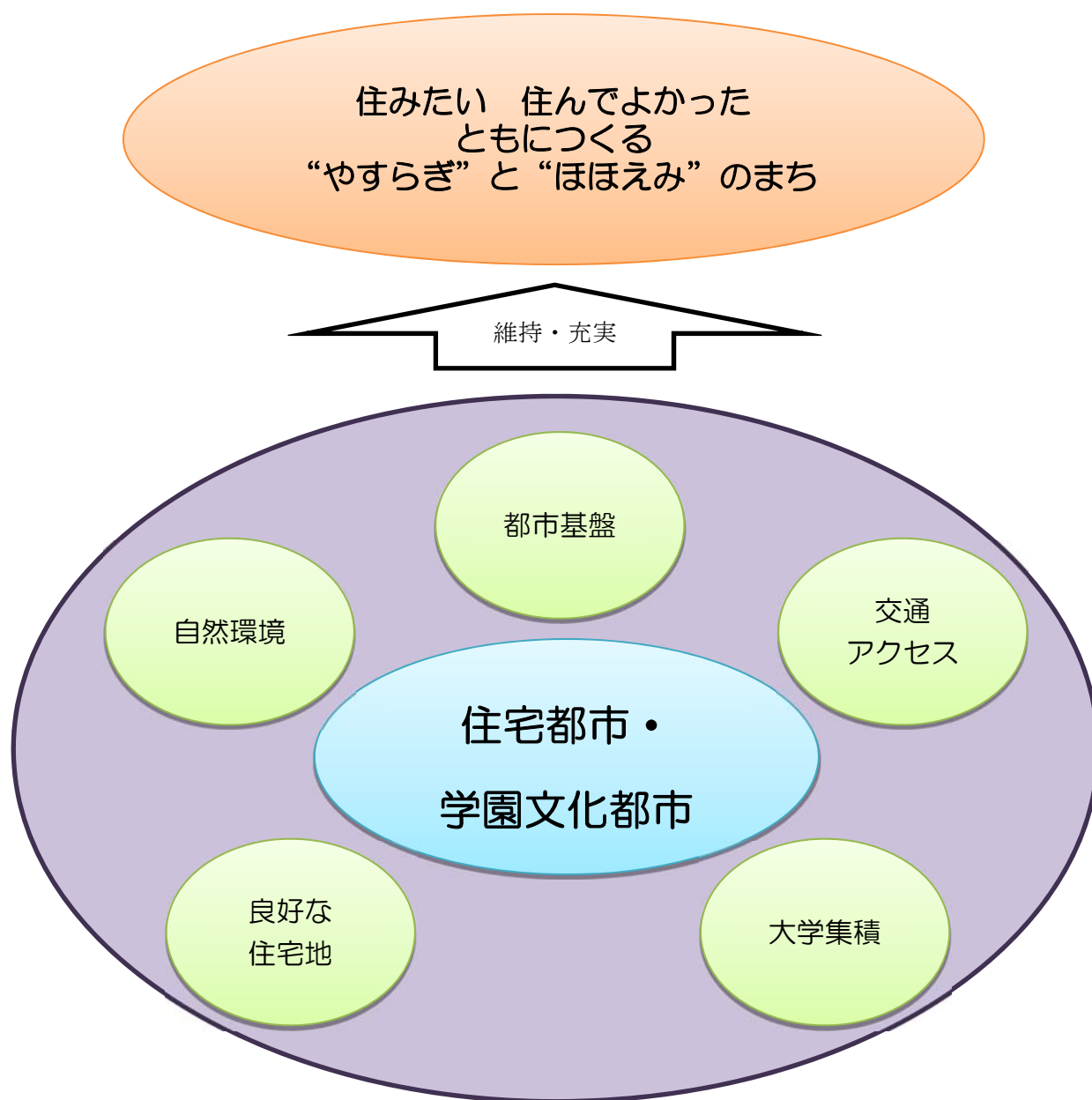
子ども、若者から高齢者まであらゆる人々が交流し、つながり、ともに歩むことで、まちの活力を維持し、『住みたい 住んでよかった とともにつくる “やすらぎ” と “ほほえみ” のまち』をめざします。

■都市形成の方向性

住みやすいまちとして「住宅都市」を継承していくための都市形成の方向性については、次のとおりです。

本町はコンパクトな町域のなかで効果的な住宅開発や施設の立地を進めるとともに、道路、公園、上下水道などの都市基盤整備や公共交通の充実、自然環境の保全・活用等によって、まち全体として一体的な発展を遂げてきました。また、大学の集積が進むなど、「住宅都市」・「学園文化都市」としてのイメージが定着してきました。

こうしたまちの特長を今後も維持するとともに、まち全体をコンパクトなまちとして発展させていくため、これまでの土地利用や施設整備を基盤として、高齢化をはじめとする人口動向や住民のライフスタイルの変化等に対応し、移動利便性の向上など住民生活の質を高めていきます。



出典：熊取町第4次総合計画

(2) 南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）
〔令和2年10月 大阪府〕

■ 都市づくりの目標

(大阪の都市づくりの基本目標)

これからの大阪の都市づくりにおいては、人口減少・少子高齢化の進展による都市活力の低下を防ぐだけでなく、都市間競争に打ち勝つ魅力あふれる都市づくりとニーズがより多様化していく府民生活を支える都市づくりをともに進める必要があります。

このため、今後の大阪の基本目標を次のとおり定めます。

○ 国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成

国際的な都市間競争が激化する中、大阪が日本の成長をけん引する都市として繁栄を続け、そこに住まう人々がそれぞれのニーズを満たしながら豊かに暮らせるようにするため、にぎわい・活力ある大阪の形成を目指します。

○ 安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現

都市の防災機能の強化をはじめ、都市に内在する様々なリスクに対し、安全に暮らせ、また、雇用の場が確保され、生活支援機能が充実するなど、誰もが健康で安心して、住み・働き続けることができる都市の形成を目指します。

○ 多様な魅力と風格ある大阪の創造

水・みどりや歴史・文化等の地域固有の資源や、これまでの都市づくりで蓄積されたストックを活かし、各地域が質の高い都市づくりを進めることにより、大阪全体として多様な魅力と風格を備えた都市を創造します。

(大阪の都市づくりの方向性)

「大阪の都市づくりの基本目標」を実現していくために、次に定める方向性に沿って都市づくりを進めます。

- ・大阪都市圏の成長を支える都市基盤の強化
- ・国内外の人・企業を呼び込む都市魅力の創造
- ・災害に強い都市の構築
- ・産業・暮らしを支える都市環境の整備
- ・環境にやさしく、みどり豊かな都市の形成
- ・地域資源を活かした質の高い都市づくり

(大阪の都市づくりの視点)

「大阪の都市づくりの基本目標」の実現のため、「大阪の都市づくりの方向性」に加え、「都市づくりの視点」を勘案し都市づくりを進めます。

- ・大阪にふさわしいネットワーク性の高い都市づくりの推進
- ・多様な主体の連携・協働による都市マネジメントの推進

1-4 都市の現状と課題

(1) 土地利用

1) 現状

- 本町は、北部から中部にかけては、なだらかな丘陵地となっており、南部は和泉山脈に連なる山地となっています。
- 「市街地」の大半は町域の北部に集中しており、一部の地域では昔ながらの街並みが広がっているほか、熊取駅周辺及び国道170号沿道には、商業・サービス施設等が立地しています。

これらの市街地を取り囲むように周辺の丘陵地には、大規模な住宅地開発などによる、良好な低層住宅地が形成されています。

- 一方、「農地」については、河川に沿った低地や丘陵地にみられますが、大規模な農地は少ない状況です。

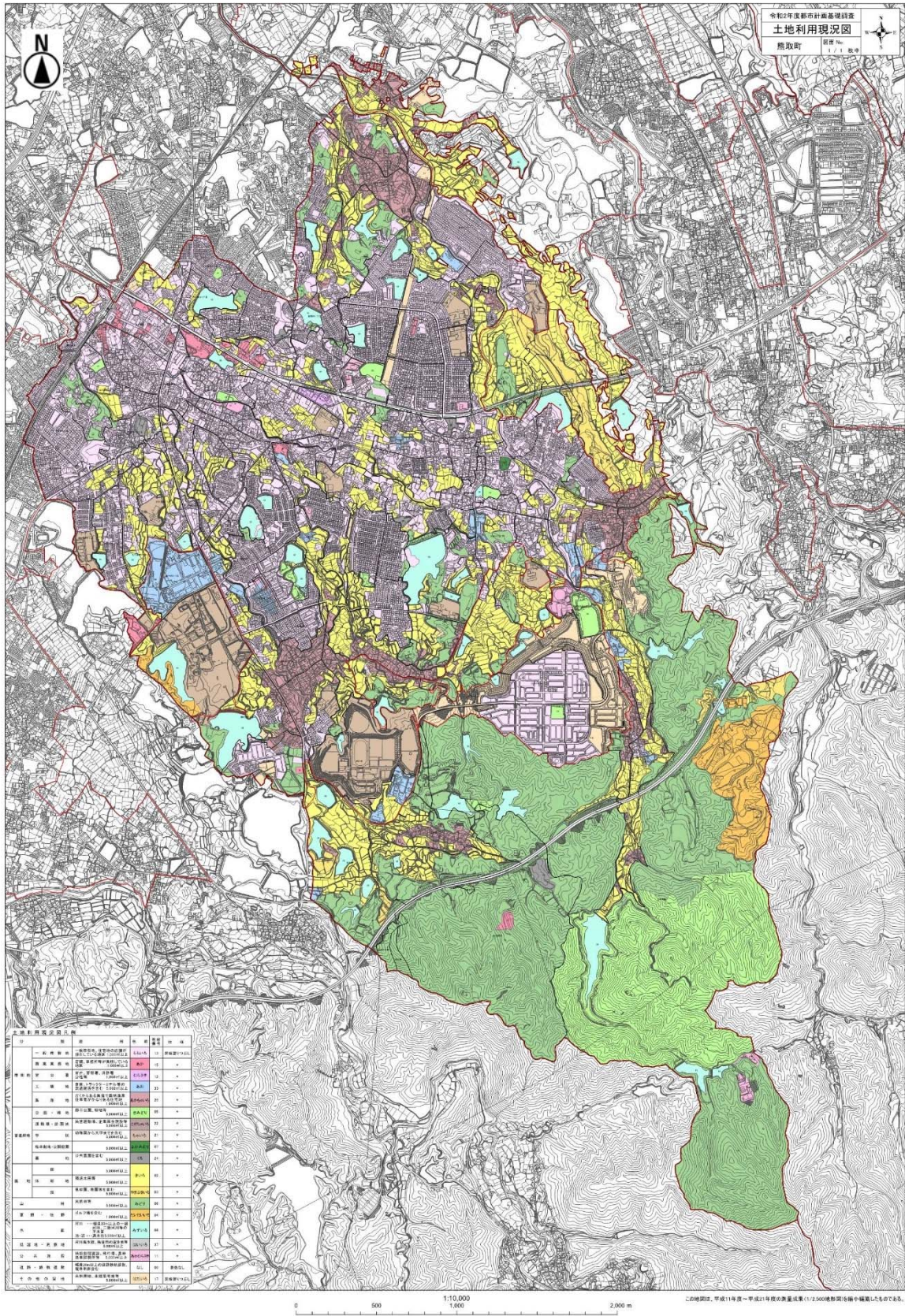
また、町の南部には、奥山雨山自然公園などがあり、豊かな自然環境に恵まれています。

2) 課題

- 今後、予測される人口減少社会の到来に対応していくため、これまで行ってきた住宅開発や施設の立地、公共施設整備を基盤としながら、行政、医療・福祉、商業、交流などの都市機能を集約し、公共交通でつなぐことにより、誰もが身近に都市サービスを享受できるコンパクトで持続可能なまちとして発展させていく必要があります。
- 市街化調整区域については、「市街化を抑制する区域」という基本理念を堅持しつつ、自然資源や既存ストック等を活かした利活用を図り、その魅力を最大限に引き出すことが必要です。
- JR熊取駅の西地区においては、快速停車駅としてのポテンシャルを活かした土地利用を促進し、町の玄関口にふさわしいにぎわいの創出を図る必要があります。

■土地利用現況図

土地利用現況図



資料：都市計画基礎調査〔2020年（令和2年）〕

(2) 都市基盤施設等

道路や上下水道などの都市基盤整備については、概ね計画的に進んでいます。また、公園整備については、宅地開発等に伴い住宅地内に小規模な公園が整備されています。

交通面では、関西国際空港に近接し、J R 阪和線の熊取駅（快速停車）があることにより、J R 天王寺駅から快速で30分という大都市への良好なアクセスを有しています。

その他の公共交通機関として、南海ウイングバス南部、和歌山バス那賀の路線バスや町内循環バス（ひまわりバス）が運行されています。

1) 道路・交通

①現状

- 本町の道路網は、東西に国道170号〔(都) 大阪外環状線〕、国道170号(旧)を、南北に主要地方道大阪和泉南線〔(都) 大阪岸和田南海線〕、(都) 泉州山手線を軸とし、町の西側には主要地方道泉佐野打田線、一般府道泉佐野熊取線などがあり、これらに接続する町道で構成されています。
- 広域幹線道路である主要地方道大阪和泉南線〔(都) 大阪岸和田南海線〕が事業中（一部区間暫定2車線供用中）、(都) 泉州山手線〔(都) 大阪外環状線より北側部分〕が事業着手、国道170号〔(都) 大阪外環状線〕が暫定2車線での供用となっています。
- 朝夕の通勤・通学の時間帯には国道170号〔(都) 大阪外環状線〕、国道170号(旧)及び府道、また、これに接続する町道において、渋滞が発生し、歩行者に対する配慮も必要な状況となっています。
- J R 熊取駅の1日の平均乗車客数は約8千人（令和3年度末）となっており、本町の玄関口として重要な役割を果たしています。
- 町内の公共交通として、路線バス（4路線）や、各地域と公共施設を結ぶ町内循環バス（ひまわりバス）が運行されています。

②課題

- 都市計画道路については、町の骨格を形成する重要な広域幹線道路となるため、主要地方道大阪和泉南線〔(都) 大阪岸和田南海線〕及び(都) 泉州山手線の早期完成に向けた大阪府への要望活動を継続していくとともに、国道170号〔(都) 大阪外環状線〕を中心として発生している渋滞の解消や、歩行者等の安全を図る道路整備の推進が必要となっています。
- J R 熊取駅東側の交通広場の渋滞対策が求められており、熊取駅への交通量を東西に分散するため、J R 熊取駅西側に交通広場などの整備が必要となっています。
- 町内の道路改良事業については、道路整備計画にもとづき優先順位を勘案のうえ、地域住民との合意形成を図りながら、道路整備の推進を行っていく必要があります。

- 道路橋梁及び道路舗装などの経年変化による施設の損傷、劣化が進行しており、計画的な施設の修繕など、道路施設を適正に管理する必要があります。
- 児童・生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保が求められています。
- 町内を連結する交通ネットワークの強化・充実を図り、公共交通の利便性を向上することが必要です。
- 町内循環バス（ひまわりバス）の運行については、住民や関係機関と協議しながら、より利便性の高いルート設定や効率的な事業運営を行うことが求められています。

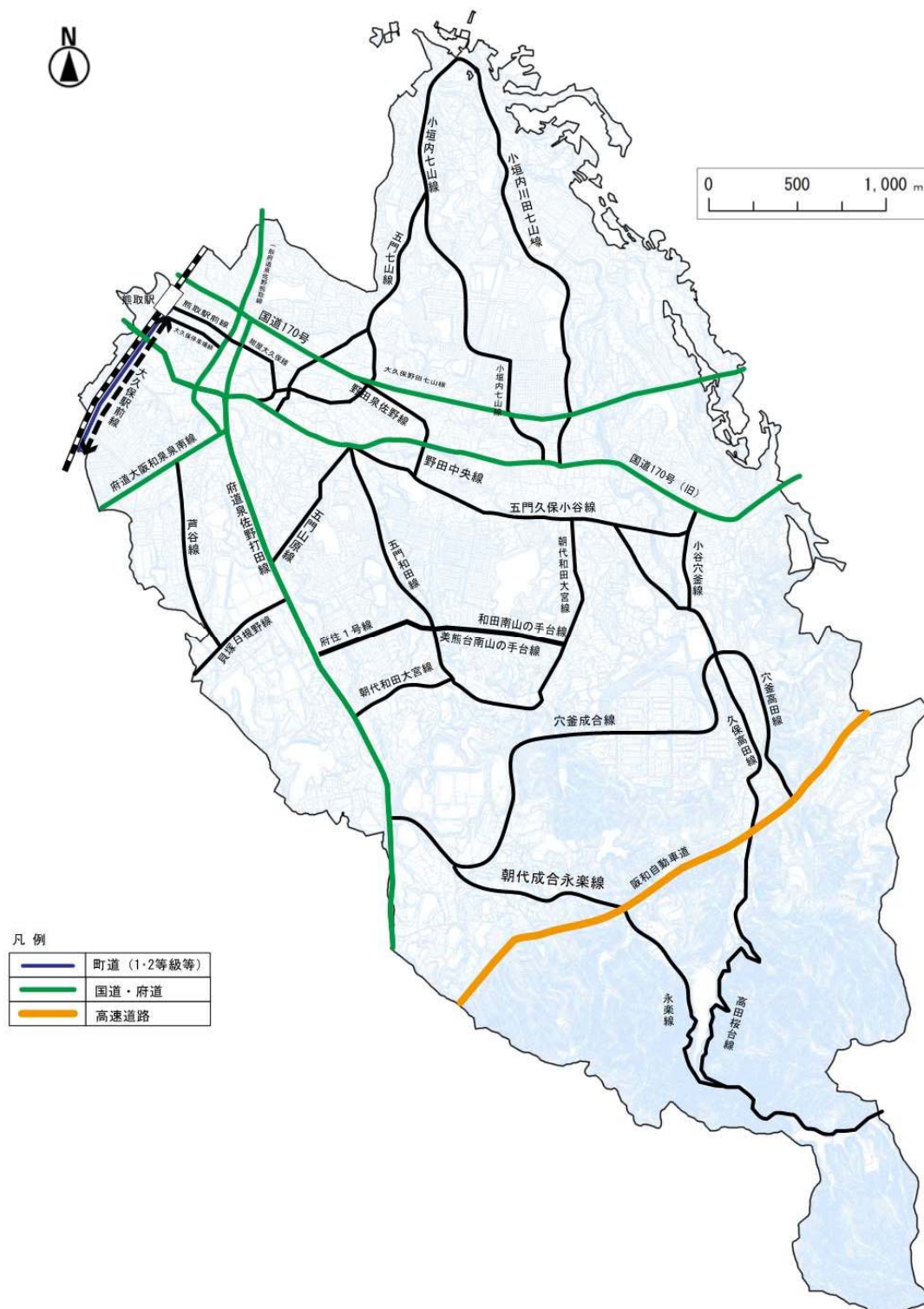
■ひまわりバス



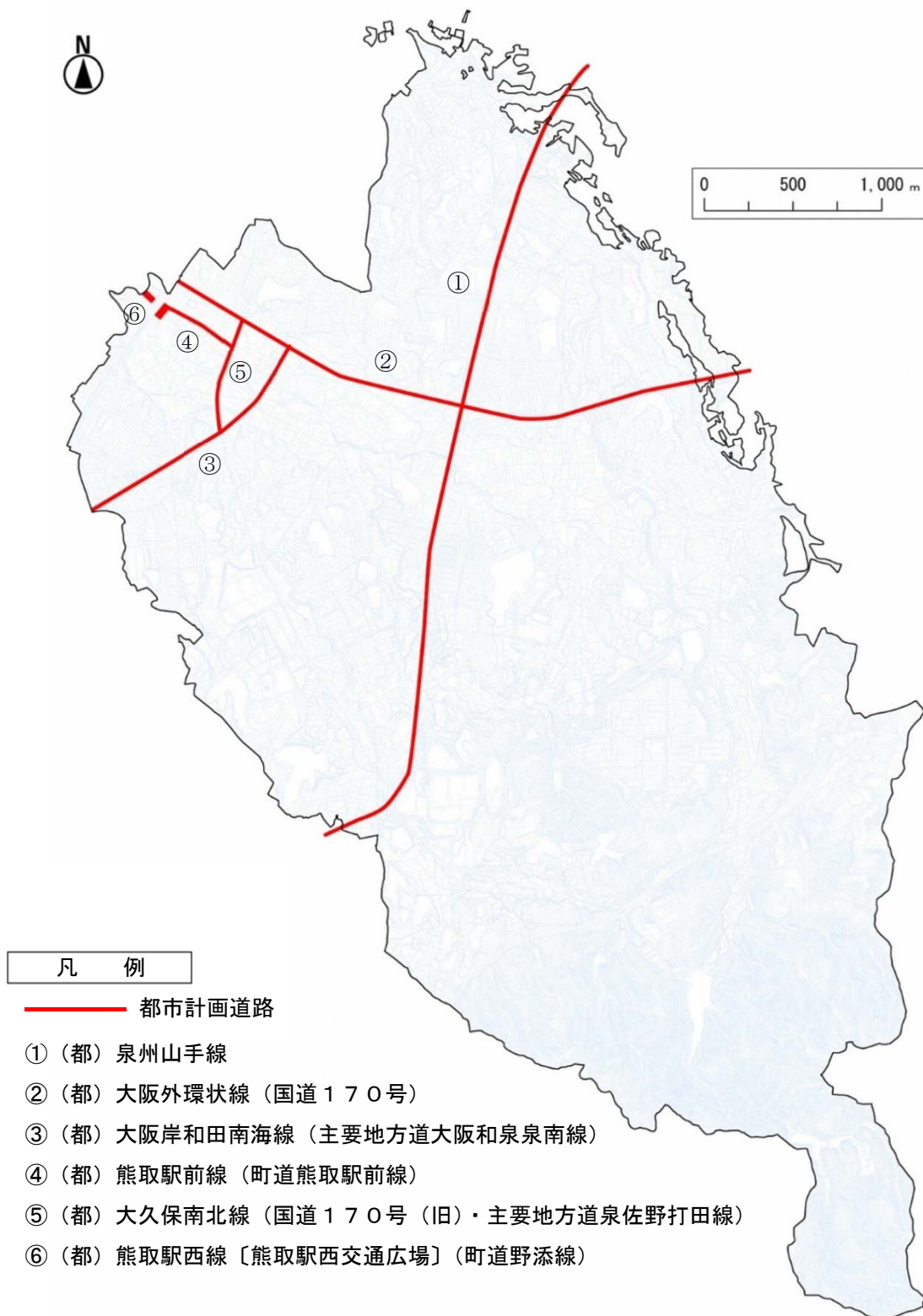
■JR 熊取駅と夢広場



■道路網現況図



■都市計画道路網図



2) 公園・緑地等

①現状

- 本町は奥山雨山自然公園を中心とした豊かな緑と、市街地内のまとまりのある農地、また、国の重要文化財に指定されている建物や、主要な社寺が残され、良好で豊かな自然環境に恵まれています。
- 本計画の改定と併せて、2018年（平成30年）3月に「熊取町みどりの基本計画」を改定し、「貴重なみどりの保全・継承」、「多様なみどりの創出」、「みどりの拠点づくり」、「ネットワーク形成」及び「協働によるみどりづくりやふれあいの場の拡充」を目標に各施策を進めています。
- 都市公園では、2015年（平成27年）11月に「元気いっぱい!!夢いっぱい!!みんなが楽しめてみんなに誇れる公園」をコンセプトに開園された永楽ゆめの森公園及び奥山雨山自然公園の地区公園（2箇所）、中央公園及び長池オアシス公園の近隣公園（2箇所）、その他の街区公園（111箇所）が点在し、合計115箇所の公園が整備されています。
- 2018年（平成30年度）から永楽ゆめの森公園、永楽墓苑について、指定管理者による施設管理を開始し、施設管理費の縮減と住民サービスの向上を進めました。

■公園の整備状況

箇所数	面積（ha）	住民一人あたりの公園面積（㎡）	府内全域における一人あたりの公園面積（㎡）
115	23.98	5.57	5.5

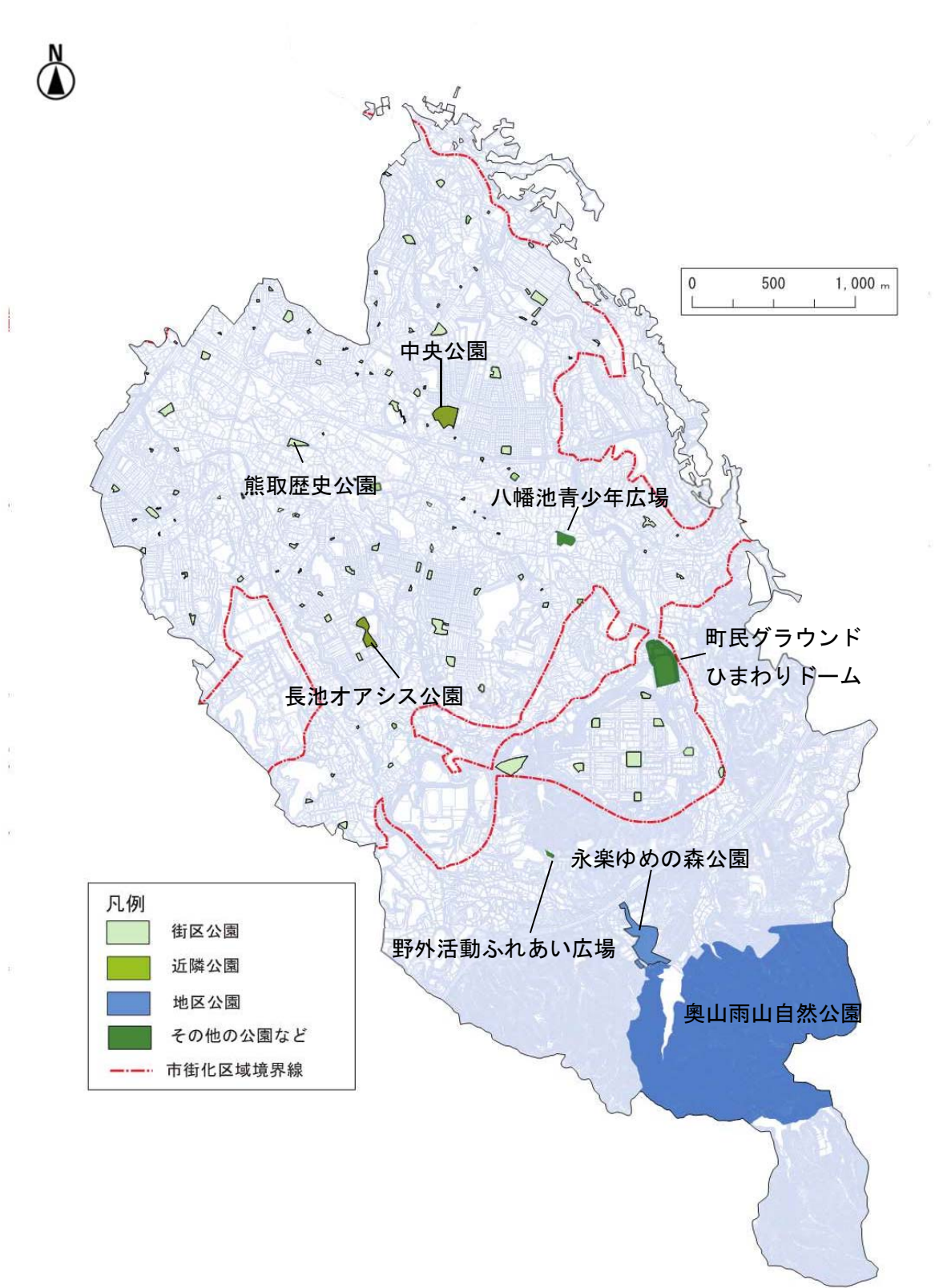
〔2022年（令和4年）3月末現在〕

〔※府内全域における一人あたりの公園面積（㎡）については、2021年（令和3年）12月末現在〕

②課題

- 奥山雨山自然公園や永楽ダム周辺の豊かな自然環境を維持し、保全・活用していくとともに利用者数の向上に努めていく必要があります。
- 大多数の公園において施設の老朽化が進んでおり、まちなか公園を安全に使用するためには、老朽化した公園施設の修繕や更新が必要となっています。このことから、熊取町公園施設長寿命化計画に基づき計画的な改修を進める必要があります。
- 近年では少子高齢化や地域的な人口偏差も進んでいることから、公園の配置の見直しや機能の集約及び管理形態の見直しを行っていく必要があります。

■公園等現況図



資料：都市計画基礎調査〔2020年（令和2年）〕、国土数値情報（国土交通省）

3) 下水道

①現状

- 公共下水道の普及率については、83.2%〔2022年（令和4年）3月31日現在〕となっており、全国平均をやや上回っていますが、その反面、未整備地域からの早期の下水道整備を要望する声が多くなっています。
- 将来にわたり、持続可能で健全な下水道事業の運営を実現していくため、今後10年間の下水道事業の中期計画を示した「熊取町下水道ビジョン（経営戦略）」を令和3年3月に策定しました。

②課題

- 今後、人口減少等に伴う下水道使用料収入の減少が想定される一方で、施設の維持管理や更新需要は増大していくことから、事業を安定して継続するために、財源の確保や事業の効率化について検討する必要があります。
- 施設の老朽化の進行等を踏まえ、今後は「ストックマネジメント計画」に基づいた、計画的かつ効率的な下水道施設の維持管理を行う必要があります。
- また、公共下水道が未普及地域への早期整備に向け、計画的で効率的な整備を推進していく必要があります。

4) 河川・ため池等

①現状

- 町内の主要な河川として、見出川（2級、準用、普通）、住吉川（2級）、雨山川（2級、普通）、和田川（普通）が流れており、治水対策に重要な役割を果たしています。
- 河川周辺には農地や樹林地、歴史資源も残され、近年では市街地でもゲンジボタルの生息が確認されています。
- 本町には80箇所の町有のため池が残されており、その多くは周辺の農地や樹林地と一体となって、水鳥や水生植物など多様な動植物の生息の場ともなっています。
- そのうち長池では、身近な親水空間として「長池オアシス」が整備され、農業体験を通して健康で活動的なレクリエーションを行う場としてオアシス農園が設置されています。

②課題

- 主要な4河川（見出川、住吉川、雨山川、和田川）については、防災面を重視した補修工事や堆積土砂の撤去など適正な維持管理を行うとともに、2級河川の未改修区間においては、早期な事業完了を大阪府に要望していく必要があります。
- 受益地が無くなったため池については、廃止を含め活用方法の検討を行っていく必要があります。
- 今後もため池の維持管理を適切に行っていくためにも、太陽光発電施設の設置など、ため池を有効に活用していく方策を検討する必要があります。

■河川・ため池現況図



資料：都市計画基礎調査〔[2020年（令和2年）]、国土数値情報（国土交通省）

(3) その他の公共公益施設

1) 現状

①義務教育関連施設

- 本町では、5つの町立小学校（中央小学校、西小学校、南小学校、北小学校、東小学校）と3つの町立中学校（熊取中学校、熊取北中学校、熊取南中学校）を運営しています。

また、私立では大阪体育大学浪商高等学校及び浪商中学校が運営されています。

- 2012年（平成24年度末）をもって、町立小中学校施設の耐震化率は100%となっています。また、非構造部材耐震化においても2015年（平成27年度末）をもって対応済みとなっています。

町立小学校	町立中学校
・中央小学校 ・西小学校 ・南小学校 ・北小学校 ・東小学校	・熊取中学校 ・熊取北中学校 ・熊取南中学校



②高等教育研究施設 —大学のあるまち—

- 本町は、1951年（昭和26年）の町制施行以来、1963年（昭和38年）に京都大学原子炉実験所が設置され、翌年、1964年（昭和39年）に熊取駅が快速停車駅となったことを契機として、人口が急増し、農村型集落から大都市近郊住宅都市へ、また、この間、関西医療大学、大阪観光大学、大阪体育大学が設置され、府内有数の「学園文化都市」へと大きな発展を遂げてきました。

③保育関連施設

- 本町には、3箇所の公立保育所（中央保育所、北保育所、東保育所）と4園の民間保育所（アトム共同保育園、つばさ共同保育園、すみれ保育園、西保育園）、2園の認定こども園（さくらこども園、フレンド幼稚園）が立地しています。

また、小学校区ごとに1箇所の公設民営の学童保育所（中央学童保育所、西学童保育所、南学童保育所、北学童保育所、東学童保育所）を設置しています。

なお、幼稚園については、大阪府知事認可の私立幼稚園1園（熊取みどり幼稚園）が運営されています。

④文化・スポーツ施設

- 公民館・町民会館、ひまわりドームをはじめとする文化・スポーツ施設等は充実しています。
- 2005年（平成17年）には、生涯学習や文化・歴史の中核施設である煉瓦館も開館しています。
- 1994年（平成6年）に開館した熊取図書館では、学校図書館との連携をはじめとする子どもの読書環境の充実や、高齢者向けの講座の開設、駅下にぎわい館での予約図書の貸し出し（返却）など、充実したサービスを提供しています。

⑤保健・医療・社会福祉施設

- 熊取ふれあいセンターを中心として、町内の医療機関（病院、医院・診療所、歯科医院）と連携しながら、地域住民の保健福祉及び住民主体の健康づくりを推進しています。
- 老人福祉センターについては、高齢者の福祉関係団体の主催する会議、集会、催事等に利用されています。
- 老人憩の家については、地域の集会施設として町内各地区に立地し、地域の会合や行事等に利用されており、このうち単独老人憩の家は2021年（令和3年度）をもって一部の地区を除き耐震化が完了しています

⑥供給処理施設等

- 本町では、ごみ処理施設（環境センター）、火葬施設（斎場）、墓地（熊取永楽墓苑）を都市計画施設として定めており、それぞれの施設において、適正な維持管理を行っています。

2）課題

①学校教育関連施設

- 学校施設では、老朽化が進む施設の計画的な改修等の実施、また、教育環境の向上のため、質的な改善も必要です。

②保育関連施設

- 施設の長寿命化対策とともに、より安全・安心で快適な保育環境の維持・整備が必要となっています。

③文化・スポーツ施設

- 耐震化を含めた安全対策及び長寿命化が必要です。

④保健・医療・社会福祉施設

- 熊取ふれあいセンターについては、施設の長寿命化を見据え、計画的な改修等の実施、適正な維持管理が必要です。
- 老人福祉センターについては、施設のさらなる利活用を図るため、耐震化を含めた安全対策及び長寿命化が必要です。
- 老人憩の家については、旧耐震基準である老人憩の家併設地区集会所の耐震化など安全対策が課題となっています。今後も各地区の集会施設として地域住民が広く利用できるよう運用を継続しつつ、地域における福祉・介護予防の拠点として、地元自治会と連携しながら、多面的な利用を図っていく必要があります。

⑤供給処理施設

- 環境センター及び斎場については、施設の老朽化が進んでいるため、今後の運用方針を定め、適切な施設運営及び長期維持補修計画に基づいた施設の適正な維持管理が必要です。
- 熊取永楽墓苑については、隣接する永楽ゆめの森公園と一体的に管理し、効率的な管理が必要です。

(4) 市街地整備

1) 現状

- 市街化区域における大規模な宅地開発は一定完了し、産業構造の変化に伴う農地や既存宅地の転用による小規模な宅地開発が進行しています。
- また、J R熊取駅東地区(6.14ha)において、土地区画整理事業による面的整備を行い、1997年(平成9年)に事業を完了しています。
- 駅東地区では、2000年(平成12年)に近隣商業地域への用途変更を行い、商業・業務施設の誘導を行っています。
- 駅西地区では、大阪府・泉佐野市と協力して(都)熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路の整備に取り組むとともに、「熊取駅西地区まちづくり協議会」による土地利用の検討が進んでいます。

2) 課題

- 良好な市街地の形成を図るため、住民の意見を取り入れながら、地区計画制度の導入などの検討を行うとともに、開発指導要綱などによる適正な開発指導を引き続き実施していく必要があります。
- J R熊取駅の東西において、快速停車駅としてのポテンシャルを活かした土地利用を促進し、J R熊取駅～役場間の都市機能の集積による中心市街地の魅力向上により、町の玄関口にふさわしいにぎわいの創出を図る必要があります。
- 駅西地区については、(都)熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路の整備を進めながら、生活に便利で快適な駅前地区を創っていくために、具体的な土地利用を構想していく必要があります。

(5) 住宅・住環境

1) 現状

- 本町は、コンパクトな町域の中で、大規模な低層戸建住宅地の開発や公共施設の立地、都市基盤を整備するとともに、自然環境を保全・活用しながら発展を遂げてきた結果、「住宅都市」、「学園文化都市」としてのイメージが定着しています。

2) 課題

- 住生活基本法等の理念を踏まえつつ、豊かな自然環境と都市機能を併せ持つ本町独自の住宅都市としての居住空間を維持し、定住・転入の促進を図ることが必要です。
- 住民の多様なニーズや低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等、配慮が必要な人の生活の安定に対応した住宅を供給する必要があります。
- 住宅セーフティネットとしての町営住宅については、適切かつ効率的な運営が必要です。
- 地区計画制度の活用や、開発指導要綱に基づく適正な指導などにより魅力ある住環境の保全・形成を図る必要があります。

(6) バリアフリーのまちづくり

1) 現状

- 本町では、熊取図書館や熊取ふれあいセンター、煉瓦館など主要な公共施設について、大阪府福祉のまちづくり条例の趣旨に基づく建築物として整備を進めてきました。
- 高齢者、障がい者及び子育て世帯を含めた多くの人々にとっての暮らしやすさの確保のため、歩道の段差解消など、公共施設のバリアフリー化に努めています。
- 2006年（平成18年）にバリアフリー新法が施行され、公共交通施設、福祉施設などについて、バリアフリー化を行うことが義務付けられるようになりました。

2) 課題

- バリアフリー新法に基づき、高齢者、障がい者及び子育て世帯など多くの人が自立して心豊かな生活が送れるよう、公共施設などのバリアフリー化を引き続き行っていく必要があります。

(7) 景観のまちづくり

1) 現状

- 本町には、奥山雨山自然公園をはじめとする豊かな自然環境、国指定史跡である土丸・雨山城跡や国指定重要文化財である降井家書院、中家住宅、来迎寺本堂などの歴史資源、また計画的に開発されたみどり豊かな住宅地などの良好な景観資源があります。
- 公共施設においては、周辺地域の景観と調和した建築を行い、熊取図書館と煉瓦館が、大阪都市景観建築賞（大阪府知事賞）を受賞しています。
- また、国道170号〔（都）大阪外環状線〕沿道及び以南については、それぞれ大阪府景観計画の「大阪外環状線（国道170号）沿道区域」及び「金剛・和泉葛城山系区域」に指定されており、外壁の色彩や意匠等の景観指導基準が設けられ、自然環境などに配慮した景観形成に努めています。

2) 課題

- 景観法に基づき、本町の特性を生かしながら、事業協力者との協働により、個性的で魅力あふれる都市景観の保全、創造に取り組んでいく必要があります。
- 個性的で魅力あふれる都市景観を創造する公共施設や文化財等については、適正な保存と活用方策の検討が必要です。

(8) 安全・安心なまちづくり

1) 現状

- 近年、全国各地で台風や集中豪雨で大規模な災害が発生しています。また、南海トラフ巨大地震の発生が懸念され、住民の防災への関心が高まっています。
- 「熊取町地域防災計画」にもとづき、住民との相互協力のもと、防災活動の総合的かつ計画的推進を図っています。
- 防災の担い手として、自主防災組織の育成に努めています。
- 大規模な地震から住民の生命・財産を守るため、2017年（平成29年）3月に「第2次熊取町耐震改修促進計画」を策定（改定）し、住宅・建築物のさらなる耐震化の促進に取り組んでいます。

2) 課題

- 地震による建物の倒壊等から生命を守るとともに、避難路等の閉塞を防ぐため、耐震性が十分ではない住宅や公共施設の耐震性の向上が課題となっています。
- ため池耐震診断において、耐震性がないと診断されたため池や老朽化したため池の改修及び未改修河川の改修を順次整備していく必要があります。
- 集中豪雨等における浸水被害の防止のため、町全体で雨水・治水・浸水対策等の検討を行う必要があります。

- 大規模災害が発生した場合、地域で暮らす者同士がお互いに助け合う『共助』の精神での対応ができるよう、住民の自助・共助の防災意識と地域の防災力の向上を図ることや立地適正化計画における「防災指針」に基づき、安全・安心な住環境を創出するための各種の取組が必要です。

(9) 環境のまちづくり

1) 現状

- 本町では、住民や事業者の自主的な取組を中心に、大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」をめざした施策に取り組んでいます。
- 公害対策については、関係機関との連携により早期解決に努めるとともに測定作業の実施などにより監視しています。
- 地球温暖化対策実行計画に基づき、公共施設から排出される温室効果ガスの削減に努め、率先的な省エネ活動への取り組みを行っています。
- 循環型社会の推進については、セミナーやイベントを開催し意識の啓発をはかると共に、地域ぐるみによるごみの再資源化収集を実施しています。また、再資源化の促進が持続的に図られる特定のごみに関しては事業者からの要請に応じて、再生利用指定制度を適用しています。

2) 課題

- 大阪でいちばんきれいなまち「くまとり」をめざした施策の取り組みをさらに発展させるため、住民活動の支援と環境美化に対する住民への啓発活動の強化が必要です。
- 公害問題等については、住民の環境意識が高まる中で法令の適正な運用が必要です。
- 町域から排出される温室効果ガスの削減については、国において策定された「地球温暖化対策計画」及び本町が策定する「熊取町地球温暖化対策実行計画」や「再生可能エネルギー導入戦略」に基づき、取り組みの企画・実行・評価・改善を組織として掲げて不断に実施し、2050年カーボンニュートラルに向けて温室効果ガス総排出量の削減に努める必要があります。
- 循環型社会をめざし再資源化に取り組んでいますが、今後、ごみ処理の資源化率を高めていくためには、住民への意識啓発と地域ぐるみの継続した取組が必要です。

(10) 健康のまちづくり

1) 現状

- 少子高齢化が加速し、生活を豊かにする健康・体力づくりがますます重要になってきているなか、地域に住む人々がいきいきと健康に暮らせるまちづくりの実現が求められています。
- 2019年（平成31年）3月に策定した「第3次健康くまとり21」に基づき、「ひとりひとりがいきいきと豊かに暮らせる健康まちづくり」の推進に向けた、さらなる施策・事業を展開しています。

2) 課題

- 地域とのつながりが健康長寿の要素となるため、歩いて通える範囲での健康づくりの拠点を形成することで地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域で健康づくりに携わる人材を育成し、住民が主体となった健康まちづくりを進める環境整備が必要です。
- 健康意識の高まりのなか、幼少期から体を動かすことに慣れ親しみ、適度な運動を習慣づけることが重要であり、だれもがスポーツに取り組みやすい環境づくりが必要です。
- 道路などの都市施設については、移動利便性の向上が図られるとともに、健康増進効果にも着目した整備を検討していく必要があります。

(11) 産業・交流のまちづくり

1) 現状

- 「産業振興ビジョン」にもとづき、町内産業の振興を図り、活力にあふれたまちづくりを進めています。
- 広く創業（起業）に対して支援を行っており、とりわけ本町の玄関口であるJR熊取駅周辺における、飲食業を中心とした事業者誘致や、空き家・空き店舗などの遊休不動産の利活用への取組を推進し、また特色ある地域ブランドの開発への支援、生産性向上の取組への支援はもとより、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進への取組に対し支援しています。
- 本町の自然文化等、地域資源の魅力を発掘・発信するとともに、既存の観光資源を活かしたイベント等を通じて、認知度を高め、交流人口の増加に努めています。地域資源の理解に向けた観光教育の実施に努めています。多様な関係者と協働し、にぎわいづくりを推進しています。広域組織に参画し、連携したプロモーションを行っています。

2) 課題

- 魅力的な地域ブランドの確立により、地場産業の継承・活性化を図る必要があります。
- 駅周辺の近隣商業地域などのポテンシャルの高い地区については、周辺の住環境に配慮しつつ、駅近の移動利便性の良さなどの立地特性を活かした産業の振興を推進するとともに、当該駅周辺へ人を誘導し、さらなるにぎわいの創出を図る必要があります。
- 多様な関係者が連携することで、生活、自然、歴史、文化等の地域の幅広い資源を最大限に活用し、ここでしかできない、味わえない体験機会を提供していく必要があります。
- 農業振興については、担い手の高齢化や後継者不足などに対する農業への支援の検討を行う必要があります。

(12) 住民協働、住民参加のまちづくり

1) 現状

- 本町では、古くから地域コミュニティ活動が盛んであり、現在 39 の自治会が設立され、およそ 90%という極めて高い自治会加入率を誇っています。このような強固な基盤を活かし、自主防災組織の結成率及び自治会管理防犯灯のLED化率が 100%となるなど、住民間の自主的な話し合いにより、地域の問題を解決するという理念のもと、協働のまちづくりが進展してきました。
- 本町におけるコミュニティ活動は、自治会や青年団を中心に、地域の伝統行事である「だんじり祭り」や「盆踊り」などを通じて活発な活動が行われています。また、婦人会や子ども会は、女性の社会参加や青少年の健全育成を目的とした活動や、「協働のまちづくり」の理念のもと、町の実施する事業への協力のほか、ボランティア活動などを積極的に行っています。
- 長生会（シニアクラブ）は、高齢者が地域でいきいきと活動できるよう会員相互の親睦と交流を図りつつ、地域貢献活動にも積極的に取り組んでいます。
- 新たに、子育て、健康づくり、介護予防、安全、まちづくりなどの様々な地域課題が生まれ、こうした課題解決に向けた、コミュニティ組織が生まれてきています。

2) 課題

- ライフスタイルやニーズの多様化等に伴い、人と人のつながりの希薄化、自治会への加入率の低下等が懸念されます。
- 地域コミュニティの維持、向上につながる支援はもちろん、地域を越えた活動を行うNPOや住民活動団体等を育てていくことも重要です。



第2章 全体構想

2-1 将来都市像

(1) 都市づくりの目標像

本計画の上位計画である熊取町第4次総合計画では、10年後に熊取町が目指す町の姿を「住みたい 住んでよかった とともにつくる “やすらぎ” と “ほほえみ” のまち」と掲げ、まちの将来像や施策の大綱を以下のとおり設定しています。

本計画では、これらを達成し、めざすべきまちづくりをより明確にするため、都市づくりの目標像を設定します。

熊取町第4次総合計画

まちの将来像

住みたい 住んでよかった
ととともにつくる
“やすらぎ” と “ほほえみ” のまち

～将来像の実現に向けた施策の大綱～

- ① 一人ひとりの意識とご近所のふれあいで暮らしやすいまちをめざします
- ② まちに愛着を持てる、たくましく生きる力を持つ子どもが育つまちをめざします
- ③ だれもがいつまでも健康でいきいきと活躍できるまちをめざします
- ④ 住みたい、住み続けたい、いつか帰りたいまちをめざします
- ⑤ 健全で安定した持続可能なまちをめざします

都市づくりの目標像（目指すべき都市の将来像）

いつまでも住み続けたい自然豊かで活力のあるまち
～コンパクトな中に、くらしの質を高める まちづくり～

総合計画の将来像である「住みたい 住んでよかった とともにつくる”やすらぎ” と”ほほえみ” のまち」、大阪府が定める南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針における土地利用の将来像である「にぎわい・活力ある大阪、みどり豊かで美しい大阪、安全安心な大阪」との整合を図るため、「住み続けたい」「活力あるまち」「自然豊かである」をキーワードとしています。

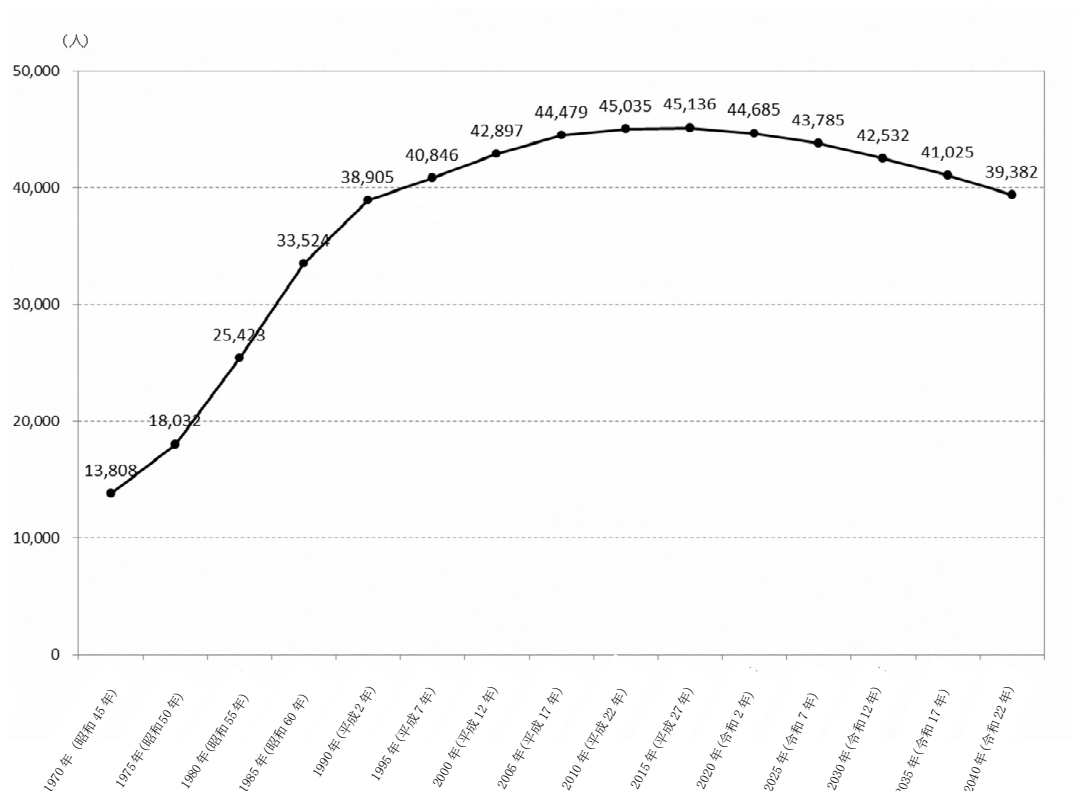
また、サブコンセプトとして、総合計画にもある、まち全体をコンパクトなまちとして発展させて、高齢化をはじめとする住民のライフスタイルの変化等に対応すべく、適切な土地利用の誘導や計画的な公共施設の整備などにより、住民生活の質を高めていくことを目標としています。

(2) 将来人口

第4次総合計画は、2018年（平成30年）を基準年次とし、2027年（令和9年）を目標年次としています。また、熊取町人口ビジョンの将来展望をもとに、目標年次となる10年後〔2027年（令和9年）〕の人口を43,000人程度と想定します。



■熊取町の人口推移と将来人口推計値

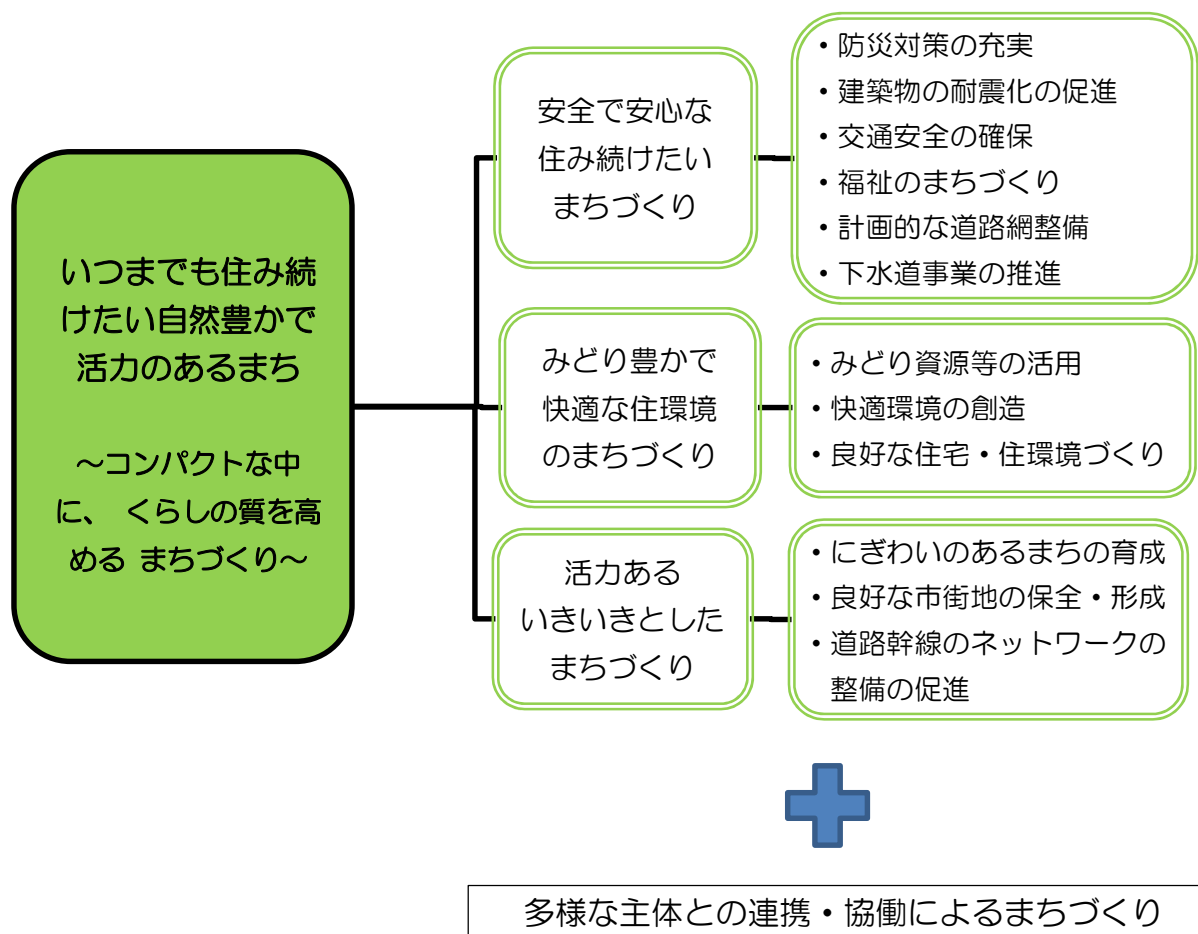


資料：2010年（平成22年）までは国勢調査。2015年（令和7年）以降は国立社会保障・人口問題研究所推計〔2013年（平成25年）3月推計〕※第4次総合計画に記載する将来人口

(3) 都市づくりの基本方針

都市計画マスタープランでは、上位計画や社会情勢、本町の特性、都市づくりの目標像などを踏まえて、都市づくりの目標の達成に向けて取り組むべき都市づくりの方向性・基本方針を以下のように設定し、住民と行政の「協働」によるまちづくりの推進に取り組みます。

■都市形成の基本方針（目標の達成に向けて取り組むべき基本方針）



安全で安心な住み続けたいまちづくり

防災対策の充実

住民との協働による安全・安心なまちづくりをめざし、住民の防災意識の高揚を図るとともに、自然災害や都市災害等に適切に対応できるよう、防災施設や立地適正化計画の防災指針に基づく取り組みを進めます。

建築物の耐震化の促進

地震による建物の倒壊などから生命を守るとともに、避難路などの閉塞を防ぐため、耐震改修促進計画に基づき耐震化を進めます。

交通安全の確保

歩行者などの安全な通行の確保や美観の保持などの道路環境の整備を行うとともに、地域ぐるみで交通安全対策を展開していきます。また、駅前における自転車・バイクなどの放置防止に努めます。

福祉のまちづくり

既存の公共施設及び新設の道路・公共建築物について、バリアフリー新法に対応した必要な整備、改修を進め、すべての人が円滑に移動でき、社会参加がしやすい福祉のまちづくりを全庁的に進めます。

計画的な道路整備

「道路整備計画」に基づき、町内ネットワーク形成に向け、地域幹線道路、生活道路の計画的な整備を進めるとともに、全ての人が安全で安心して通行できるように、道路の整備・維持管理に努めます。

下水道事業の推進

公共用水域の保全や快適な都市生活に不可欠な公共下水道の普及について、計画的かつ効率的に事業推進するとともに、下水道施設の適切な維持管理に努めます。

みどり豊かで快適な住環境のまちづくり

みどり資源等の活用

奥山雨山自然公園をはじめ、市街地の都市公園、緑地については、やすらぎのある施設整備と維持管理を進めていくとともに、河川については、治水対策としての維持管理に努めるほか、公園やため池など豊かな緑地や水辺環境を活用し、みどりのネットワークづくりを進めます。

快適環境の創造

環境保全に対する住民意識の向上を図り、環境美化活動などを積極的に推進するとともに、みどり豊かな自然環境などの景観資源と調和した良好な都市景観の形成に努めるなど、快適環境を創造していきます。

良好な住宅・住環境づくり

立地適正化計画により、誰もが身近に都市サービスを楽しむコンパクトで持続可能なまちづくりを進めていくとともに、各地区の特性を踏まえた住宅・住環境の形成を図るほか、町営住宅の適正な管理運営に努めます。

活力あるいきいきとしたまちづくり

いきいきとしたまちの育成

本町の特性である関西国際空港への近接性や、高度学術研究機能の集積、豊かな自然や歴史文化遺産などを積極的に活用し、観光客の誘致促進など多くの訪問者を迎えることにより、交流人口の増大によりいきいきとしたまちをめざします。

熊取駅周辺のにぎわいづくり

JR熊取駅は、町内で唯一の鉄道駅で、かつ町の主要な玄関口であり、都市機能の集積を図るとともに、良好な景観形成の誘導を引き続き行うとともに、駅西地区では、（都）熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路の整備を進めるなど、生活に便利で快適な駅前地区を創造します。

道路幹線及び都市内交通ネットワークの整備の促進

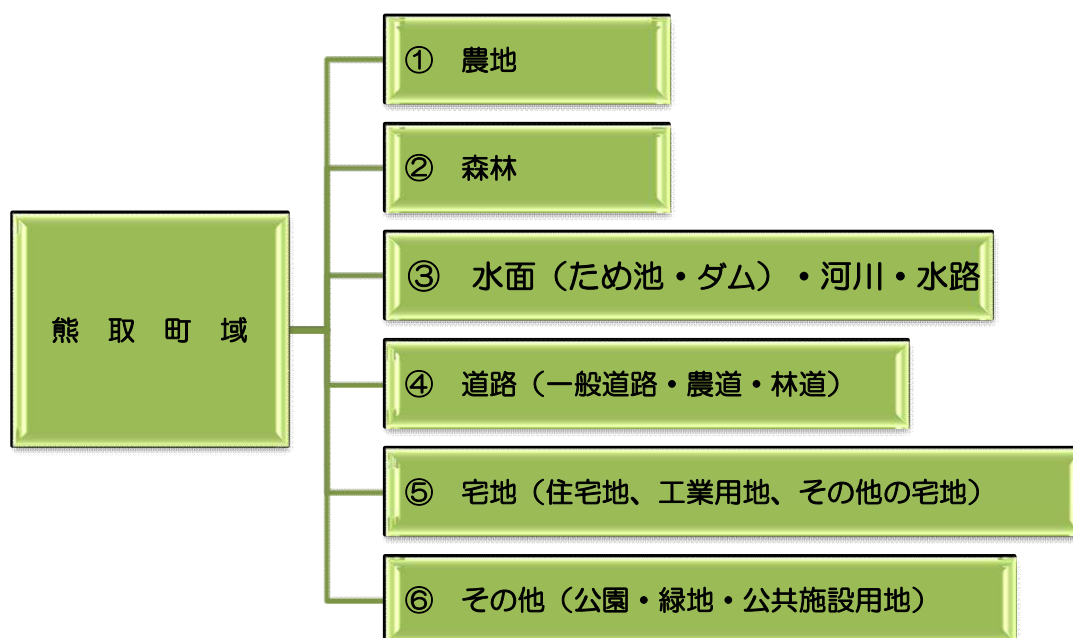
様々な産業・経済活動に伴う物流拠点とを有効に結ぶための隣接市域との広域道路幹線ネットワークの整備やスマートモビリティの推進等による地域公共交通の充実などに努めます。

(4) 国土利用の方針

1) 基本的な考え方

- 国土利用計画は、自然的、社会的、経済的、文化的といったさまざまな条件を十分に考慮しながら、総合的、長期的な観点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた国土の有効利用を図ることを目的とするものです。
- 本町では、国が作成する「全国の区域について定める計画（全国計画）」及び大阪府が作成する「都道府県の区域について定める計画（都道府県計画）」に準じて、本町域における総合的な土地利用の方針を具体的に示すものとして、以下のとおり定めています。

土地利用の体系図



① 農地

市街化区域内的の農地については、市街化を促進すべき農地と、無秩序な市街化や災害の防止などのために保全する農地の区分の明確化について検討します。そのうち、市街化を促進すべき農地が集積する地区は、スプロール化の防止を図るため、住民の協力のもと、面的整備事業などの導入などを検討し、都市基盤施設の整った市街地形成を図ります。

農道、水路などの生産基盤の整備を進めるほか、新規就農の促進を図りつつ、遊休農地の再利用に向けた、耕作者への働きかけや貸借などによる担い手への農地の利用集積に努めます。



② 森林

森林については、防災対策、水源のかん養、地域環境の保全などの多面的機能を有しており、適切な保全が必要です。また、NPO などとの協働による住民参加型の森づくりを推進するとともに、自然や緑とふれあうことにより、やすらぎや憩いが得られる空間づくりを進めます。



③ 水面、河川、水路

水面（ため池・ダム）については、農業用水の安定確保、災害に強い安全なまちづくりの推進、および親水機能などの充実のため、計画的な維持管理・改修を進めるとともに、住民等による管理体制づくりについて検討します。

河川については、安全性の確保、治水機能などの向上のため、その改修・整備を促進します。また、河川は、自然的景観とアメニティ空間を構成する骨格であり、自然や歴史的環境、親水機能の充実などに配慮した改修に努めます。

水路については、農地の利用状況や周辺環境を考慮し、農業用水路としての改修・整備に努めます。



④ 道路

「一般道路」については、防災空間の整備、交通渋滞の解消などのため、広域幹線道路の整備に向けた要望を行うとともに、地域幹線道路、生活道路については町内外のネットワークとしての整備に努めます。また、全ての人が安全で安心して使える道としての整備に努めます。

「農道・林道」については、農林業の生産性の向上及び農林地の適正な管理を図るため自然環境の保全に配慮しつつ、整備に努めます。



⑤ 宅地

「住宅地」については、1965年（昭和40年）代後半からの大規模な宅地開発などにより、良好な低層住宅地が形成されています。今後も、この良好な住宅地の保全・形成を図るため、無秩序な市街地形成の防止及び都市施設の適正な維持管理を行います。また、新たな住宅地の開発については、計画的な土地利用を図るため、農林業などの土地利用との調整及び自然環境の保全、災害の防止などに十分に配慮し、良好な住環境の形成を図ります。

「工業用地」については、既成市街地の住・工混在地区では、適切な規制誘導を行うとともに、公害防止、住・工共存できる環境整備に努めます。

事務所・店舗などの「その他の宅地」については、熊取駅前地区や国道170号（大阪外環状線）沿道を中心に、商業業務施設の計画的な集積を図ります。



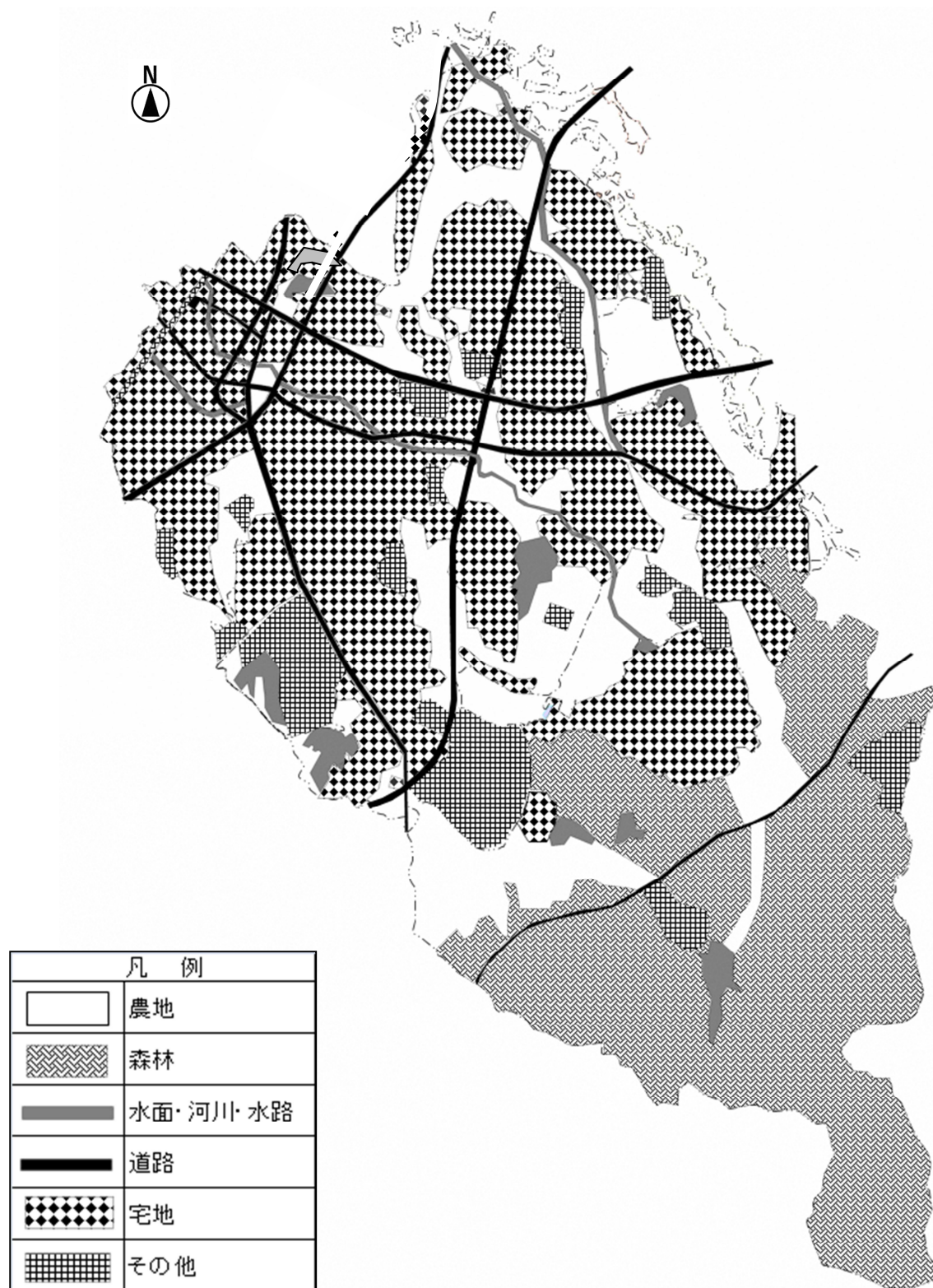
⑥ その他

公園・緑地については、レクリエーション・環境保全・景観・防災ならびにネットワーク形成の観点から、適正な配置に努めます。

教育施設などの公共公益施設用地については、今後の行政需要の多様化に対応しつつ、環境の保全、防災、周囲との調和に配慮し、適正な配置及び維持管理に努めます。



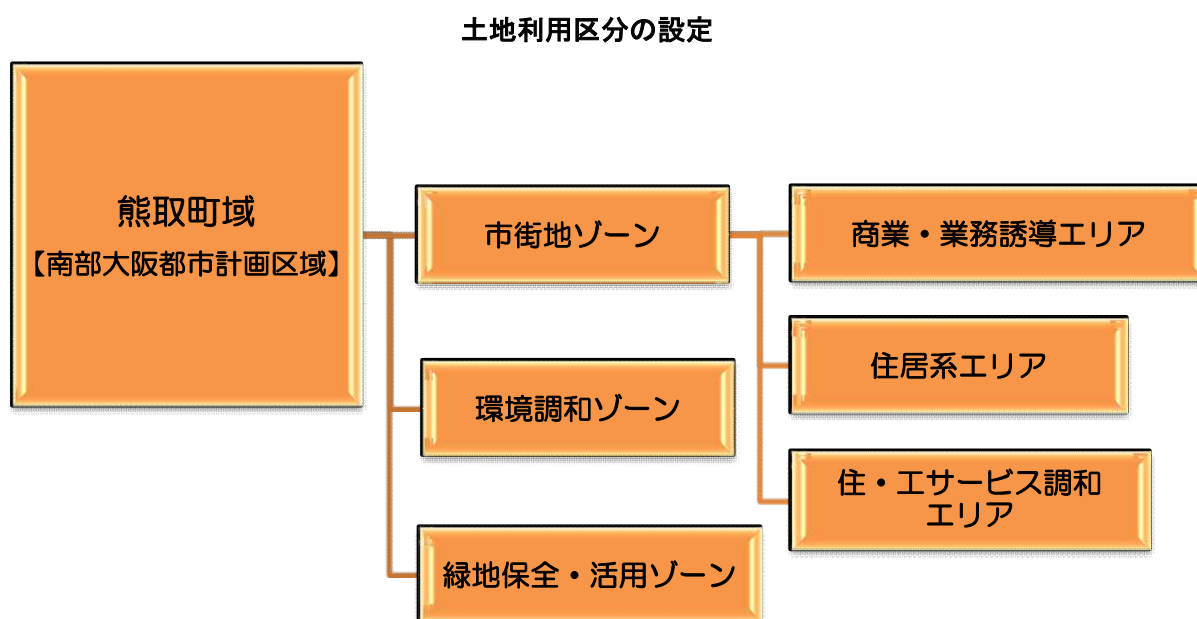
■国土利用に関する土地利用構想図



2-2 都市づくりの方針

(1) 土地利用の方針

本町の土地利用は、第4次総合計画、都市計画法などの趣旨を踏まえ、良好な住環境を保全・形成するとともに、適正な都市機能の集積、土地の有効活用を促進するため、次のように土地利用区分を設定します。



1) 市街地ゾーン

①商業・業務誘導エリア

- ・ JR熊取駅前地区においては、周辺の住環境との調和を図りつつ、商業系用途として配置します。
- ・ また、丘陵部における住宅地の一部においては、周辺と調和を図りつつ、都市機能の集積を進める商業系用途として配置します。

②住居系エリア

- ・ 住居専用地域は、丘陵部の住宅地や大学用地など、良好な住環境の保全・形成が必要な区域に配置します。
- ・ 住居地域は、旧市街地や役場周辺など、各種都市機能と住環境との調和が必要な区域に配置します。

③住・エ・サービス調和エリア

- ・ 準住居地域は、国道170号〔(都) 大阪外環状線〕沿道に配置し、広域幹線道路と一体となった沿道利用を図ります。

- ・ 準工業地域は、地場産業などの工業系施設と住居が混在する地域に配置し、工業用地の緑化促進や公害の監視などにより、住環境との調和を図ります。このうち、産業構造の変化等により工業系施設が減少した地区などは、住居を主体とした地域へと誘導を図るため、用途地域の変更等を検討します。
- ・ 主要地方道大阪和泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕や(都)泉州山手線の沿道は、道路整備とも連携を図りながら、広域幹線道路の沿道としての立地特性が活かされるよう、用途地域の変更を検討します。

2) 環境調和ゾーン

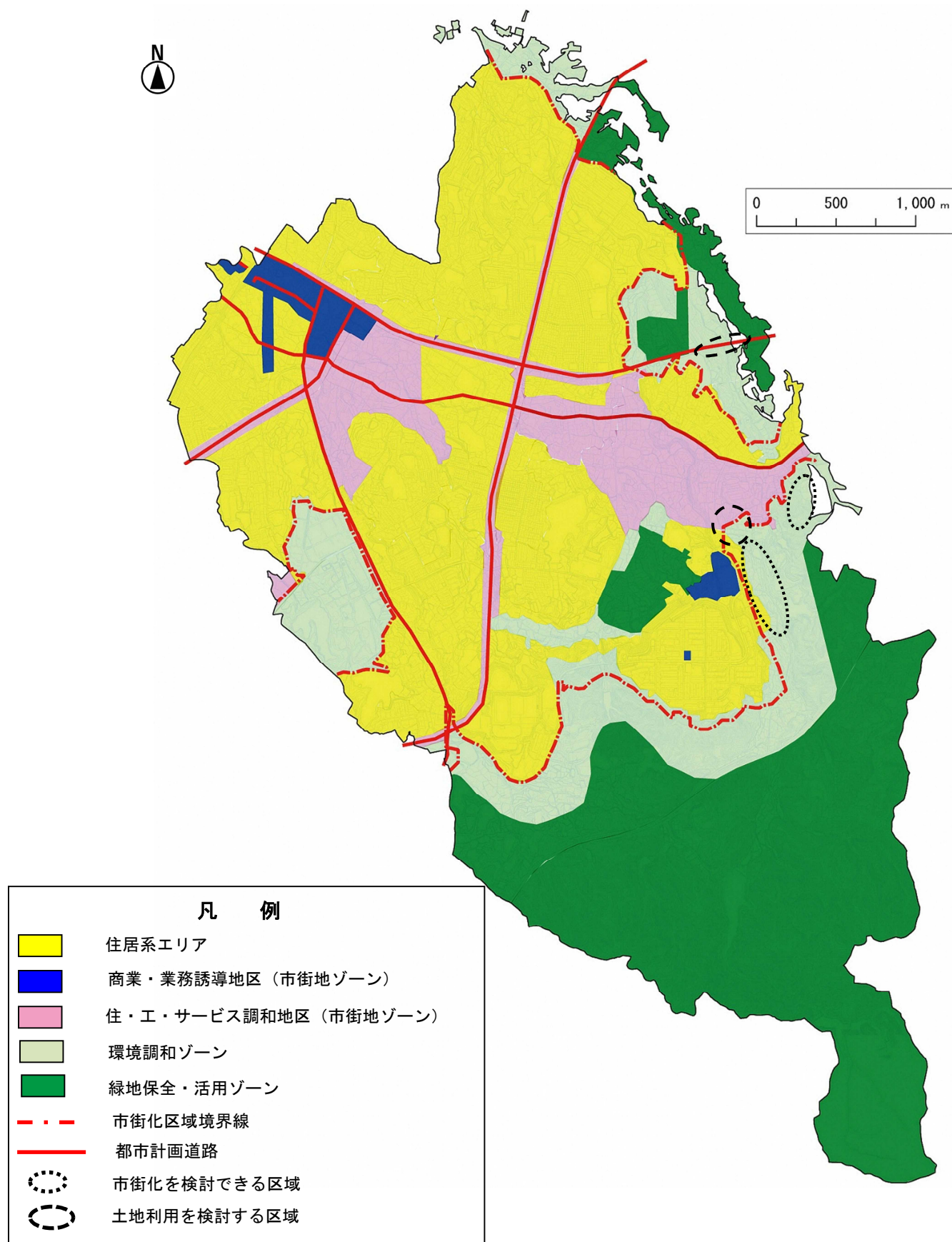
- ・ 環境調和ゾーンは、豊かな自然を有する緑地保全・活用ゾーンと現行の市街化区域との境界部に配置し、農地や緑地の保全に努めるとともに、開発については、町のまちづくりに寄与するものに限定することとし、あわせて公園緑地の整備、緑地協定の活用、市街地の一体化に資する方策を検討し、隣接する2つのゾーンと調和する都市基盤整備の整ったみどり豊かな市街地形成を誘導します。
- ・ このゾーンのうち、市街化区域に隣接し、区域全体が市街化区域から概ね100m以内にある0.5ha以上の開発行為については、上記の土地利用の考え方にそって、周辺環境との親和性、定住魅力のある良好な住環境の形成など、本町がめざすまちづくりに対する影響の有無、さらに本町が行う事業への支障の有無など、その適否について検討します。また、開発区域に対して地区計画を策定するなど、規制・誘導手法についても検討します。ただし、市街化を検討できる区域については、市街化区域から概ね350mとします。
- ・ 国道170号〔(都)大阪外環状線〕及び主要町道の沿道地域については、周辺環境と調和した土地利用を検討します。

3) 緑地保全・活用ゾーン

- ・ このゾーンは、市街地の後背に展開する森林や農地を活かして、自然と共生する町域形成を図るうえで中心となるゾーンであり、奥山雨山自然公園や永楽ダム周辺は桜の観賞や散策に広域圏から多くの人が訪れるなど、広域的にも親しまれているゾーンです。

したがって、このゾーンは、森林や農地を保全するとともに、豊かな自然の中で多様なレクリエーション活動等が行えるよう、永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園、野外活動ふれあい広場などの諸施設の充実を図ります。

■土地利用方針図



(2) 道路交通の整備方針

1) 道路の段階構成と整備方針

本町では、次のような道路の段階構成を定めて、各々の役割に応じた整備を図ります。

①国土幹線道路

- ・ 自動車専用道路の阪和自動車道を位置づけます。
- ・ 阪和自動車道は、広域的な産業や交流活動に伴う高速移動を受け持つとともに、震災等の大規模な災害発生時における救援救助活動を支える骨格ともなることから、機能の維持保全を関係機関に要望します。

②広域幹線道路

- ・ 広域幹線道路は、国道 170 号〔(都) 大阪外環状線〕、主要地方道大阪和泉泉南線〔(都) 大阪岸和田南海線〕、(都) 泉州山手線、主要地方道泉佐野打田線を位置づけます。
- ・ これらの広域幹線道路は、本町と広域圏を結び、町域の骨格を形成し、災害発生時の緊急輸送ルートなど多様な機能をもつ重要な路線となることから、積極的な事業推進に向けた関係機関との協議を進めます。
- ・ 主要地方道大阪和泉泉南線〔(都) 大阪岸和田南海線〕の早期完成及び国道 170 号〔(都) 大阪外環状線〕の 4 車線化の早期事業化を大阪府に要望していきます。
また、(都) 泉州山手線については、泉州山手線整備推進協議会（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・熊取町により構成）等による早期完成に向けた要望活動を推進していきます。

③地域幹線道路

- ・ 地域幹線道路は、隣接市域や広域幹線道路により区分される各地域の円滑な連絡を受け持ち、地区内から発生する交通を適切に誘導し、広域幹線道路と一体となって市街地の骨格を構成する道路であることから、「道路整備計画」に基づき、町内ネットワークの形成に向けた道路拡幅、歩道設置及び交差点改良等の道路整備を計画的に実施します。
- ・ (都) 熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路を泉佐野市と協働して整備することにより、熊取駅東西に交通量を分散し、熊取駅東交通広場の渋滞緩和を図ります。

④生活道路

- ・ 本町の旧市街地などは、歴史的な面影が残されている反面、狭あい道路も見られ、災害発生時の緊急活動や建築物の適切な更新を阻害する要因の一つとなっています。
- ・ したがって、生活道路における各々の沿道条件を勘案し、幹線道路と連携を図りながら、地域の特性を生かせるよう地域の意向を踏まえ、既存道路の整備を計画的に進めます。
また、安全で快適な街区形成の基盤として、幅員の確保に努めます。

2) 交通の整備方針

①公共交通環境の充実

- ・ 鉄道やバスなどの公共交通機関は、今後、高齢化がますます進展する中で、日常生活の移動手段として重要な役割を担うことが予想されることから、地域の実情、要望等について関係機関に働きかけるほか、低床バスの導入についても働きかけます。
- ・ 町内循環バス（ひまわりバス）は、住民ニーズを踏まえ、公共施設等への移動利便性の向上を図ると共に、公共交通機関を補完しながら持続性のある運行体制の確立に努めます。
- ・ スマートモビリティの推進や、町内循環バス（ひまわりバス）の利便性向上により、地域公共交通の充実による中心市街地へのアクセス確保に努めます。

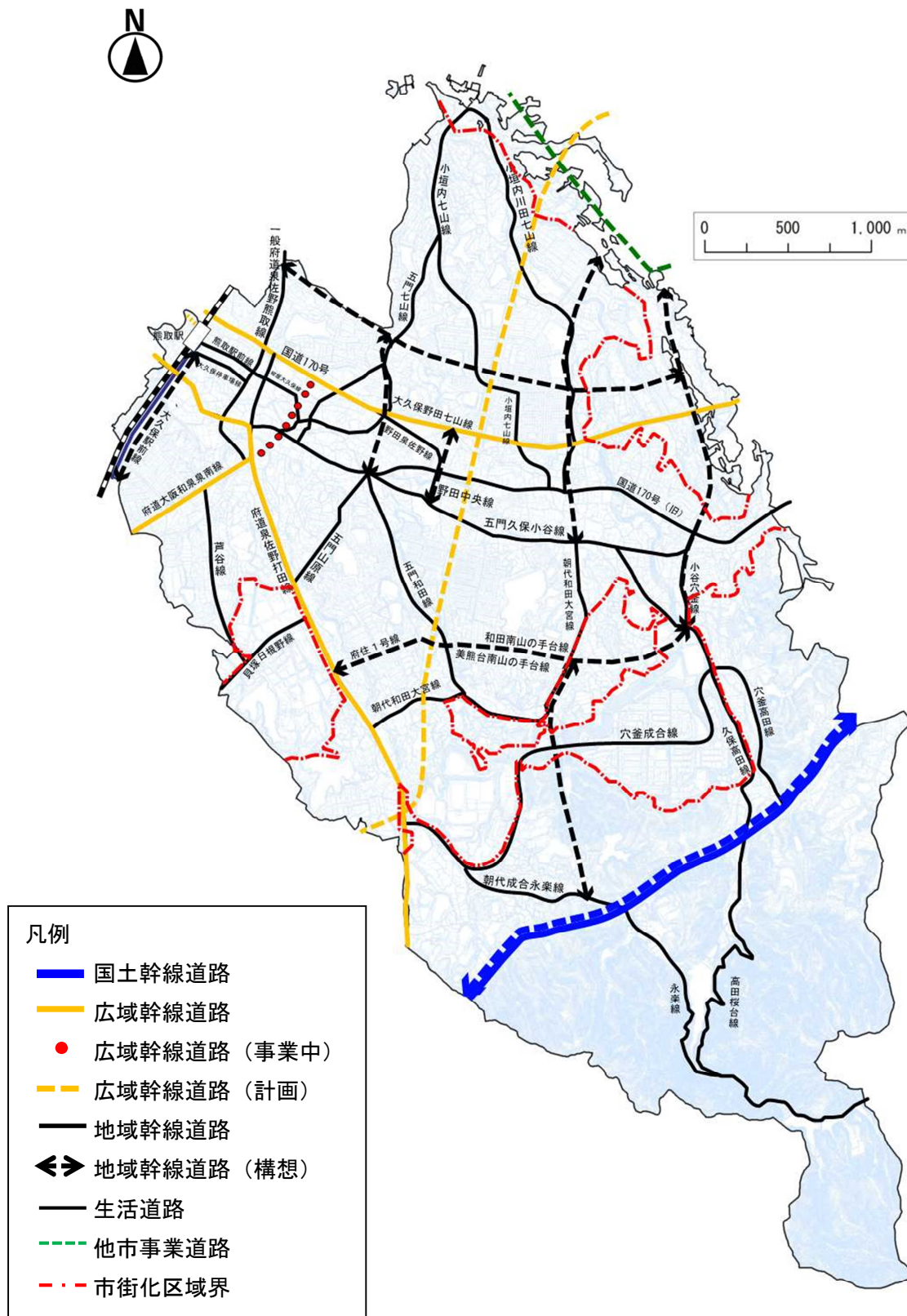
②交通安全の確保

- ・ 「通学路等交通安全プログラム」に基づく路側帯のカラー化や防護柵設置等の交通安全施設の整備を実施します。
- ・ 交通安全教室や安全運転講習会、街頭啓発の実施などを通じて交通安全意識向上の啓発を行うとともに、警察・自治会などと連携し、迷惑駐車の前放などマナーの向上を図ります。
- ・ 地域幹線道路や通学路を中心に歩道の整備に努め、特に高齢者や障がい者などに配慮した歩道の段差解消や危険交差点の改良、防護柵の設置など利用上の利便性、安全性の向上を図る交通安全施設の整備を進めます。
- ・ 高齢者の運転免許自主返納者を対象とした高齢者運転免許自主返納支援を実施し、高齢者による交通事故の減少に努めます。
- ・ 放置自転車等の防止に向けて、警察等関係機関との連携のもと、JR 阪和線熊取駅周辺を中心に効率的かつ効果的な街頭指導を進めるとともに、放置自転車等の強制的な移動・保管やリサイクル自転車としての再利用を引き続き行います。

3) 維持管理の推進

- ・ 道路交通の安全と円滑なる交通確保、その他事故発生の防止などのため、道路パトロールや定期点検を実施しつつ、「修繕計画」に基づき、計画的に道路施設の修繕工事等を実施し、長寿命化を図ります。
- ・ 道路環境については、道路利用者のマナー向上を啓発するため、住民及び事業者との協働による保全活動を促進します。
- ・ 熊取駅東交通広場は、町の玄関口にふさわしい良好な景観が形成されるよう、事業協力者と協働のもと、緑化や美化を重点的に進めます。
また、東西自由通路の適正な管理に努めます。

■道路網等整備方針図



(3) 公園、緑地等の整備方針

「熊取町みどりの基本計画」に基づき、公園・緑地の総合的な整備や、緑化施策を推進します。
また、「熊取町公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的・効率的な公園施設の改築、更新、バリアフリー化を推進します。

1) 都市公園等の整備方針

①街区公園

- ・ 既存の街区公園により量的な充足が図られているが、その誘致圏に属さない地域については、新たな住宅開発などによる充足と、既存施設の活用などによる充足を図ります。
- ・ 既存公園は、少子高齢化の進行などによる利用者の変化などニーズにあった公園、やすらぎのある公園をめざして、地元住民との連携により、統廃合も視野に入れ改修内容を検討します。また、改修を行う場合にはスロープの整備などユニバーサルデザイン化に努めます。
- ・ 公園施設の定期的な点検と長寿命化計画による更新や補修に努めるとともに、地域に親しまれる、利用される公園をめざして、住民との協働による維持管理の方策を検討しながら、地域コミュニティの場としての活用を図ります。

②近隣公園

- ・ ため池、運動広場などの活用を図り、日常的なスポーツ活動や、都市景観形成、配置バランスなどに配慮して個性ある公園として整備に努めます。

③地区公園

- ・ 奥山雨山自然公園においては、施設の老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づき改修に努めます。
- ・ 永楽ゆめの森公園については、指定管理者制度の導入により、住民サービスの向上と経費の節減を図ります。

④総合公園・運動公園

- ・ 町民グラウンド、ひまわりドーム周辺については、総合公園・運動公園としての機能充実及び位置づけを検討します。

⑤その他

- ・ 永楽ダム周辺の永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園、野外活動ふれあい広場、土丸・雨山城跡との一体的な保全・活用策を検討します。

2) 緑地等の整備方針

①自然緑地拠点の活用

- ・ 自然保護活動を行うボランティアを育成・支援するとともに、奥山雨山自然公園、永楽ゆめの森公園や野外活動ふれあい広場等を活用しながら、NPOなどとの協働により、住民の憩いや自然とのふれあい、環境学習の機会づくりを推進します。
- ・ また、森林資源については、渇水や防災対策、水源のかん養などの多面的機能を発揮させながら、適切に保全していくとともに、NPOなどとの協働による住民参加型の森づくりを推進します。

②みどりの拠点づくり

- ・ JR熊取駅周辺、煉瓦館周辺、熊取図書館周辺、和田山周辺及び奥山雨山自然公園周辺については、今後も重点的に良好な景観形成に配慮しながら、やすらぎや憩いが得られるよう、みどりの空間づくりを進めていくとともに、各重点区域を結ぶネットワークについても、可能な限り緑化を推進していきます。

③地域における緑化の推進

- ・ 住宅開発等における緑化の義務付けなど、みどりの回復を進めるとともに、住民による緑化活動への支援や緑にふれあえる機会を提供します。
- ・ 戸建て住宅地などについては、地区計画や建築協定、緑地協定制度の導入などにより、ブロック塀などを極力、設置しないように誘導し、生け垣の確保に努めます。
- ・ 新たな開発地等には、周辺環境との調和、みどり豊かな住環境の創出と保全を誘導するため、地区計画や建築協定、緑地協定制度などの導入を検討します。

④市街化区域内農地の多目的活用

- ・ 市街化区域内農地については、ゆとりある田園風景を保全するため、生産緑地地区の導入等を検討するなど、一団となった緑地の確保に努めます。
- ・ レクリエーション農業の実施により、地域住民の自然に親しむ機会の創出や健全なコミュニティ形成の推進に努めます。

（３）遊歩道等の充実

- ・ 町の個性を活かした公園や、小中学校などの主要な公共公益施設を結ぶような道は、歩道の確保や道路の美装化をはじめ、サイン、ポケットパークの整備、沿道宅地の緑化などにより、道の機能の明確化と、歩行者が安全で快適に楽しく歩ける道として魅力の充実方策を検討します。
- ・ 河川沿いは、遊歩道や街区公園の重点的配置、河川沿い宅地の緑化などを検討し、河川が有する延焼遮断帯や野鳥や昆虫などの生息の場としての機能などの保全、充実に努めます。

特に、永楽ダム周辺については、散策道の整備など、自然とふれあう場の整備を推進します。

- ・ 住民の健康づくりのためのウォーキングの充実を図るため、各種ウォーキングコースの整備に努めます。

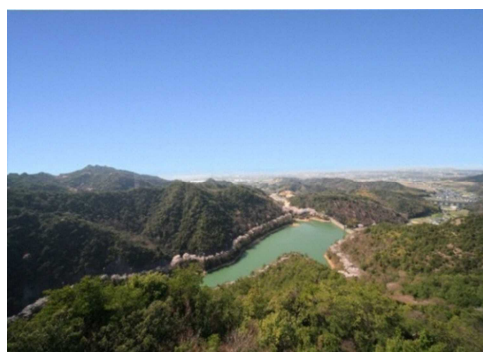
■長池オアシス公園



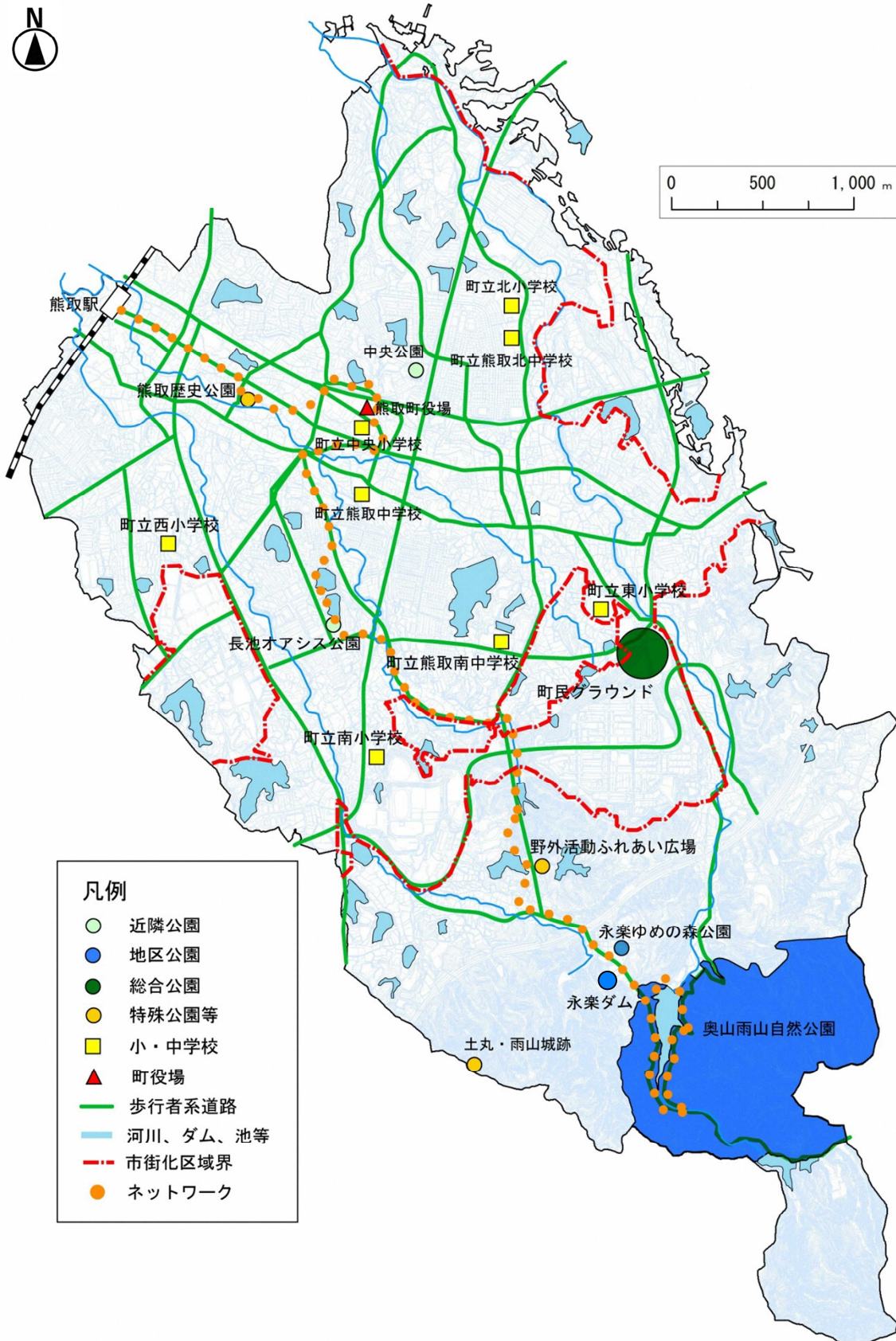
■中央公園



■奥山雨山自然公園



■公園・緑地等整備方針図



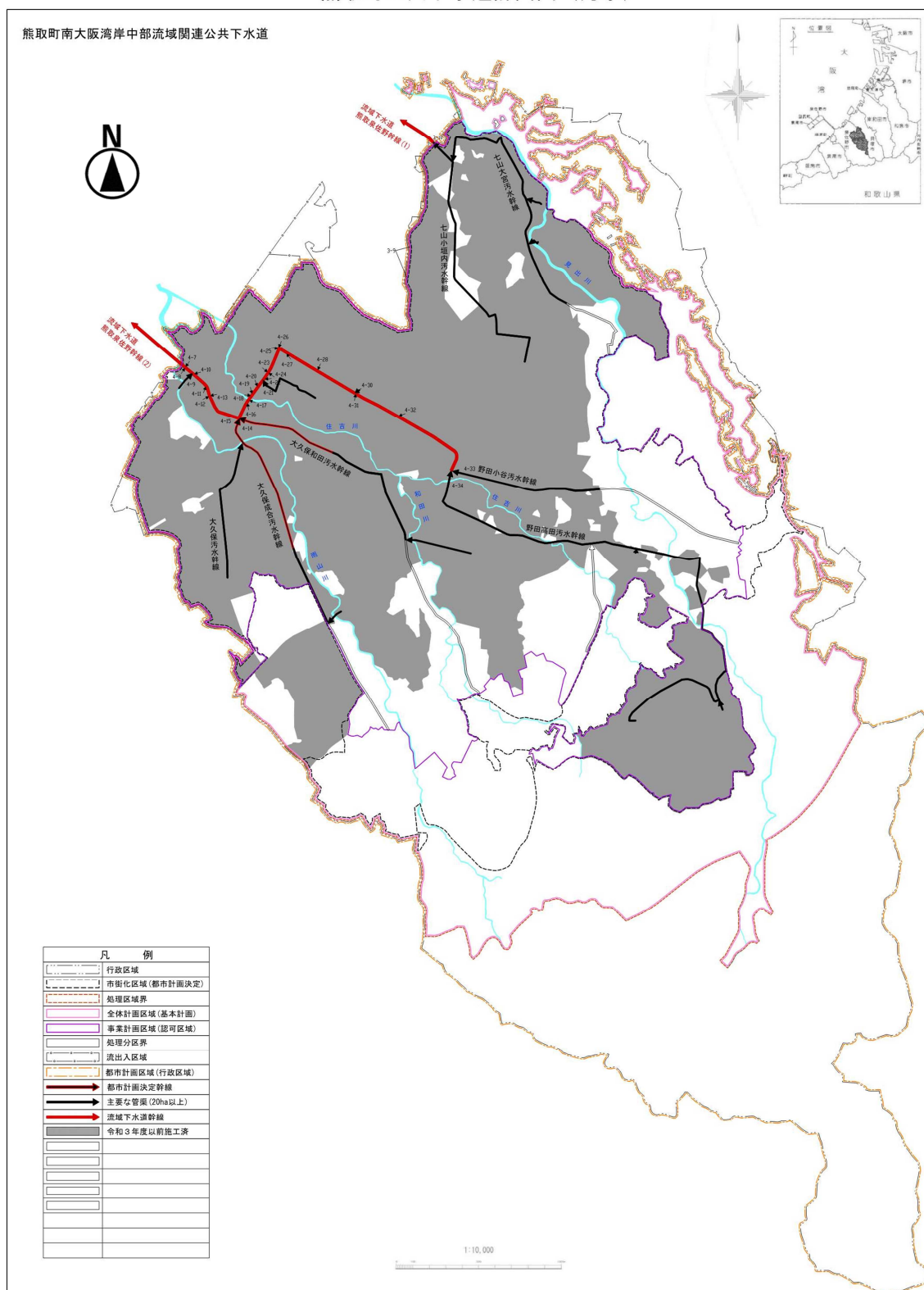
(4) 下水道の整備方針

1) 下水道の整備方針

- ・ 本町では、南大阪湾岸中部流域関連公共下水道の流域下水道幹線が整備済みであり、今後とも、生活環境、生活利便の向上、河川の水質浄化等のため、未整備地域において、計画的・効率的な整備に努めるとともに、水洗化率の向上に向けた支援及び啓発活動を継続します。
- ・ 「ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設の点検調査業務を実施し、施設の状況に応じた適切な維持管理に努めます。
- ・ 「熊取町下水道ビジョン（経営戦略）」に基づき、整備や維持管理にあたって、効果的な財源の確保・運用を図りながら、健全かつ持続可能な下水道事業の運営に取り組みます。

■熊取町公共下水道計画図

熊取町公共下水道計画図（污水）



(5) 河川、ため池等の整備方針

1) 河川の整備方針

- ・ 2級河川住吉川の熊取町内の改修について、調整池やため池等の流出抑制による治水施設と併行して、河道改修の整備に取り組み、早期完成を大阪府に要望するとともに、災害未然防止のため、河川堆積土砂の浚渫等が必要な区間については適正な維持管理を要望していきます。
- ・ 河川は、自然的景観とアメニティ空間を構成する骨格であり、河川周辺には農地や樹林地、歴史資源も残され、近年では市街地でもゲンジボタルの生息が確認されており、自然や歴史的環境などに配慮した改修に努めます。
- ・ 町管理河川についてはパトロールを実施し、補修工事を行うなど適正な維持・管理に努めます。
- ・ リフレッシュリバーくまとり推進会議を中心とした河川環境保全活動を促進します。

2) ため池の整備方針

- ・ 降雨量が比較的少ない本町において、先人達のたゆまぬ努力のうえにつくられたため池は、文化遺産でもあり、町域の個性ある自然的景観とアメニティ空間を構成する主要ポイントともなります。
- ・ 災害に強い安全なまちづくりの推進のため、「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化したため池の改修が必要と判断される施設について計画的な改修を実施するほか、適切な維持管理に努めます。
- ・ 受益地が無い、あるいは他の利活用が可能なため池については、処分あるいは利活用を促進します。
- ・ 奥山雨山自然公園の中心となる永楽ダムは、水源地や桜の名所として保全に努めます。

■永楽ダム周辺



(6) その他公共公益施設の整備方針

1) 教育施設の整備方針

①義務教育施設

- ・ 小中学校の校舎、体育館等施設整備については、長寿命化計画に基づき、計画的な改修やバリアフリー化対策等を進めます。また、老朽化に対応した適切な維持管理を行い、教育環境の充実を図ります。
- ・ 熊取中学校のトイレ洋式化を進め、小・中学校全体のトイレ洋式化整備を完了し、教育環境の質的な改善を進めます。

②生涯学習・文化施設

- ・ 公民館・町民会館、煉瓦館、熊取図書館などの学習活動や文化活動の場となる公共施設については、多様な学習機会を創出し、住民の自主的な活動を支援するとともに、個別施設計画に基づき施設の適正な維持管理に努め、公民館・町民会館については、耐震化及び建て替え等の整備を図ります。

2) 保健福祉施設・社会福祉施設の整備方針

- ・ 熊取ふれあいセンターについては、定期的な保守点検を行い、適切な施設管理のために計画的な修繕に努めます。
- ・ 老人福祉センターについては、適正な運用ができるよう施設の耐震化も含め計画的な維持管理に努めます。
- ・ 老人憩の家については、適正な運用ができるよう施設の計画的な維持管理に努め、また各地区の意向を確認のうえ旧耐震基準の老人憩の家併設地区集会所の耐震化を図ります。

3) 供給処理施設の整備方針

①環境センター

- ・ 環境センターについては、広域での新ごみ処理施設整備に向けた施設整備基本方針の策定や環境衛生評価等業務など、引き続き各種調査を継続的に進めつつ、関係市町との連携協議を進めます。

②大原衛生公苑

- ・ 大原衛生公苑については、令和3年4月1日から泉佐野市田尻町清掃施設組合にし尿等処理事務委託を開始したことにより施設を閉鎖し、令和4年9月30日付けで都市計画施設の廃止を行いました。

③斎場及び熊取永楽墓苑

- ・ 斎場は、施設の老朽化が進んでいるため、他市町との連携も考慮しながら斎場補修計画にもとづく計画的な維持補修・改修を行います。

- ・ 熊取永楽墓苑については、指定管理者による隣接施設との一体的かつ効率的な管理を行います。

(7) 市街地・住宅地整備の方針

健全な市街地形成を誘導するため、市街化区域内において次のように整備方針を定めます。

1) 市街地の整備方針

①町の玄関口にふさわしい熊取駅周辺地区の整備

- ・ 町の玄関口にふさわしい熊取駅周辺の土地利用の活性化を図り、熊取駅西地区では、泉佐野市と協働して、(都)熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路の整備を進めます。

また、図書館・公民館の改修、町民会館の建て替え、熊取駅周辺及び熊取町役場周辺の都市機能の集積による中心市街地における賑わいの創出を図ります。

さらに、「熊取駅西地区まちづくり協議会」の運営を支援しながら、駅西地区のうち近隣商業地域内の土地利用の検討を進めます。

②広域幹線道路の整備促進と沿道土地利用の誘導

- ・ 主要地方道大阪和泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕(一部区間暫定2車線供用中)及び(都)泉州山手線の整備を促進し、国道170号〔(都)大阪外環状線〕との3路線による広域的な交通ネットワークが構築されることにより、本町の都市構造形成上も大きな役割を果たすとともに、交通量の分散による渋滞緩和などの効果が期待できます。

③市街化区域内農地の利用区分の検討

- ・ 市街化区域内の農地は、市街化を促進すべき農地と、都市の田園風景の創造や災害の防止などのために保全すべき農地との区分を検討します。
- ・ 市街化を促進すべき農地が集積する地区は、スプロール化の防止を図るため、住民の協力のもと、良好な市街地形成を図ります。

④旧市街地での健全な市街地の形成

- ・ 本町の旧市街地地区は、国の重要文化財に指定されている建物や由緒ある社寺、伝統的な民家等も現存して歴史的な景観を今に伝えています。地区内では狭あい道路で構成された区域も多く、住・工混在もみられます。

したがって、住民の協力のもと、狭あい道路の拡幅化を図るとともに、道路とその沿道が一体となったまちなみ環境の整備手法を検討することにより、防災空間の確保と建物の円滑な更新を誘導しつつ、健全な市街地の形成に努めます。

⑤既成市街地での適正な土地利用の誘導

- ・ 既に市街地を形成している低層戸建て住宅が建ち並ぶ地区については、用途地域の見直しや地区計画制度の導入等の検討により、引き続き適正な土地利用の誘導とみどり豊かな市街地の形成・保全に努めます。

⑥魅力ある住環境の保全・形成

- ・ 宅地の最低敷地面積の設定や建築物の用途の制限など、地区計画及び建築協定制度の普及・啓発に努めます。
- ・ 魅力的で快適な住環境を創造するため、地区の特性を活かした地区計画等の導入地区を検討します。

⑦適正指導などの推進

- ・ 開発事業については、土地利用等への誘導基準を適正かつ明確にし、開発指導要綱等による適正な指導を実施します。

⑧コンパクトシティの検討

- ・ 行政、医療・福祉、商業、交流などの都市機能を集約し、居住と都市の機能をコンパクトに維持しながら、住民のライフスタイルの変化等に対応し、移動利便性の向上等、誰もが身近に都市サービスを享受できるよう住民生活の質を高めていきます。

2) 住宅地整備の方針**①住みたい、住み続けたいまちづくり**

- ・ 子育てしやすいまち、教育のまちとしての強みを活かし、定住魅力ある、住みたい、住み続けたいまちづくりを進めます。

②高齢者・障がい者に配慮した住まい・まちづくり

- ・ 大阪府の「賃貸住宅供給促進計画」に基づき、高齢者や障がい者などの住宅確保要配慮者への賃貸住宅の供給促進について、関係機関と連携して取り組んでいきます。

③空き家・空き地対策

- ・ 空き家の適正な管理を促すとともに、将来の管理不全空き家の増加を抑制するため、空き家バンク制度の活用や専門家相談員による空き家相談会を実施し、空き家バンク登録と空き家利活用等の促進を図りつつ、令和4年度に実施した空家等実態調査の結果を踏まえながら空き家解消に向けての抑制策を検討します。
- ・ 適切な管理が行われていない空き地については、「美しいまちづくり条例」に基づき、所有者等に指導等を行い、適正な管理を促進します。

④町営住宅の活用

- ・ 住宅セーフティーネットとしての役割を果たすため、町営住宅については、適切かつ効率的な管理運営に努め、建物の長寿命化を図っていきます。

(8) バリアフリーのまちづくりの方針

1) 福祉のまちづくりとの連携

- ・ 熊取ふれあいセンター、熊取図書館、ひまわりドーム、煉瓦館、町営住宅などは、大阪府福祉のまちづくり条例の趣旨に基づく建築物として整備・改修してきました。
- ・ その他の既存施設及び新設の道路・公共建築物についても、高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修を進め、ユニバーサルデザインの導入などにより、すべての人が円滑に移動でき、社会参加しやすい福祉のまちづくりを推進します。

2) 居住のバリアフリー対策の推進

- ・ 介護保険制度において、要介護（要支援）認定を受けている方が自立した生活を続けられるよう、手すりの設置や段差解消等の住宅改修を行った場合、改修費用の一部を支給します。
- ・ 重度障がい者が地域で自立して、安心して生活ができるように、引き続き住宅改造助成事業により改修費用の一部助成を行います。

(9) 景観まちづくりの方針

1) 良好な都市景観形成の促進

- ・ 奥山雨山自然公園をはじめとする豊かな自然環境や、計画的に開発された低層戸建住宅地などの良好な景観資源を保全・活用しながら、事業協力者との協働により豊かな自然環境とまちなみが調和した良好な住宅都市の形成をめざすとともに、景観法に基づく景観計画の策定について検討を行います。

2) 市街地景観の創出

- ・ 住宅地においては、周辺のみどりや景観との調和にも配慮して、公園等の適正配置や、地区計画、建築協定、緑地協定制度の普及・啓発などにより、みどりと建物が一体となった良好な景観形成を誘導します。

3) 拠点等における景観の創出

- ・ 都市づくりを進めるうえで重要な役割を担う都市施設を中心として、個性ある景観形成を図ります。
- ・ 中家住宅から煉瓦館周辺地区については、歴史的景観に配慮しつつ、良好な景観形成を誘導します。
- ・ 町内で唯一の鉄道駅であるJR熊取駅は、町の主要な玄関口であり、事業協力者との協働のもと、町の玄関口として、にぎわいのある景観形成の誘導を引き続き行います。
- ・ 幹線道路においては、植樹帯の充実による緑化に努めるとともに、ウォーキングトレイ

ル事業の導入を検討します。

4) 歴史文化が薫る景観の創出

- ・ 本町では、国の重要文化財の指定を受けている降井家書院、中家住宅、来迎寺本堂をはじめ、中林綿布工場跡地を活用した煉瓦館など、歴史資源が多く残されており、これらを十分に活用して個性ある景観形成を誘導します。
- ・ まちの情報拠点である熊取図書館については、幅広く地域が必要とする資料・情報を収集し、それらを効果的に提供・発信していくとともに、景観と一体となった住民の交流の場となるよう、施設管理の充実に努めます。

(10) 安全・安心なまちづくりの方針

1) 防災・減災のまちづくり

①市街地の整備

- ・ 住宅等の密集地においては、道路、公園、河川等の整備による防災空間、建物の不燃化や緑化による延焼遮断帯の確保、また市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域などの指定とともに、面的整備事業等による都市基盤施設の総合的な整備を検討します。
- ・ 立地適正化計画の防災指針に基づき、安全・安心な住環境を創出するための各種取り組みを推進します。

②公共施設の整備

- ・ 道路は、災害時における地域緊急交通路、避難路等となるため、橋、歩道橋等の耐震対策と併せて、電柱の地中化等による危険要因の除去、緑化による延焼防止機能の向上など、道路環境の改善に努めます。
- ・ 河川は、河川堤防、河川構造物の点検結果に基づき、必要な改修を進めます。
- ・ ため池の耐震対策や農業用水路の改修などを計画的に進めます。
- ・ 2級河川の未改修区間、並びに普通河川見出川の砂防区間の改修については、引き続き大阪府に要望していきます。
- ・ 下水道は、下水道施設の耐震対策指針に基づき、順次公共下水道整備を推進します。また、大規模な災害時に機能を維持・早期回復できるよう「下水道BCP」の運用や訓練の実施にも努めます。
- ・ 町全体において雨水・治水・浸水対策等の検討・推進に努めます。

③住宅の耐震化

- 地震による建物の倒壊などから生命を守るとともに、避難路などの閉塞を防ぐため、耐震改修促進計画に基づき、2025年（令和7年度）までに住宅の耐震化率を95%まで引き上げるよう目標を掲げるとともに、町有建築物については、優先度を考慮して耐震化を進めます。

「第2次耐震改修促進計画」における耐震化率の現状と目標

年度	住宅	特定建築物（民間）	町有建築物
2020年（令和2年度）（現状）	89%	100%	93%
2025年（令和7年度）（目標）	95%	—	優先度を考慮

④防災体制の整備

- 大規模災害が発生した際の重要な情報伝達手段である、防災行政無線の適正な維持・管理に努めるとともに、各指定避難所に備蓄している防災資機材の計画的な更新を進めます。
- 複雑化・多様化する災害に備えた、車両・資器材及び水利施設等の更新・整備を計画的に行います。
- 消防団を中核とした地域防災力を高めるとともに、泉州南消防組合による消防力の強化に努めます。

⑤防災拠点等の整備

- 大阪府が指定する広域防災拠点、後方支援活動拠点との連携や、町域における応援部隊の受け入れ及び活動拠点、物資輸送拠点としての役割を果たす地域防災拠点等の整備に努めます。

⑥避難場所等の整備

- 広域避難場所（町民グラウンド周辺）、一時避難場所（各小学校のグラウンド、八幡池青少年広場、長池公園、熊取歴史公園、大久保防災コミュニティ公園）、福祉避難所（熊取ふれあいセンター）及び指定避難所（各小中学校の体育館）における安全確保のための整備に努めます。
- 一時避難場所から広域避難場所となる町民グラウンドへと円滑に移動できるよう、避難路の道路拡幅や沿道での緑地確保などを促進し機能の充実に努めます。

⑦安全、安心のコミュニティづくり

- 災害時に各種情報の伝達や状況集約を円滑に行えるよう、「おおさか防災ネット」をより積極的に活用するとともに、防災行政無線などの情報提供システムの整備や適切な管理運営に努めます。
- 自治会などの地域の防災訓練を通じて、防災意識を高め、自主防災組織の育成と活性化に努めます。

2) 防犯のまちづくり

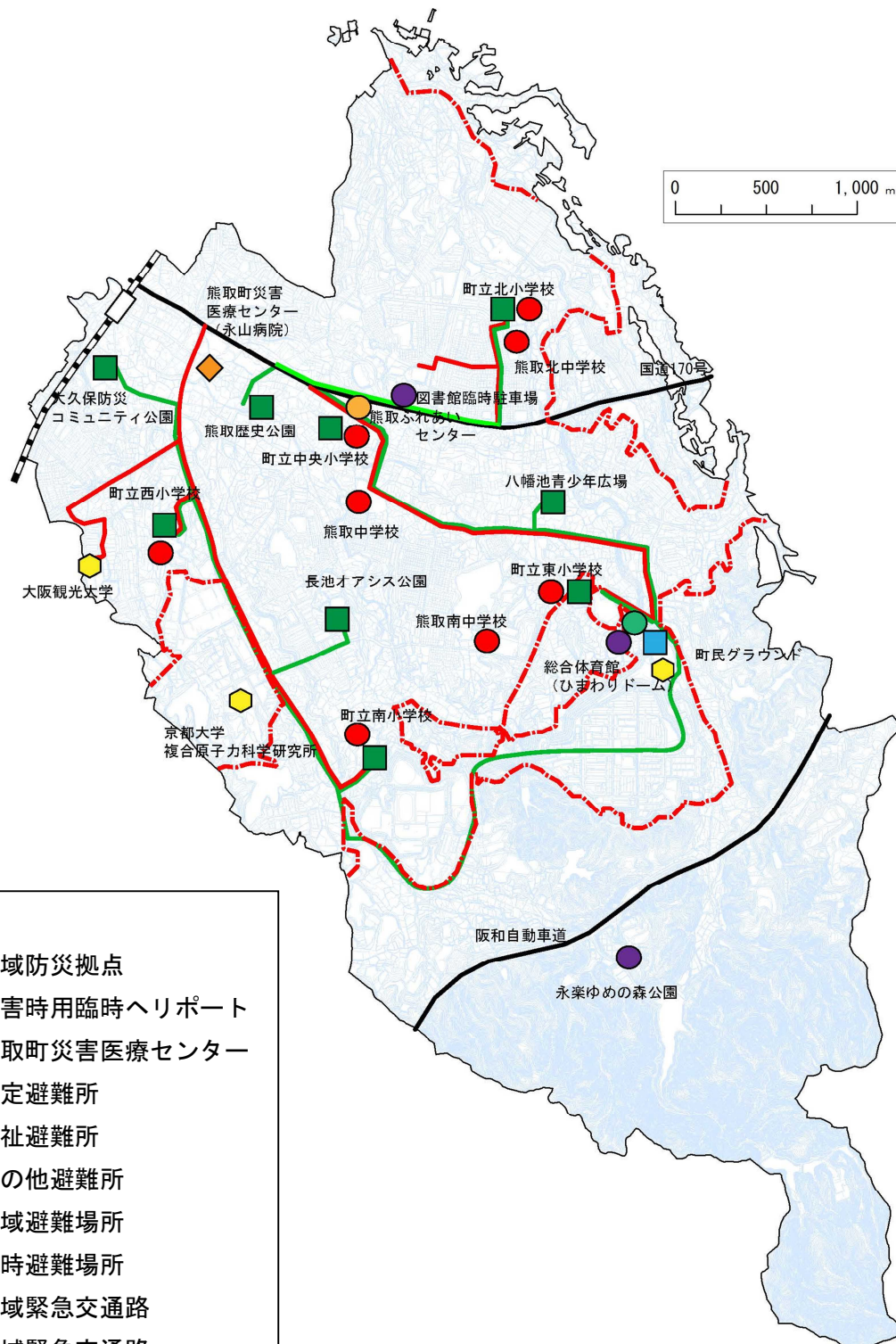
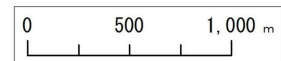
①防犯施設の整備

- ・ 自治会における防犯灯の維持管理に対して支援するとともに、自治会からの要望等に応じ整備を進め、安全な環境づくりを進めます。
- ・ 泉佐野警察署との連携を強化し、防犯カメラを適正に運用します。

②防犯活動の支援

- ・ 住民の防犯意識の高揚を図るため、意識啓発活動を行うとともに、自治会をはじめとするコミュニティ団体が行う自主防犯活動に対して支援を行います。
- ・ 熊取町安全パトロール隊（K S P）による青色防犯パトロールを引き続き実施します。

■防災関連施設位置図



凡例

- 地域防災拠点
- 災害時用臨時ヘリポート
- 熊取町災害医療センター
- 指定避難所
- 福祉避難所
- その他避難所
- 広域避難場所
- 一時避難場所
- 広域緊急交通路
- 地域緊急交通路
- 避難路
- 市街化区域界

(11) 環境のまちづくりの方針

1) 自然と共生できる市街地づくり

- ・ 本町では、和泉山脈に連なる森林、ため池、河川、農地などの緑地的環境が残され、ゲンジボタルの生息も確認されています。これらの自然を保全するとともに、河川、ため池、道路、公園等の整備と住民との協働によるソフト事業などを通じて、自然の生態系にも配慮した都市環境の創出を進めます。

2) 生活環境の保全

- ・ 公害対策については、関係機関との連携による指導の強化など早期解決に努めるとともに、定期的な測定作業の実施など監視活動を進めます。
- ・ 空き地の雑草や犬のふん始末等他人に与える迷惑行為の周知・啓発を進めます。
- ・ 住工混在による騒音等については、用途地域にもとづいた適切な土地利用の規制誘導や公害の監視を行うとともに、地区内の緑化を促進することにより、住環境との調和を図ります。

3) 環境保全活動の促進

①協働による都市美化活動の普及

- ・ 多様な団体が協働して組織する地域の魅力づくりプロジェクト〈熊取〉推進協議会による美化・清掃活動などを実施のうえ魅力ある空間をつくることにより、J R熊取駅周辺の活性化を図ります。
- ・ 飼い主のいない猫対策に取り組めます。

②意識啓発と循環型社会の推進

- ・ 「聴く」だけでなく「参加型」のセミナー等の実施により、住民が主体的に参加しやすい環境学習の場づくりを進めるとともに、環境フェスティバル等の環境イベントを通じて、2050年カーボンニュートラルに向けた、地球温暖化防止等の啓発を行います。
- ・ 資源ごみの分別収集や地域ぐるみによるごみの再資源化収集により、再資源化を推進するとともに、環境センターにおいて、粗大ごみのリサイクル品提供事業により、“もったいない”意識の醸成を図り、リサイクルの啓発に取り組んでいます。

（１２）健康のまちづくりの方針

本町では、「学園文化都市」であるまちの特色を活かし、町内大学との連携を図りながら地域の担い手である住民が健康でいきいきと社会参加できるしくみづくりを支援し、地域の活性化を推進します。

（１）健康のまちづくりの拠点づくり

- ・ 健康づくりに取り組む自主活動グループにおける新たな担い手の育成支援に努め、妊娠期から高齢者まで一人ひとりの健康づくりと、互いに支え合える地域づくりを進めるとともに、タピオ体操+（プラス）に取り組む場であるタピオステーション等、地域における健康づくり（介護予防）の取り組みを支援します。
- ・ 町内大学との連携を強化し、専門性を活かした健康まちづくり環境の整備に努めます。

（２）健康まちづくり環境の整備

- ・ みどり豊かな自然を活かした緑道の整備検討や、奥山雨山ハイキングロードの活用など、ゆとりうるおいのある、歩きたくなる散策道の充実方策などを検討します。
- ・ （都）泉州山手線の整備促進にあわせて、自転車道を整備することを大阪府に要望していくとともに、広域幹線道路を中心とした町内サイクリングロードの構想を検討します。
- ・ 住民の健康づくりのためのウォーキングの普及啓発を図るため、住民健康づくりグループと連携し、「ものしり健康歩く路（みち）」などのウォーキングマップの作成を行います。

（３）生涯スポーツの施設の適正な維持・管理

- ・ 各種スポーツイベント等の開催や地域コミュニティにおける身近な運動・スポーツ等、だれもが日常的に楽しむことのできる生涯スポーツ環境の形成に努めます。
- ・ 全国規模のスポーツ大会の継続的な開催等、スポーツを観る機会の充実を図り、ひまわりドームをはじめとした各種スポーツ施設・設備の適正な維持・管理に努めます。

■スポーツ・健康の拠点 ひまわりドーム



(13) 産業・交流のまちづくりの方針

1) 商工業・サービス業の推進

- ・ 町の基幹施設等を結ぶ国道170号〔(都)大阪外環状線〕及び主要町道等の沿道地区にふさわしい産業関連施設の立地誘導を図り、また、道路等の拡幅・整備を伴う移動利便性の向上を検討します。

2) 観光・交流の推進

- ・ 既存の観光資源を活かしたイベント等を通じて、認知度を高め、交流人口の増加を図るため、本町の自然や文化等、地域資源の魅力を発掘・発信します。

(14) 住民協働、住民参画のまちづくりの方針

1) コミュニティ活動の支援

- ・ 協働事業制度等の充実を図ることで、自治会、地域コミュニティの活動を支援していきます。
- ・ 住民活動団体やNPOの立ち上げ時の相談を含め、活動の支援に努めます。

2) コミュニティ意識の高揚

- ・ 安心、安全なまちづくりなどを通じて、ご近所とのつながりや関心を高め、コミュニティ意識の高揚を図っていきます。

■だんじり祭り



■まちなかレストラン





第3章 地 域 別 構 想

3-1 地域別構想の役割と地域区分

(1) 地域別構想の役割

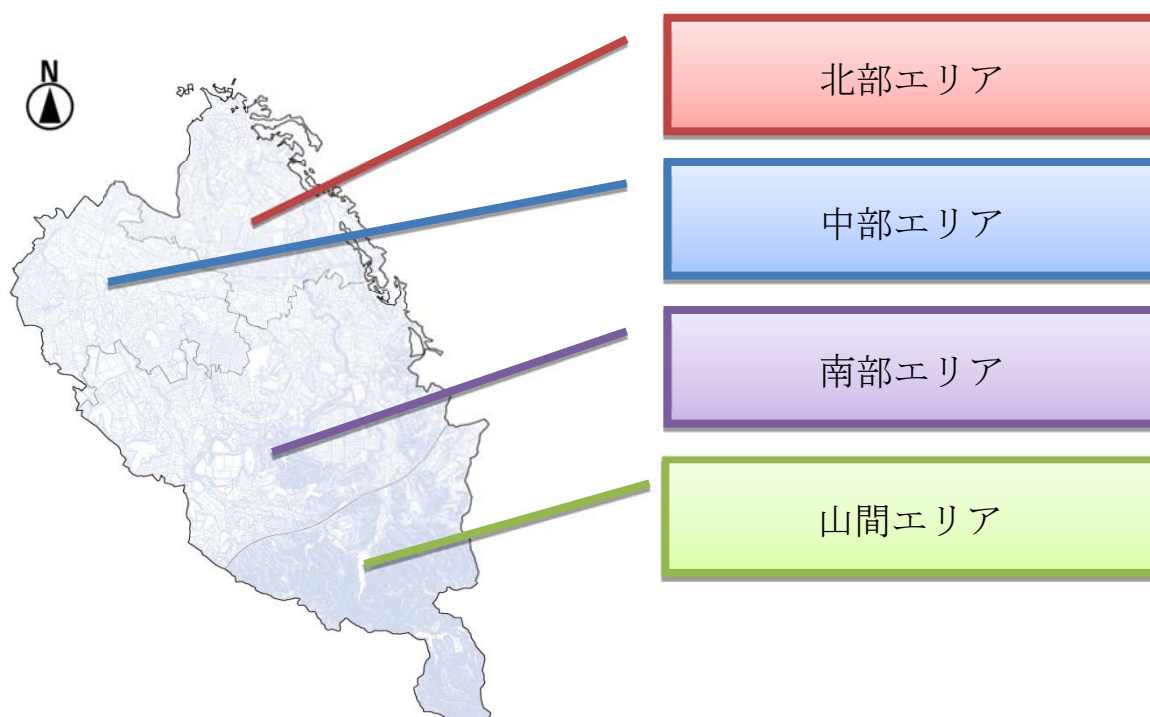
地域別構想は、全体構想における「都市づくり」をより具体的に進めるために、地域における様々な課題や取り組みを示すものです。

この地域別構想では、日常生活空間である地域に視点を置き、地域ごとの課題や取り組みに応じて、各地域の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けた「都市づくりの方針」を明確にしていくもので、下記のような役割を担います。

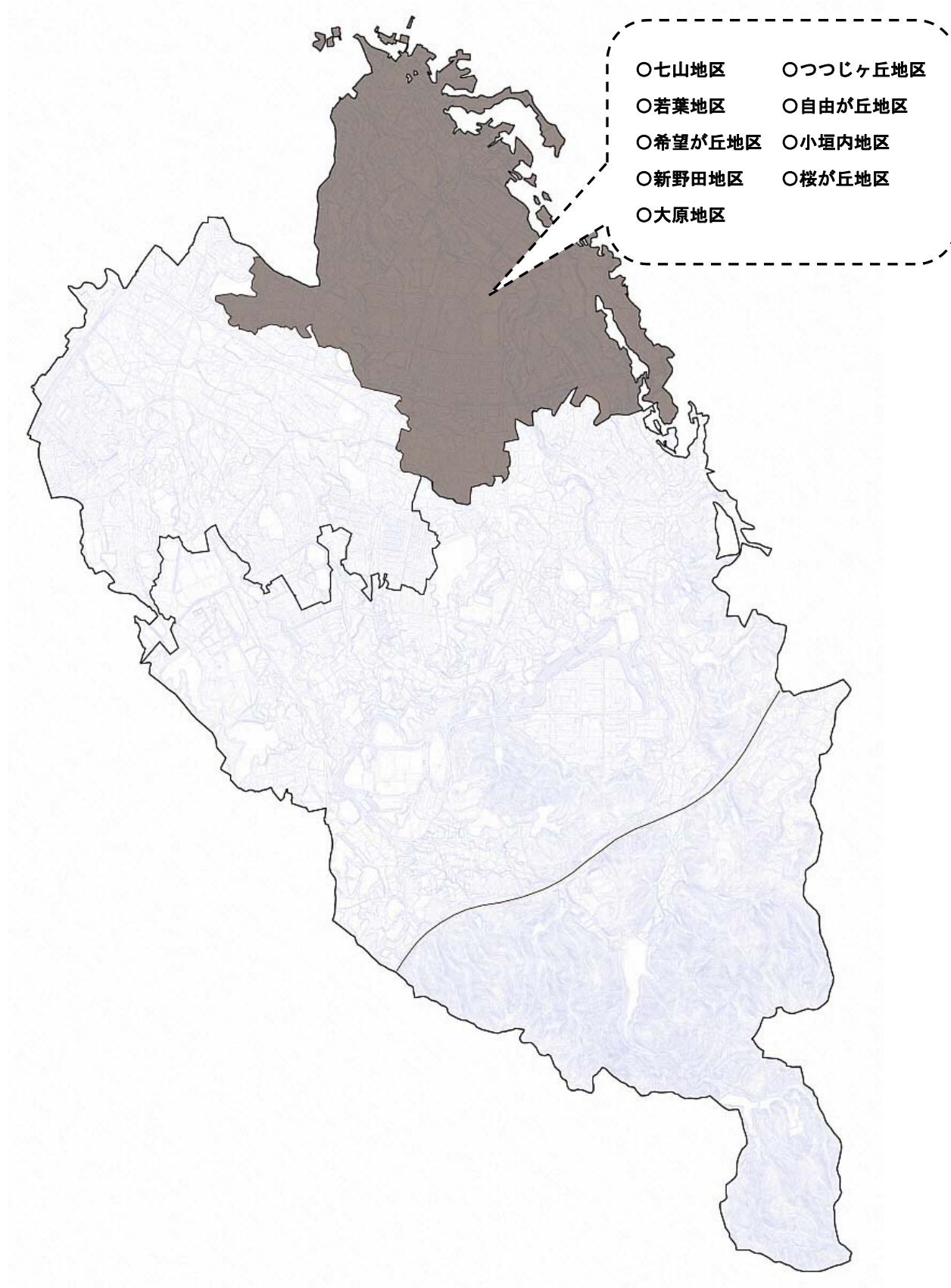
- ① 町全体の都市づくりと、住んでいる地域との関わりを、より明確にわかりやすくします。
- ② 地域住民と行政が協働して、都市づくりを進めるための目標を共有します。

(2) 地域区分

地域別構想の地域区分については、全体構想を受けて、土地利用の状況、生活圏としてのまとまり、各地区の状況の類似性、各中学校区などを考慮し次のように区分します。



3-2 北部エリア



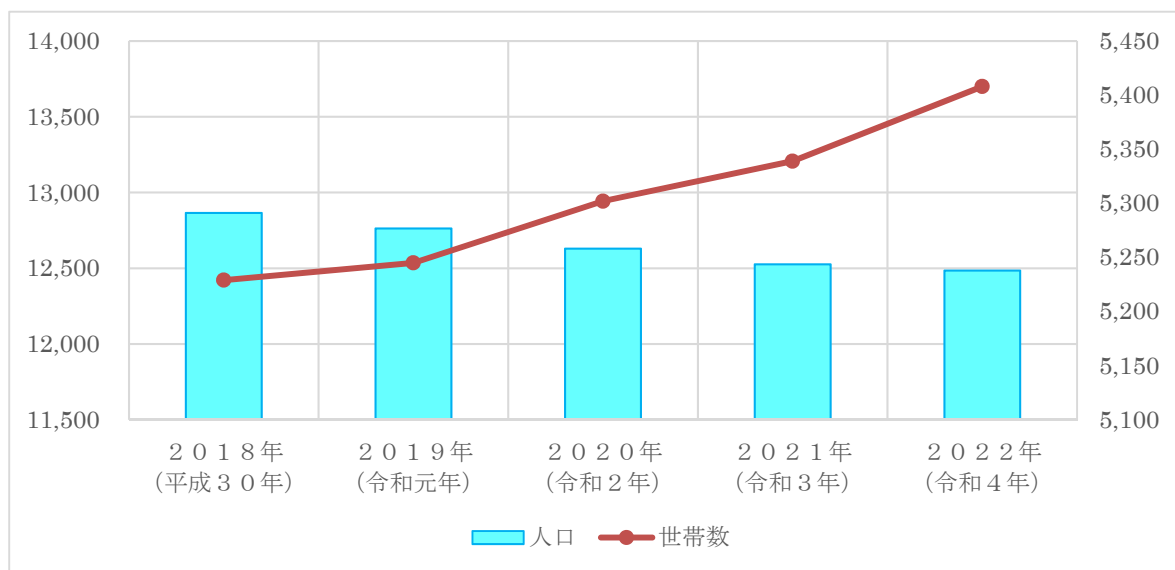
(1) 地域の概要

1) 地域別人口・世帯数の推移

■ (表) 北部エリアの人口・世帯数の推移 (各年10月末現在)

	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
人口	12,865	12,763	12,629	12,526	12,485
世帯数	5,229	5,245	5,302	5,339	5,408

■ (図) 北部エリアの人口・世帯数の推移



2) 土地利用

- 旧市街地と戸建住宅を中心とする住宅開発が混在し、住宅地が広がっています。
- 市街化調整区域には、まとまった田園地域が広がっており、市街化区域内にも一部農地が残っています。
- 樹林地等が残っています。
- 関西医療大学が立地しています。

3) 都市基盤施設等

- (都) 泉州山手線については、大阪府都市整備中期計画において、貝塚市域の「名越工区」と岸和田市域の「山直工区」が事業予定箇所として位置付けられており、熊取町域の早期事業着手に向けた要望活動を実施しています。
また、国道170号については、(都) 大阪岸和田南海線が未整備であるのと暫定2車線での供用であるため、交通渋滞が発生しています。
- 歩道や植栽帯等を有する道路は少なく、旧市街地内には、狭あい道路がみられます。
- 下水道事業の整備とともに、河川の水質も改善されています。

4) 主要な公共公益施設及び地域資源等

■主要な公共公益施設及び地域資源等

	施 設 等	
公 園	・都市公園（近隣公園）	1箇所（中央公園）
	・都市公園（街区公園）	39箇所
	・その他の公園等	4箇所（七山ちびっこ、七山ふれあい、五基原ちびっこ、小垣内ちびっこ）
主 要 な 公共公益施設	・教育施設（町立）	2箇所（北小学校、熊取北中学校）
	・教育施設（私立）	1箇所（関西医療大学）
	・行政、文化施設等	1箇所（図書館）
	・社会福祉施設	12箇所〔老人憩の家9箇所、認可保育所2箇所（公立1、民間1）、学童保育所1箇所〕
	・供給処理施設	1箇所（受水・配水場）
	・町営住宅	1箇所（大原住宅）
	・その他の施設	1箇所（污水处理場跡地）
地 域 資 源 等	・河川	見出川
	・町有ため池	18箇所

(2) 地域整備の課題と目標

1) 地域整備の課題

①地域の課題

本地域には、熊取図書館や中央公園が整備されています。今後も、学習機会や活動の場の提供、また、多様化するニーズに対応した各種施設の適切な維持管理や改修が必要となります。

②都市基盤・住環境の課題

昭和40年代後半から急激に大都市近郊住宅都市として変貌してきた本町の中で、特に市街化が進行してきた地域であり、良好な住環境が形成されています。また、北東部には、農業振興地域と連たんする農地が位置し、農業を中心とした旧来からの集落と地場産業施設が点在しており、古き良き地域性と新たなコミュニティとの融合が求められています。

今後も、このような地域の特性を活かしながら、良好な住環境の保全・形成する必要があります。

③土地利用の課題

宅地開発の進行などにより、市街化区域内農地は虫食い状に残されており、道路に接することができない農地が増加することが懸念されます。このことから、保全すべき農地と宅地化を促進すべき農地の区分の明確化を図り、都市基盤施設の整った市街地形成のための方策検討が必要となっています。

2) 地域整備の目標

本地域内は、安全・安心や健康増進などさまざまなまちづくりを、その主役となる住民が協働して進めていくことをめざします。

また、今後も良好な住環境を形成していくため、ため池、河川、主要な公共施設などを活用して、様々なみどりの創出を図り、うるおい豊かで人と人とがつながりあえる地域コミュニティが形成された市街地をめざします。

(3) 地域整備の方針

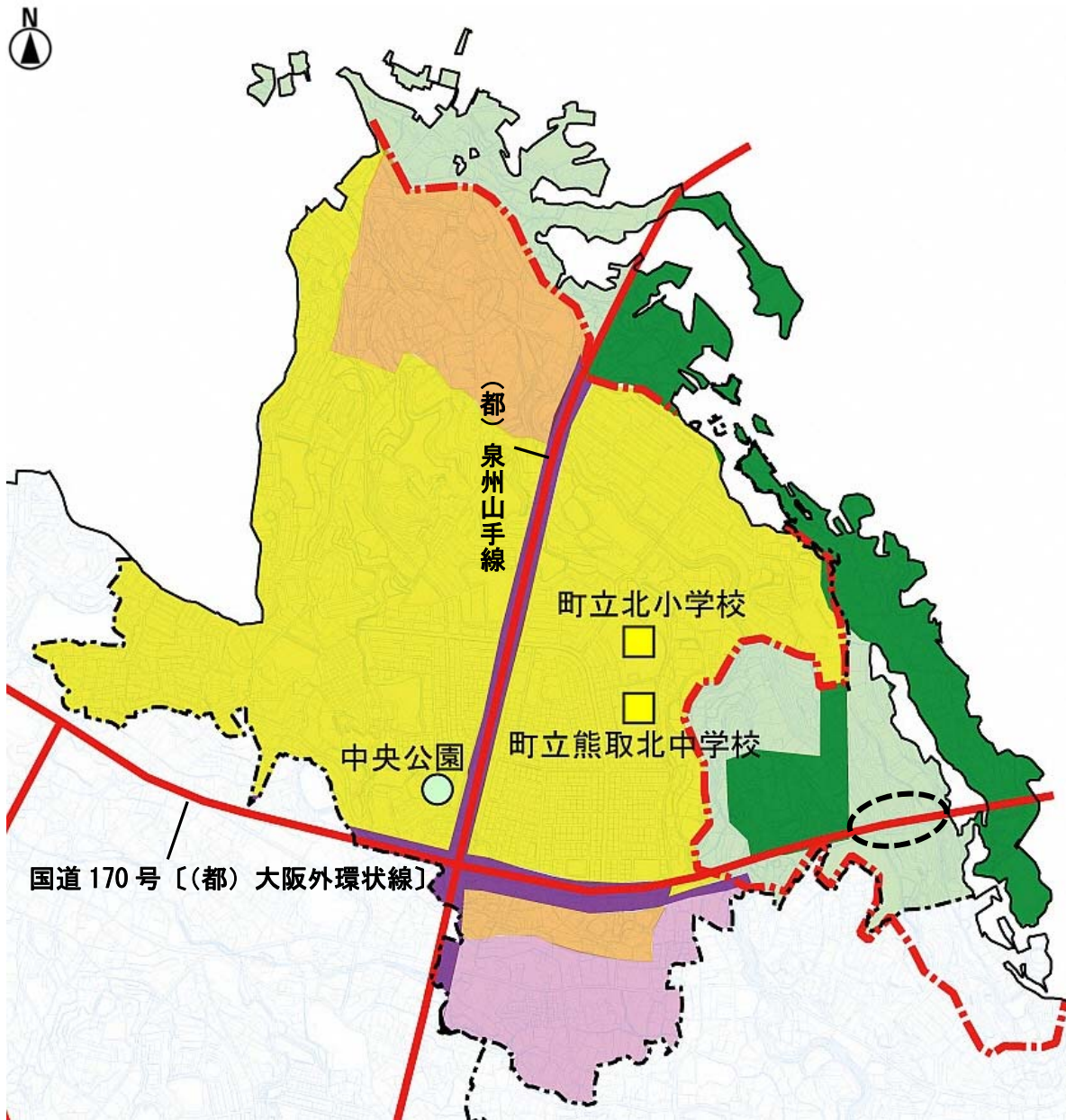
1) 土地利用の方針

本地域の土地利用は、次のように区分します。

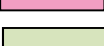
■北部エリアの土地利用区分



■北部エリアの土地利用計画図



凡 例

- | | | | |
|---|-------------|---|-------|
|  | 住居専用地区 |  | 小・中学校 |
|  | 一般住居地区 |  | 近隣公園 |
|  | 幹線沿道サービス地区 | | |
|  | 住・工調和地区 | | |
|  | 環境調和ゾーン | | |
|  | 緑地保全・活用ゾーン | | |
|  | 土地利用を検討する区域 | | |

■北部エリアの土地利用方針

地区名	内 容
住居専用地区	・丘陵部の開発地及びその周辺に位置づけ、面的整備手法などの活用も検討して無秩序な開発を抑制し、良好な住宅地として土地利用を促進します。
一般住居地区	・旧市街地及びその周辺に位置づけ、住環境と調和が図れる範囲で最寄りの商業・業務施設の立地を許容し、住民を主体とした土地利用を促進します。
幹線沿道サービス地区	・国道170号〔(都)大阪外環状線〕、(都)泉州山手線の沿道は、幹線沿道サービス地区として位置づけ、道路整備の進捗と併せ、周辺の住環境との調和にも配慮しつつ商業、サービスなどの沿道サービス機能を誘導し、交通利便の良さを活かした土地利用を促進します。 また、国道170号〔(都)大阪外環状線〕沿いについては、非住宅系（流通業務施設、大規模集客施設）用途での地区計画について策定の検討を行います。
住・工調和地区	・地場産業施設などが点在する旧市街地及びその周辺に位置づけ、産業構造の変化などに伴う無秩序な開発の進行を抑制するため、用途地域の見直しや地区計画制度の活用、既存工業施設の緑化を促進して、住環境と調和が図りうる土地利用の誘導に努めます。
環境調和ゾーン	・地域北部の市街化調整区域に位置づける地区では、無秩序な市街地の連担を抑制するため、農地などの保全に努めます。 ・国道170号〔(都)大阪外環状線〕の市街化調整区域における沿道地域については、周辺環境と調和した土地利用を検討します。
緑地保全・活用ゾーン	・農業振興地域内における農用地区域であり、ほ場整備や農業活性化に必要な諸施設の整備を促進し、優良農地の保全と活用を図ります。
土地利用を検討する区域	・国道170号〔(都)大阪外環状線〕の市街化調整区域における沿道地域については、周辺環境と調和した土地利用を検討します。

2) 施策別の目標と取り組み

1. 道路・交通施策の整備

(現状)

- 町道の舗装修繕、通学路の交通安全対策、町道橋の計画的な点検・修繕（更新）など、道路の安全対策が順調に進捗しています。
- 広域幹線道路である（都）泉州山手線については、泉州山手線整備推進協議会による要望活動の展開により、早期完成に向けての取り組みを実施しています。

○道路・交通施策の整備方針

1. 広域幹線道路

町域の骨格を形成し、災害発生時には重要な路線となることから、積極的な事業推進に向けた、関係機関との協議を進めます。

国道170号〔（都）大阪外環状線〕の4車線化の早期事業化を大阪府に対し要望します。

（都）泉州山手線については、泉州山手線整備推進協議会（岸和田・貝塚市・泉佐野市・熊取町）等による早期完成に向けた要望活動を推進します。

2. 地域幹線道路

地域幹線道路は、隣接市域や広域幹線道路により区分される各地域の円滑な連絡を受け持ち、広域幹線道路と一体となって市街地の骨格を構成する道路であることから、「道路整備計画」に基づき、町内ネットワークの形成に向けた道路拡幅、歩道設置及び交差点改良等の道路整備を計画的に実施します。

3. 生活道路

本町の旧市街地などは、狭あい道路も見られ、災害発生時の緊急活動や建築物の適切な更新を阻害する要因の一つとなっています。

既存道路の整備を計画的に進め、また、安全で快適な街区形成の基盤として、幅員の確保に努めます。

4. 公共交通環境の充実

町内循環バス（ひまわりバス）は、住民ニーズを踏まえ、公共施設等への移動利便性の向上を図ると共に、公共交通機関を補完しながら持続性のある運行体制の確立に努めます。

5. 交通安全の確保

「通学路交通安全プログラム」に基づく路側帯のカラー化や防護柵設置等の交通安全施設の整備を実施します。

地域幹線道路や通学路を中心に歩道の整備に努め、特に高齢者や障がい者などに配慮した歩道の段差解消や危険交差点の改良、防護柵の設置など利用上の利便性、安全性の向上を図る交通安全施設の整備を進めます。

6. 維持管理の推進

道路交通の安全と円滑なる交通確保、その他事故発生の防止などのため、道路パトロールや定期点検を実施しつつ、「修繕計画」に基づき、計画的に道路施設の修繕工事等を実施し、長寿命化を図ります。

■北部エリアの道路・交通施策の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
広域幹線	① 国道170号〔(都)大阪外環状線〕の4車線化	・早期事業化に向けた大阪府への要望活動の実施	継続中
	② (都)泉州山手線の早期完成	・泉州山手線整備推進協議会（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・熊取町により構成）等による早期完成に向けた大阪府への要望活動の実施	継続中
地域幹線	③ 町道の計画的な舗装修繕の実施	・定期点検の実施及び「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」の更新 ・「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」に基づく計画的な舗装修繕の実施	継続中
	④ 町道橋の長寿命化に向けた計画的な点検・修繕（更新）の実施	・法定点検（5年毎）の実施及び「橋梁長寿命化修繕計画」の更新 ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕（更新）の実施 ・修繕に合わせ、必要に応じ対震対策の実施	継続中
交通安全	⑤ 通学路交通安全対策の実施	・「通学路交通安全プログラム」に基づく計画的な交通安全対策の実施	継続中
維持管理	⑥ 第3者被害予防のための道路附属物の総点検及び対策の実施	・定期点検の実施 ・点検結果に基づく対策の実施	継続中

2. 公園・緑地等の整備

（現状）

- 公園については、施設点検及び修繕業務の実施及び長寿命化計画による遊具更新等を行っています。
- 緑地については、除草、樹木の剪定など訂正な維持管理を行っています。

○公園、緑地等の整備方針

1. 公園の整備方針

少子高齢化など利用者の変化にあった公園をめざして、地元住民との連携により、統廃合も視野に入れ改修内容を検討し、公園整備の定期的な点検と長寿命化計画に基づいた計画的な遊具の更新や補修に努めます。

2. 緑地等の整備方針

緑地については、除草、剪定など維持管理において、適正に管理し、保全に努めます。

■北部エリアの公園・緑地等の整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
都市公園	①	公園の整備	・定期点検（毎年）の実施 ・点検結果に基づく対策の実施 ・公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕（更新）の実施	継続中
緑地	②	緑地の適正管理	・緑地の適正な維持管理の実施	継続中

3. 下水道の整備

（現状）

- 事業認可区域における未整備地区への主要管渠の延伸・各戸への面的整備を推進しています。

○下水道の整備方針

1. 下水道の整備方針

事業認可区域における未整備地域において、計画的・効率的な整備に努めます。

「ストックマネジメント計画」に基づき、管渠の点検調査を実施し、修繕・改築計画を策定のうえ、改築を行うとともに、マンホールポンプ施設の耐用年数を経過した設備の更新を継続します。

水洗化の推進に向けた支援及び啓発活動に努めます。

■北部エリアの下水道の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
下水道	① 事業認可区域内における未整備地域への下水道施設整備及び既存施設の適切な維持管理の推進	・事業認可区域内における未整備地域への整備と主要管渠の延伸 ・下水道施設の適切な維持管理の推進	継続中

4. 河川・ため池等の整備

(現状)

- 河川の適切な維持管理により、災害を未然に防止するためパトロールを実施しています。
- 「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化により支障のあるため池の改修・修繕を計画的に実施し、適正な維持管理に努めています。
- 現在受益地の無いため池の処分・活用について検討しています。

○河川、ため池等の整備方針

1. 河川の整備方針

町管理河川についてはパトロールを実施し、補修工事を行うなど適正な維持・管理に努めます。

2. ため池等の整備方針

「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化により支障のあるため池の改修が必要と判断される施設について、計画的な改修を実施するほか、適正な維持管理に努めます。

受益地が無い、あるいは他の利活用が可能なため池については、処分あるいは利活用を促進します。

■北部エリアの河川・ため池等の整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
河川	①	河川の適正管理	・パトロールによる補修工事、堆積土砂撤去	継続中
ため池	②	ため池等の改修及び管理	・「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づく計画的な整備の実施 ・定期点検による適正な維持管理の実施	継続中

5. その他の公共公益施設の整備

(現状)

- 町立小学校の空調設備設置や町立小・中学校のトイレ洋式化については整備完了済みです。
- 老人憩いの家の適正な施設管理・耐震化に取り組んでいます。
- 大原衛生公苑は、令和3年4月1日から泉佐野市田尻町清掃施設組合にし尿等処理事務委託を開始しています。

○その他の公共公益施設整備の整備方針

1. 義務教育施設

小中学校の校舎、体育館等施設整備については、長寿命化計画の策定等により、計画的な改修等を進め、また、老朽化に対応した適切な維持管理を行い、教育環境の充実に努めます。

2. 生涯学習文化施設

熊取図書館などの学習活動や文化活動の場となる公共施設については、多様な学習機会を創出し、住民の自主的な活動を支援するとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

3. 社会福祉施設

老人憩いの家については、適正な運用ができるよう施設の耐震化も含め計画的に維持管理を行います。

4. 供給処理施設

大原衛生公苑については、令和3年4月1日から泉佐野市田尻町清掃施設組合にし尿等処理事務委託を開始したことにより施設を閉鎖し、令和4年9月30日付けで都市計画施設の廃止を行いました。

■北部エリアのその他の公共公益施設の整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
教育施設	①	町立小学校の空調設備設置の実施	・町立北小学校の空調設備の設置	完了
	②	町立小・中学校のトイレ洋式化	・町立北小学校及び熊取北中学校におけるトイレの洋式化の実施	完了
社会福祉施設	③	老人憩の家の適正な施設管理	・町と各自治会との役割分担を明確化し、それぞれの役割で適正に施設の運営と維持管理を実施	継続中
	④	老人憩の家の耐震化	・1974年（昭和49）～1981年（昭和56年度）にかけて建設された新耐震基準以前の建物について、計画的に耐震化を実施	継続中
供給処理施設	⑤	大原衛生公苑の適正な施設管理	・令和4年9月30日付けで都市計画施設の廃止手続き済み	完了
	⑥	し尿処理の広域化	・令和3年4月1日から泉佐野市田尻町清掃施設組合にし尿等処理事務委託を開始	完了

6. 市街地・住宅地整備

（現状）

- 建築指導による道路幅員等の確保や木造住宅除去工事補助制度の実施などにより、防災空間の確保や老朽建物の円滑な更新の誘導が図られています。
- 用途地域等による規制誘導を行い、低層住宅地区の良好な市街地形成が図られています。

○市街地・住宅地整備の方針

1. 広域幹線道路の整備促進と沿道土地利用の誘導

（都）泉州山手線の整備を促進し、国道170号〔（都）大阪外環状線〕との広域的な交通ネットワークが構築されることにより、本町の都市構造形成上も大きな役割を果たすとともに、交通量の分散による渋滞緩和などの効果が期待できます。

2. 市街化区域内農地の利用区分の検討

市街化区域内の農地は、市街化を促進すべき農地と、都市の田園風景の創造や災害の防止などのために保全すべき農地との区分を検討します。

市街化を促進すべき農地が集積する地区は、スプロール化の防止を図るため、住民の協力のもと、良好な市街地形成を図ります。

3. 旧市街地での健全な市街地の形成

本町の旧市街地地区は、国の重要文化財に指定されている建物や由緒ある社寺、伝統的な民家等も現存して歴史的な景観を今に伝えています。地区内では狭あい道路で構成された区域も多く、住・工混在もみられます。

今後は、住民の協力のもと、狭あい道路の拡幅化を図るとともに、道路とその沿道が一体となったまちなみ環境の整備手法を検討することにより、防災空間の確保と建物の円滑な更新を誘導しつつ、健全な市街地の形成に努めます。

4. 既成市街地での適正な土地利用の誘導

既に市街地を形成している低層戸建て住宅が建ち並ぶ地区については、用途地域の見直しや地区計画制度の導入等の検討により、引き続き適正な土地利用の誘導とみどり豊かな市街地の形成・保全に努めます。

5. 空き家・空き地対策

空き家の適正な管理を促すとともに、将来の管理不全空き家の増加を抑制するため、空き家バンク制度の活用や専門家相談員による空き家相談会を実施し、空き家バンク登録と空き家利活用等の促進を図りつつ、令和4年度に実施した空家等実態調査の結果を踏まえながら空き家解消に向けての抑制策を検討します。

適切な管理が行われていない空き地については、「美しいまちづくり条例」にもとづき、所有者等に指導等を行い適正な管理を促進します。

6. 町営住宅の活用

住宅セーフティネットとしての役割を果たすため、町営住宅については、適切かつ効率的な管理運営に努め、建物の長寿命化を図っていきます。

7. 魅力ある住環境の保全・形成

宅地の最低敷地面積の設定や建築物の用途の制限など、地区計画及び建築協定制度の普及・啓発に努めます。

魅力的で快適な住環境を創造するため、地区の特性を活かした地区計画等の導入地区を検討します。

8. 適正指導などの推進

開発事業については、土地利用等への誘導基準を適正かつ明確にし、開発指導要綱等による適正な指導を実施します。

9. コンパクトシティの検討

行政、医療・福祉、商業、交流などの都市機能を集約し、居住と都市の機能をコンパクトに維持しながら、住民のライフスタイルの変化等に対応し、移動利便性の向上等、誰もが身近に都市サービスを享受できるよう住民生活の質を高めていきます。

■北部エリアの市街地・住宅地整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
地 旧市街地区	① 防災空間の確保、建物の円滑な更新の誘導	・ 建築基準法にもとづく建築指導による道路幅員等の確保 ・ 木造住宅除去工事補助制度の実施	継続中
市 既成市街地	② 低層戸建て住宅が建ち並ぶ既成市街地における良好な市街地形成の保全形成	・ 都市計画法にもとづく用途地域による規制誘導	継続中

7. バリアフリーのまちづくり

(現状)

- バリアフリー新法に対応した公共建築物のバリアフリー化が推進されています。
- 高齢者や障がい者が地域で自立した生活を送るための支援として、適切な福祉サービスが提供されています。

○バリアフリーのまちづくりの方針

1. 福祉のまちづくりとの連携

既存施設及び新設の道路・公共建築物についても、高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修を進め、ユニバーサルデザインの導入などにより、すべての人が円滑に移動でき、社会参加しやすい福祉のまちづくりを推進します。

2. 居住のバリアフリー対策の推進

介護保険制度において、要介護（要支援）認定を受けている方が自立した生活を続けられるよう、手すりの設置や段差解消等の住宅改修を行った場合、改修費用の一部を支給します。

重度障がい者が地域で自立して、安心して生活ができるように、引き続き住宅改修助成事業により改修費用の一部助成を行います。

■北部エリアのバリアフリーのまちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
バリアフリー	①	道路、公共建築物のバリアフリー新法に対応した福祉のまちづくりの促進	・大阪府福祉のまちづくり条例の趣旨に基づく建築物の整備・改修 ・高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修	継続中
居住のバリアフリー 対策の推進	②	要介護（要支援）認定者の地域における自立	・住宅改修費の介護保険からの一部支給	継続中
	③	重度障がい者の地域における自立	・住宅改造助成事業による改修費用の一部助成	継続中

8. 景観まちづくり

(現状)

- 用途地域による規制誘導により良好な住環境の形成・保全を図っています。
- 地区計画制度の運用区域について、適宜、検討を行っています。
- 市街化調整区域は「市街化を抑制する区域」という基本理念を堅持しながら、既存の自然資源等を活かすため、都市計画提案制度の運用による個性あるまちづくりを検討しています。

○景観まちづくりの方針

1. 良好な都市景観形成の促進

計画的に開発された低層戸建住宅地などの良好な景観資源を保全・活用しながら、事業協力者により豊かな自然環境とまちなみが調和した良好な住宅都市の形成をめざすとともに、景観法に基づく景観計画の策定について検討を行います。

2. 市街地景観の創出

住宅地においては、周辺のみどりや景観との調和にも配慮して、公園等の適正配置や、地区計画、建築協定、緑地協定制度の普及・啓発などにより、みどりと建物が一体となった良好な景観形成を誘導します。

3. 拠点等における景観の創出

都市づくりを進めるうえで重要な役割を担う都市施設を中心として、個性ある景観形成を図ります。

4. 歴史文化が薫る景観の創出

まちの情報拠点である熊取図書館については、幅広く地域が必要とする資料・情報を収集し、それらを効果的に提供・発信していくとともに、景観と一体となった住民の交流の場となるよう、施設管理の充実に努めます。

■北部エリアの景観まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
景観	① 住宅地におけるみどりと建物が一体となった良好な景観形成の誘導	・都市計画法にもとづく用途地域による規制誘導	継続中
	② 都市拠点の個性ある景観形成	・都市計画提案制度の活用による市街化調整区域における地区計画運用の検討	継続中

9. 安全・安心なまちづくり

(現状)

- 本町では、「第2次熊取町耐震改修促進計画」に基づき、町有建築物の耐震改修を計画的に実施し、町有建築物の内、「優先的に取り組む施設」74棟については、現在69棟が耐震化されており、「耐震性なし（耐震診断未実施を含む。）」は残り5施設となっております。
- しかしながら、近年東日本大震災や熊本地震をはじめ、大規模な地震が全国的に発生しており、今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があります。
- 市街化区域内における準防火地域の指定についても、近隣市町村の状況を見ながら見直しの検討を行う必要があります。
- さらに、自主防災組織については引き続き、自治会に防災意識の向上を促していきます。

○安全・安心なまちづくりの方針

1. 防災・減災のまちづくり

①市街地の整備

住宅等の密集地においては、道路、公園、河川等の整備による防災空間、建物の不燃化や緑化による延焼遮断帯の確保、また市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域などの指定とともに、面的整備事業等による都市基盤施設の総合的な整備を検討します。

②住宅の耐震化

地震による建物の倒壊などから生命を守るとともに、避難路などの閉塞を防ぐため、第2次熊取町耐震改修促進計画に基づき、2025年（令和7年度）までに住宅の耐震化率を95%まで引き上げるよう目標を掲げるとともに、町有建築物については、優先度を考慮して耐震化を進めます。

③防災体制の整備

大規模災害が発生した際の重要な情報伝達手段である、防災行政無線の適正な維持・管理に努めるとともに、各指定避難所に備蓄している防災資機材の計画的な更新を進めます。

複雑化・多様化する災害に備えた、車両・資器材及び水利施設等の更新・整備を計画的に行います。

消防団を中核とした地域防災力を高めるとともに、泉州南消防組合による消防力の強化に努めます。

④防災拠点の整備

地域防災拠点（図書館臨時駐車場）の適正管理に努めます。

⑤避難場所等の整備

一時避難場所（小学校のグラウンド）及び指定避難所（各小中学校の体育館）における安全確保のための整備に努めます。

一時避難場所から広域避難場所となる町民グラウンドへと円滑に移動できるよう、避難路の道路拡幅や沿道での緑地確保などを促進し機能の充実に努めます。

⑥安全、安心のコミュニティづくり

自治会などの地域の防災訓練を通じて、防災意識を高め、自主防災組織の育成と活性化に努めます。

2. 防犯のまちづくり

①防犯施設の整備

自治会における防犯灯の維持管理に対して支援するとともに、自治会からの要望等に応じ整備を進め、安全な環境づくりを進めます。

②防犯活動の支援

住民の防犯意識の高揚を図るため、意識啓発活動を行うとともに、自治会をはじめとするコミュニティ団体が行う自主防犯活動に対して支援を行います。

■北部エリアの安全・安心まちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
災害に強いまちづくり	①	住宅・建築物の耐震化率の向上	・住宅の耐震化率：95%（目標年次：〔2025年（令和7年度末）〕） ・多数の者が利用する建築物の耐震化率：100%（目標年次：〔2025年（令和7年度末）〕）	継続中
	②	市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域指定の検討	・近隣市町村への指定状況調査の実施	継続中
コミュニティ 安全安心の	③	防災意識の向上及び自主防災組織の育成・活性化	・引き続き、自治会に防災意識の向上を促す	継続中

10. 環境のまちづくり

（現状）

- 住民の美化清掃活動の支援や住民の皆さんが快適に暮らせるよう、生活環境の保全に取り組んでいます。
- NPO団体と協働して、町内河川のクリーンアップ作戦を実施するなどの取り組みを継続しています。

○環境のまちづくりの方針

1. 生活環境の保全

生活環境に対する様々な苦情・相談に対して関係機関等と連携を図りながら、迅速に対応します。

また、住工混在による騒音等については、用途地域にもとづいた適切な土地利用の規制誘導や公害の監視を行うとともに、地区内の緑化を促進し、住環境との調和を図ります。

2. 環境保全活動の促進

飼い主のいない猫対策に取り組めます。

リフレッシュリバー・くまとり推進協議会や自治会等による町内河川のクリーンアップ作戦（河川清掃活動）などを通して、河川愛護の意識の向上を図ります。

■北部エリアの環境まちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
環境保全の推進	①	住民の美化清掃活動の支援	・住民による美化清掃後のごみの回収	継続中
	②	空地の適正管理及びペットの適正飼養、騒音や悪臭などに対する生活環境の保全	・空地の雑草や犬のふん始末等に対する苦情、相談等の対応と啓発推進 ・騒音や悪臭などの苦情に対する測定調査等 ・違法屋外広告物の撤去他、生活環境に関する苦情、相談に対する迅速な対応	継続中
	③	河川愛護の意識の向上	・町内河川のクリーンアップ作戦による河川清掃活動の実施 ※毎年度、町内河川を順に実施	継続中

1 1. 健康のまちづくり

(現状)

- 大阪体育大学と町の介護予防教室スタッフが監修し、既存のくまとりタピオ元気体操に筋力トレーニング・ストレッチ・お口の体操やあたまの体操を加えた「タピオ体操+（プラス）」を作成し、その体操を取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」の立上支援を2015年（平成27年度）にモデル事業として開始し、2017年（平成29年度）からは本格的に実施がスタートしています。

○健康のまちづくりの方針

1. 健康のまちづくりの拠点づくり

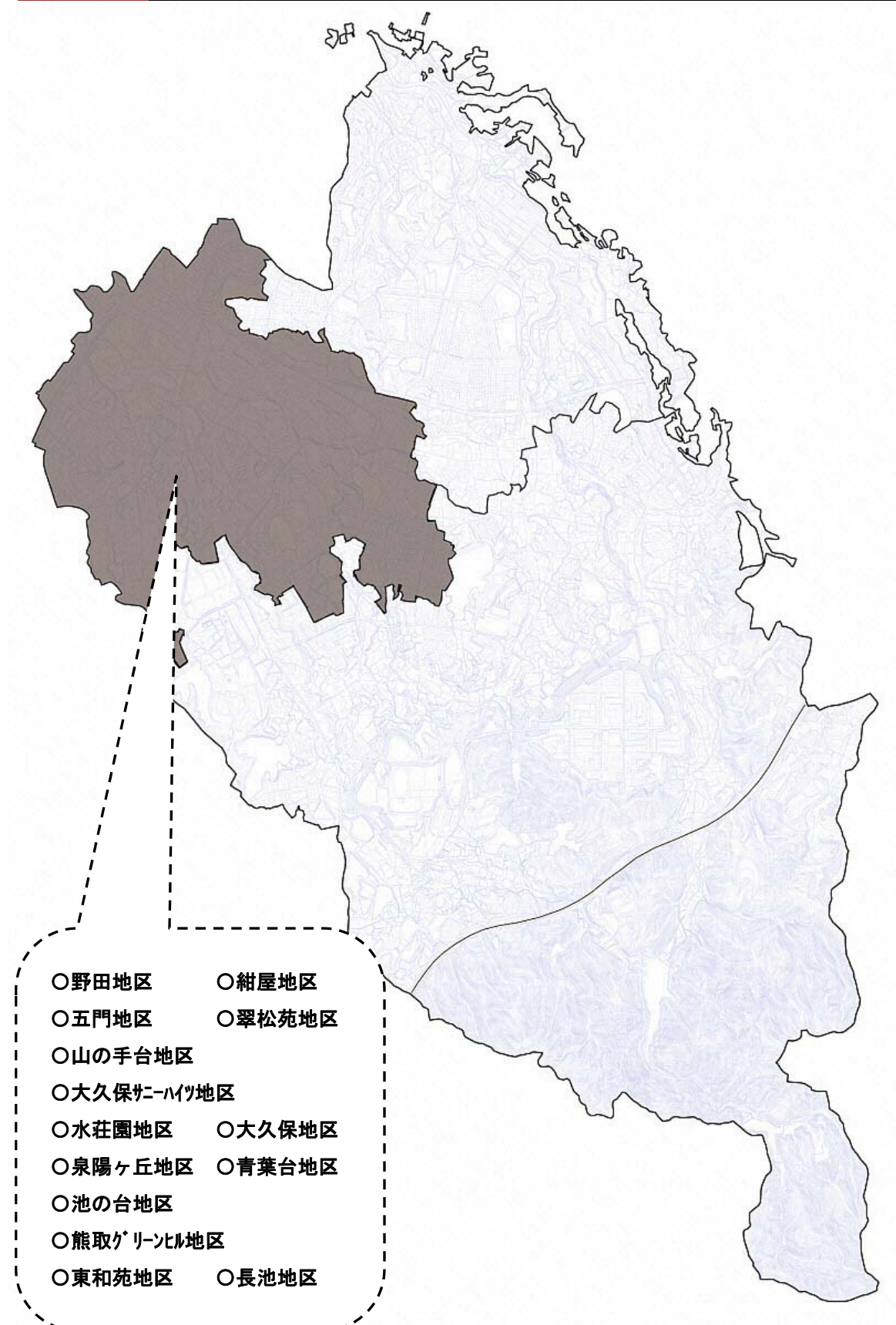
健康づくりに取り組む自主活動グループにおける新たな担い手の育成支援に努め、妊娠期から高齢者まで一人ひとりの健康づくりと、互いに支え合える地域づくりを進めるとともに、タピオステーション等、自主的に地域で健康づくり（介護予防）に取り組むための支援を行います。

また、町内大学との連携を強化し、専門性を活かした健康まちづくり環境の整備を促進します。

■北部エリアの健康まちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
健康	①	タピオステーション（住民運営の通いの場）の実施地域の拡大	・各地区でのタピオステーションの立上支援 ・タピオステーションへの町内大学の参画及び学生と地域住民との世代間交流の支援	継続中

3-3 中部エリア



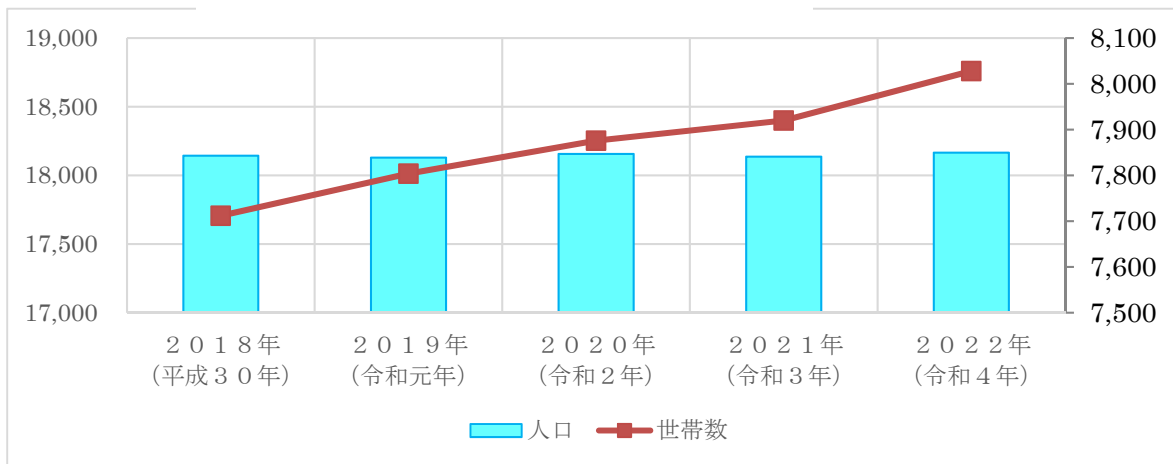
(1) 地域の概要

1) 地域別人口・世帯数の推移

■ (表) 中部エリアの人口・世帯数の推移 (各年10月末現在)

	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
人口	18,143	18,130	18,156	18,136	18,165
世帯数	7,712	7,804	7,876	7,920	8,028

■ (図) 中部エリアの人口・世帯数の推移



2) 土地利用

- JR熊取駅、役場庁舎、煉瓦館等の公共公益施設が立地しています。
- 旧市街地と新市街地が混在し、住宅地が広がっています。
- 商業、サービス施設等については、JR熊取駅周辺及び国道170号〔(都)大阪外環状線〕沿道に立地しています。
- 市街化区域内農地も一部残されています。

3) 都市基盤施設等

- 主要地方道大阪和泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕が事業中(一部区間暫定2車線供用中)であり、(都)泉州山手線の国道170号〔(都)大阪外環状線〕以南については、早期事業着手に向けた要望活動を実施しています。また、国道170号〔(都)大阪外環状線〕が暫定2車線での供用であるため、交通渋滞が発生しています。
- JR熊取駅の1日の平均乗車客数は約8千人〔2021年(令和3年度末)〕となっており、本町の玄関口として重要な役割を果たしています。
- 歩道や植栽帯等を有する道路は少なく、旧市街地内には、狭あい道路が見られます。
- 旧市街地の一部では、住宅と工業系施設等の混在が見られます。
- 下水道事業の整備とともに、河川の水質も改善されています。

4) 主要な公共公益施設及び地域資源等

■主要な公共公益施設及び地域資源等

	施 設 等	
公 園	・都市公園（近隣公園）	1箇所（長池オアシス公園）
	・都市公園（街区公園）	49箇所
	・その他の公園等	1箇所（五門ふれあい）
主 要 な 公共公益施設	・教育施設（町立）	3箇所（中央小学校、西小学校、熊取中学校）
	・教育施設（私立）	3箇所（大阪観光大学、フレンド幼稚園、熊取みどり幼稚園）
	・行政、文化施設等	6箇所（役場庁舎、煉瓦館、熊取消防署、公民館・町民会館、旧町民会館分館、教育・子どもセンター）
	・社会福祉施設	22箇所〔熊取ふれあいセンター、老人福祉センター、老人憩の家14箇所、認可保育所4箇所（公立2、民間2）、学童保育所2箇所〕
	・供給処理施設	2箇所（受水場、配水池）
	・公営住宅	1箇所（府営熊取朝代住宅）
地 域 資 源 等	・重要文化財	中家住宅、降井家書院
	・旧街道	水間道、大木嶺道（粉河街道）
	・河川	住吉川、雨山川、和田川
	・町有ため池	14箇所

(2) 地域整備の課題と目標

1) 地域整備の課題

①地域の課題

J R 阪和線において乗客数が6番目に多い駅となっており、このポテンシャルを活かしたさらなるにぎわい創出のため、J R 熊取駅西側に交通広場などの都市基盤整備が必要となっています。

②都市基盤・住環境の課題

朝夕の通勤、通学の時間帯には渋滞が発生している国道170号〔(都) 大阪外環状線〕などを中心に、今後も交通量の増加が予想される中で、渋滞解消、歩行者などの安全を図る道路整備の推進が課題となっています。

③土地利用の課題

本地域を流れる住吉川、雨山川、和田川は、河川沿いに樹林地や農地が残されており、特に住吉川においては、地域の歴史や文化等の特性に配慮した整備内容となるよう大阪府に要望するとともに、他の河川についても地域の特性に応じた整備方策などの検討が必要となっています。

2) 地域整備の目標

本地域内は、J R 熊取駅や役場庁舎を含む公共公益施設が集積し、多くの人々が訪れることが想定されます。こうした人々との交流を深めて、まちににぎわいを創出していくため、人々が快適に集うことができるような都市基盤が整った市街地形成をめざします。

また、本地域は中家住宅、降井家書院といった重要文化財や中林綿布工場跡地を利用した煉瓦館などの、重要な歴史的遺産が残されています。

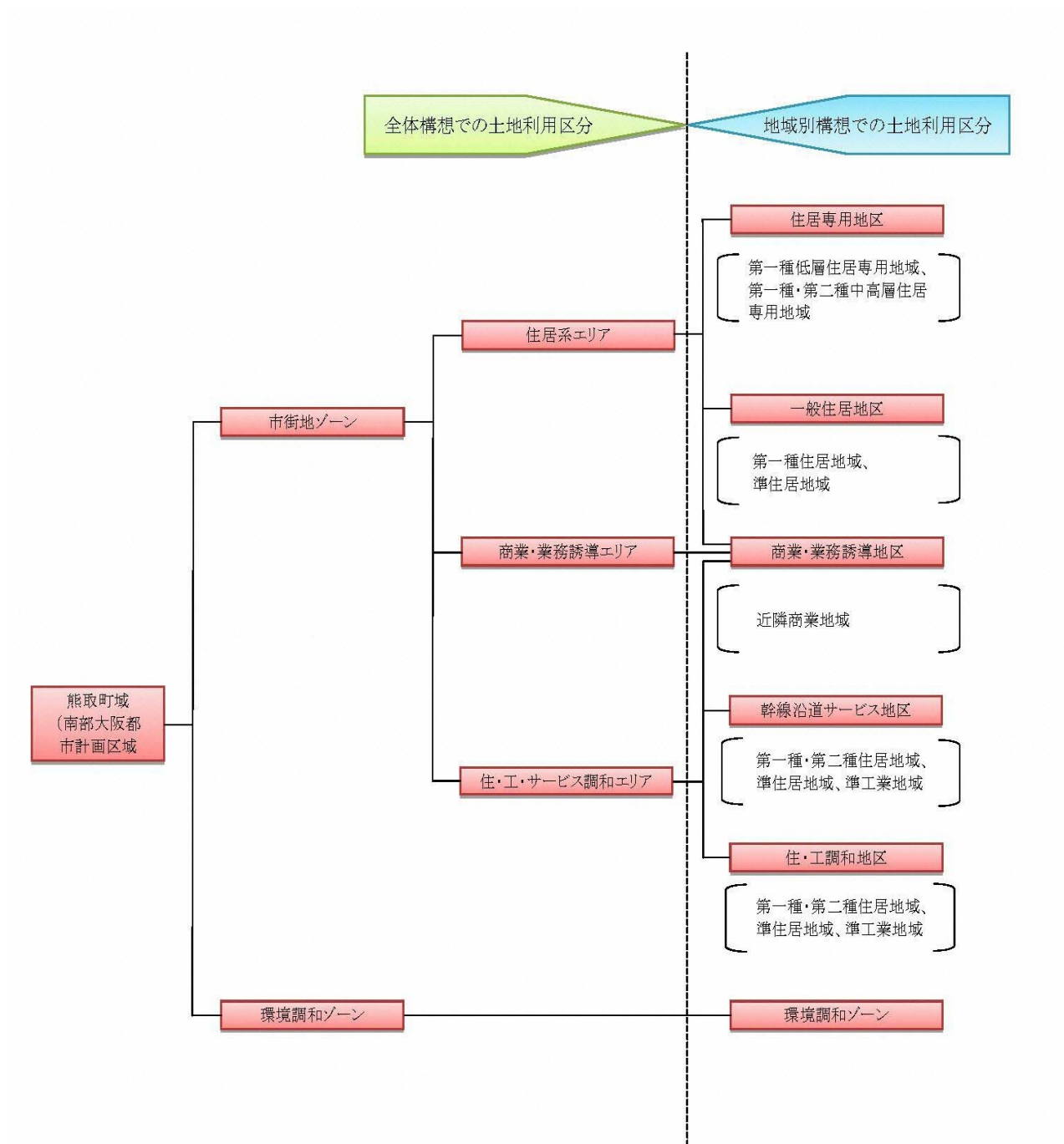
したがって、これらの歴史的資源を利用して様々なふれあいや交流を創出し、歴史や文化を広く発信していくような市街地形成をめざします。

(3) 地域整備の方針

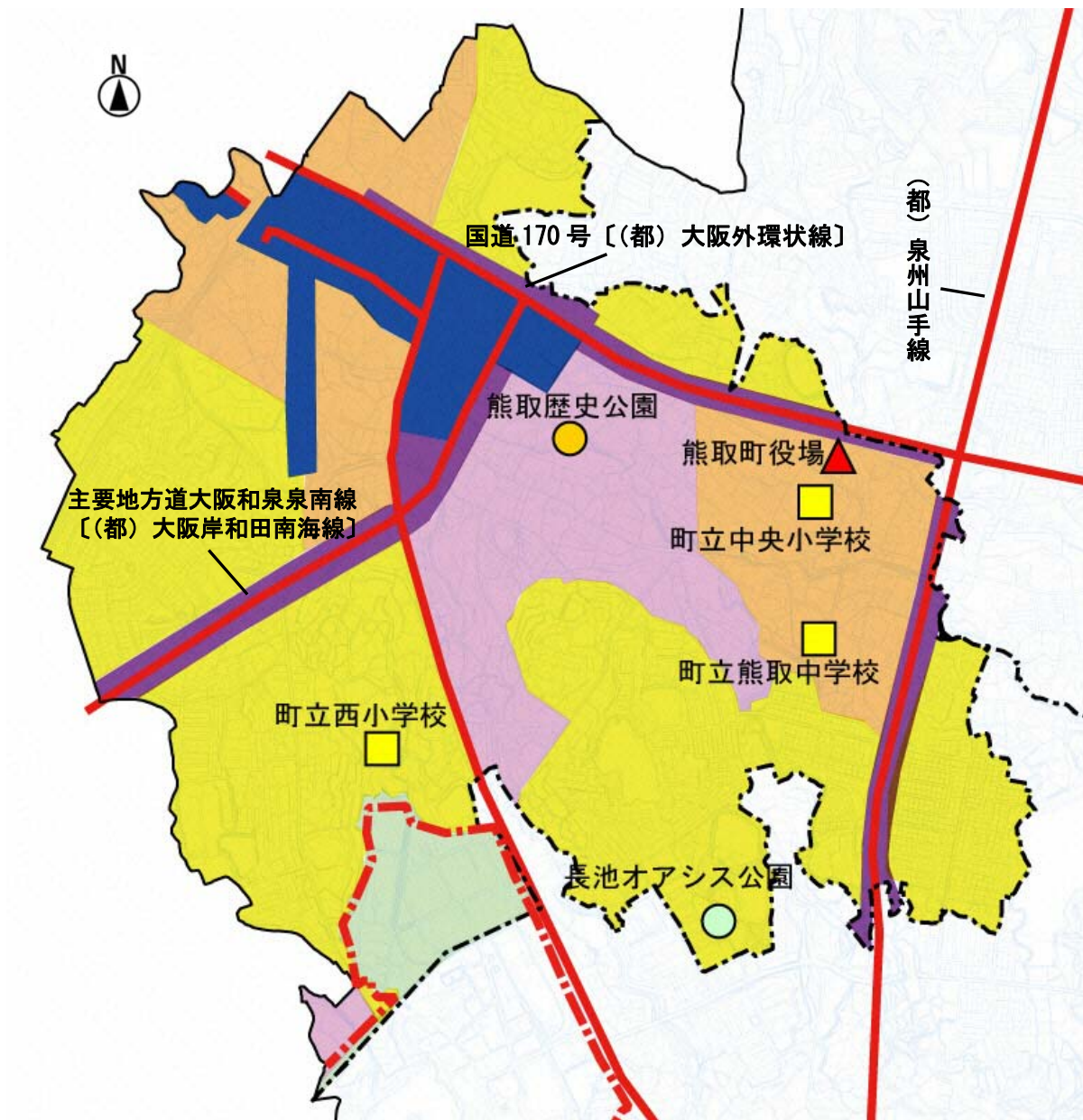
1) 土地利用の方針

本地域の土地利用は、次のように区分します。

■中部エリアの土地利用区分



■中部エリアの土地利用計画図



凡 例

	住居専用地区		幹線沿道サービス地区
	一般住居地区		住・工調和地区
	商業・業務誘導地区		環境調和ゾーン
	市街化区域境界線		地域境界線
	小・中学校		近隣公園
			特殊公園等
			役場

■中部エリアの土地利用方針

地区名	内 容
住居専用地区	・丘陵部の開発地及びその周辺に位置づけ、面的整備手法などの活用も検討して無秩序な開発を抑制し、良好な住宅地として土地利用を促進します。
一般住居地区	・この地域では、役場や公民館・町民会館、熊取ふれあいセンターなどの公共施設が立地しており、住環境と調和が図れる範囲で最寄りの商業・業務施設の立地を許容し、住民を主体とした土地利用等を促進します。
商業・業務誘導地区	・この地区内では、JR熊取駅が立地しています。また、(都)熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕が整備された地区であり、本町の玄関口にふさわしいにぎわいのある土地利用を促進します。
幹線沿道サービス地区	・国道170号〔(都)大阪外環状線〕、(都)泉州山手線、(都)大阪岸和田南海線の沿道は、幹線沿道サービス地区として位置づけ、道路整備の進捗と併せ、周辺の住環境との調和にも配慮しつつ商業、サービスなどの沿道サービス機能を誘導し、交通利便の良さを活かした土地利用を促進します。
住・工調和地区	・地場産業施設などが点在する旧市街地及びその周辺に位置づけ、産業構造の変化などに伴う無秩序な開発の進行を抑制するため、用途地域の見直しや地区計画制度の活用、既存工業施設の緑化を促進して、住環境と調和が図りうる土地利用の誘導に努めます。
環境調和ゾーン	・市街化調整区域内の大規模工場用地に位置づける地区では、敷地内緑化をさらに促進し、周辺の住環境と調和した工業用地として土地利用を図ります。

2) 施策別の目標と取り組み

1. 道路・交通施策の整備

(現状)

- 町の骨格となる広域幹線道路については、早期完成に向けた要望活動が継続されています。
- 町内の道路改良事業については、道路整備計画にもとづく優先順位を勘案しながら、順次、事業実施へ向けた取り組みが進められています。
- 熊取駅周辺の緑化・美化活動については、事業協力者との協働のもと取り組みが進められています。
- 町道の舗装修繕、通学路の交通安全対策、町道橋の計画的な点検・修繕（更新）など、道路の安全対策が順調に進捗しています。
- 熊取駅西整備事業については、熊取駅西交通広場及びアクセス道路が令和4年12月供用開始済みです。

○道路・交通施策整備の方針

1. 広域幹線道路

町域の骨格を形成し、災害発生時には重要な路線となることから、積極的な事業推進に向けた、関係機関との協議を進めます。

主要地方道大阪和泉南線〔(都) 大阪岸和田南海線〕の早期完成や国道170号〔(都) 大阪外環状線〕の4車線化の早期事業化大阪府に要望します。

(都) 熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路については、令和4年12月に供用を開始し、熊取駅東側の渋滞緩和の解消を図っていきます。

2. 地域幹線道路

地域幹線道路は、隣接市域や広域幹線道路により区分される各地域の円滑な連絡を受け持ち、広域幹線道路と一体となって市街地の骨格を構成する道路であることから、「道路整備計画」に基づき、町内ネットワークの形成に向けた道路拡幅、歩道設置及び交差点改良等の道路整備を計画的に実施します。

3. 生活道路

本町の旧市街地などは、狭あい道路も見られ、災害発生時の緊急活動や建築物の適切な更新を阻害する要因の一つとなっています。

既存道路の整備を計画的に進め、また、安全で快適な街区形成の基盤として、幅員の確保に努めます。

4. 公共交通環境の充実

町内循環バス（ひまわりバス）は、住民ニーズを踏まえ、公共施設等への移動利便性の向上を図ると共に、公共交通機関を補完しながら持続性のある運行体制の確立に努めます。

5. 交通安全の確保

「通学路交通安全プログラム」に基づく路側帯のカラー化や防護柵設置等の交通安全施設の整備を実施します。

地域幹線道路や通学路を中心に歩道の整備に努め、特に高齢者や障がい者などに配慮した歩道の段差解消や危険交差点の改良、防護柵の設置など利用上の利便性、安全性の向上を図る交通安全施設の整備を進めます。

放置自転車等の防止に向けて、JR阪和線熊取駅周辺を中心に効率的かつ効果的な街頭指導を進めるとともに、放置自転車等の強制的な移動・保管やリサイクル自転車としての再利用を引き続き行います。

6. 維持管理の推進

道路交通の安全と円滑なる交通確保、その他事故発生の防止などのため、道路パトロールや定期点検を実施しつつ、「修繕計画」に基づき、計画的に道路施設の修繕工事等を実施し、長寿命化を図ります。

道路環境については、道路利用者のマナー向上を啓発するため、住民及び事業者との協働による保全活動を促進します。

熊取駅東交通広場は、町の玄関口にふさわしい良好な景観が形成されるよう、事業協力者と協働のもと、緑化や美化を重点的に進め、また東西自由通路の適正な管理に努めます。

■中部エリアの道路交通の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
広域幹線	① 国道170号〔(都)大阪外環状線〕の4車線化	・早期事業化に向けた大阪府への要望活動の実施	継続中
	② 主要地方道大阪和泉泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕の早期完成	・早期完成に向けた大阪府への要望活動の実施 ※泉佐野市界～主要地方道泉佐野打田線間 →暫定2車線供用中	継続中
	③ (都)泉州山手線の早期事業着手に向けた要望	・泉州山手線整備推進協議会（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・熊取町により構成）等による早期事業着手に向けた大阪府への要望活動の実施	継続中

地域幹線	④	(仮称) 駅前延伸線の道路改良事業(熊取東交差点改良を含む)の実施	・「道路整備計画」に基づき、優先順位を勘案のうえ主要地方道大阪和泉南線〔(都) 大阪岸和田南海線〕の事業進捗に応じた事業の実施	継続中
	⑤	(都) 熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕の整備	・2018年(平成30年度)に都市計画変更を実施のうえ、計画的に整備を実施	完了
	⑥	町道の計画的な舗装修繕の実施	・定期点検の実施及び「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」の更新 ・「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」に基づく計画的な舗装修繕の実施	継続中
	⑦	町道橋の長寿命化に向けた計画的な点検・修繕(更新)の実施	・法定点検(5年毎)の実施及び「橋梁長寿命化修繕計画」の更新 ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕(更新)の実施 ・修繕に合わせ、必要に応じて対震対策の実施	継続中
交通安全	⑧	通学路交通安全対策の実施	・「通学路交通安全プログラム」に基づく計画的な交通安全対策の実施	継続中
維持管理	⑨	第三者被害予防のための道路附属物の総点検及び対策の実施	・定期点検の実施 ・点検結果に基づく対策の実施	継続中
	⑩	駅前広場の緑化、美化の推進	・町の玄関口にふさわしい良好な景観が形成されるよう、住民・事業者・行政の協働のもと、緑化や美化活動の実施	継続中

2. 公園・緑地等の整備

(現状)

- 公園については、施設点検及び修繕業務の実施及び長寿命化計画による遊具更新等を行っています。
- 緑地については、除草、樹木の剪定など訂正な維持管理を行っています

○公園・緑地等の整備方針

1. 公園の整備方針

少子高齢化など利用者の変化にあった公園をめざして、地元住民との連携により、統廃合も視野に入れ改修内容を検討し、公園整備の定期的な点検と長寿命化計画に基づいた計画的な遊具の更新や補修に努めます。

2. 緑地等の整備方針

緑地については、除草、剪定など維持管理において、適正に管理し、保全に努めます。

■中部エリアの公園・緑地等の整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
都市公園	①	公園の整備	・ 定期点検（毎年）の実施 ・ 点検結果に基づく対策の実施 ・ 公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕（更新）の実施	継続中
緑地	②	緑地の適正管理	・ 緑地の適正な維持管理の実施	継続中

3. 下水道の整備

（現状）

- 事業認可区域における未整備地区への主要管渠の延伸・各戸への面的整備を推進します。

○下水道の整備方針

1. 下水道の整備方針

事業認可区域における未整備地域において、計画的・効率的な整備に努めます。

「ストックマネジメント計画」に基づき、管渠の点検調査を実施し、管渠の状況に応じ修繕・改築計画を策定のうえ、改築を行うとともに、マンホールポンプ施設の耐用年数を経過した設備の更新を継続します。

水洗化の推進に向けた支援及び啓発活動に努めます。

■中部エリアの上・下水道の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
下水道	① 事業認可区域内における未整備地域への下水道施設整備及び既存施設の適切な維持管理の推進	・事業認可区域内における未整備地域への整備と主要管渠の延伸 ・下水道施設の適切な維持管理の推進	継続中

4. 河川・ため池等の整備

(現状)

- 河川の適切な維持管理により、災害を未然に防止するためパトロールを実施しています。
- 2級河川住吉川の改修については、大阪府への要望活動が継続的に展開されています。
- 「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化により支障のあるため池の改修・修繕を計画的に実施し、適正な維持管理に努めています。
- 現在受益地の無いため池の処分・活用について検討しています。

○河川、ため池等の整備方針

1. 河川の整備方針

町管理河川についてはパトロールを実施し、補修工事を行うなど適正な維持・管理に努めます。

2級河川住吉川の熊取町内の改修について、今後も大阪府に要望するとともに、地域の歴史や文化等の特性に配慮した整備内容となるよう協議を進めます。

2. ため池等の整備方針

「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化したため池の改修が必要と判断される施設について計画的な改修を実施するほか、適正な維持管理に努めます。

受益地が無い、あるいは他の利活用が可能なため池については、処分あるいは利活用を促進します。

■ 中部エリアの河川・ため池等の整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
河川	①	河川の適正管理	・パトロールによる補修工事、堆積土砂撤去	継続中
	②	2級河川住吉川の改修について大阪府へ要望	・大阪府への要望活動の実施	継続中
ため池	③	ため池等の改修及び管理	・「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づく計画的な整備の実施 ・定期点検による適正な維持管理の実施	継続中

5. その他の公共公益施設の整備

(現状)

- 町立小学校の空調設備設置が完了し、また町立小・中学校のトイレ洋式化など、教育環境の整備が進んでいます。
- 老人憩の家の適正な施設管理・耐震化及び老人福祉センターについては、耐震化の取り組み等が進んでいます。
- 煉瓦館は適正な施設管理が行われており、公民館・町民会館については、施設のあり方を検討し、耐震化及び建て替え等の整備を進めています。

○その他の公共公益施設の整備方針

1. 義務教育施設

小中学校の校舎、体育館等施設整備については、長寿命化計画の策定等により、計画的な改修等を進め、また、老朽化に対応した適切な維持管理を行い、教育環境の充実を図ります。また各小・中学校のトイレの洋式化を進め、教育環境の質的な改善を進めます。

2. 生涯学習文化施設

公民館・町民会館、煉瓦館などの学習活動や文化活動の場となる公共施設については、多様な学習機会を創出し、住民の自主的な活動を支援するとともに、施設の適正な維持管理に努めます。

3. 社会福祉施設

熊取ふれあいセンターについては、計画的に施設の維持・修繕を行っていくために、定期的な修繕対象箇所の抽出を行っていきます。

老人福祉センター及び老人憩の家については、適正な運用ができるよう施設の耐震化も含め計画的に維持管理を行います。

■中部エリアのその他の公共公益施設の整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
教育施設	①	町立小学校の空調設備設置の実施	・町立中央小学校及び西小学校の空調設備の設置	完了
	②	町立小・中学校のトイレ洋式化	・町立中央小学校、西小学校及び熊取中学校におけるトイレの洋式化の実施	継続中
社会福祉施設	③	老人憩の家の適正な施設管理	・町と各自治会との役割分担を明確化し、それぞれの役割で適正に施設の運営と維持管理を実施	継続中
	④	老人憩の家の耐震化	・老人憩の家の耐震改修の実施 ※1974年（昭和49）～1981年（昭和56年度）にかけて建設された新耐震基準以前の建物について耐震改修を実施	継続中
	⑤	老人福祉センターの耐震化	・建物の耐震化の検討を実施	継続中
保健福祉施設	⑥	熊取ふれあいセンターの適正な施設管理	・各種備品の整備、設備の改修・補修などによる適正な維持管理の実施 ・福祉避難所としての運用	継続中
生涯学習・文化施設の整備	⑦	公民館・町民会館の適正な施設管理	・建物の耐震化工事等の整備	継続中
	⑧	煉瓦館の適正な施設管理	・適正な維持管理の実施	継続中
	⑨	旧町民会館分館の適切な管理及び供用廃止後の建物並びに敷地の処分等	・適切な管理の実施 ※2018年（平成30年）9月をもって供用廃止済み ・建物及び敷地売却の検討	継続中

6. 市街地・住宅地整備

(現状)

- JR熊取駅西地区の土地利用の検討については、駅前交通広場及びアクセス道路の整備に併せて、まちづくりワークショップでの調査研究が進められるとともに、まちづくりの実現に向けて、地元地権者等により「駅西地区まちづくり協議会」が設立されるなど、着実に進捗しています。
- 広域幹線道路である（都）泉州山手線については、泉州山手線整備推進協議会による早期事業着手に向けた要望活動を行っています。
- 建築指導による道路幅員等の確保や木造住宅除去工事補助制度の実施などにより、防災空間の確保や老朽建物の円滑な更新の誘導が図られています。

○市街地・住宅地整備の方針

1. 町の玄関口にふさわしい熊取駅周辺地区の整備

駅西交通広場及びアクセス道路の整備に併せて、「熊取駅西地区まちづくり協議会」の運営を支援しながら、駅西地区のうち近隣商業地域内の土地利用の検討を進めます。

2. 広域幹線道路の整備促進と沿道土地利用の誘導

主要地方道大阪和泉南線〔（都）大阪岸和田南海線〕（一部区間暫定2車線供用中）、国道170号〔（都）大阪外環状線〕による広域的な交通ネットワークが構築されることにより、本町の都市構造形成上も大きな役割を果たすとともに、交通量の分散による渋滞緩和などの効果が期待できます。

3. 市街化区域内農地の利用区分の検討

市街化区域内の農地は、市街化を促進すべき農地と、都市の田園風景の創造や災害の防止などのために保全すべき農地との区分を検討します。

市街化を促進すべき農地が集積する地区は、スプロール化の防止を図るため、住民の協力のもと、良好な市街地形成を図ります。

4. 旧市街地での健全な市街地の形成

本町の旧市街地地区は、国の重要文化財に指定されている建物や由緒ある社寺、伝統的な民家等も現存して歴史的な景観を今に伝えています。地区内では狭あい道路で構成された区域も多く、住・工混在もみられます。

今後は、住民の協力のもと、狭あい道路の拡幅化を図るとともに、道路とその沿道が一体となったまちなみ環境の整備手法を検討することにより、防災空間の確保と建物の円滑な更新を誘導しつつ、健全な市街地の形成に努めます。

5. 既成市街地での適正な土地利用の誘導

既に市街地を形成している低層戸建て住宅が建ち並ぶ地区については、用途地域の見直しや地区計画制度の導入等の検討により、引き続き適正な土地利用の誘導とみどり豊かな市街地の形成・保全に努めます。

6. 空き家・空き地対策

空き家の適正な管理を促すとともに、将来の管理不全空き家の増加を抑制するため、空き家バンク制度の活用や専門家相談員による空き家相談会を実施し、空き家バンク登録と空き家利活用等の促進を図りつつ、令和4年度に実施した空家等実態調査の結果を踏まえながら空き家解消に向けての抑制策を検討します。

適切な管理が行われていない空き地については、「美しいまちづくり条例」にもとづき、所有者等に指導等を行い適正な管理を促進します。

7. 町営住宅の活用

住宅セーフティーネットとしての役割を果たすため、町営住宅については、適切かつ効率的な管理運営に努め、建物の長寿命化を図っていきます。

8. 魅力ある住環境の保全・形成

宅地の最低敷地面積の設定や建築物の用途の制限など、地区計画及び建築協定制度の普及・啓発に努めます。

魅力的で快適な住環境を創造するため、地区の特性を活かした地区計画等の導入地区を検討します。

9. 適正指導などの推進

開発事業については、土地利用等への誘導基準を適正かつ明確にし、開発指導要綱等による適正な指導を実施します。

10. コンパクトシティの推進

行政、医療・福祉、商業、交流などの都市機能を集約し、居住と都市の機能をコンパクトに維持しながら、住民のライフスタイルの変化等に対応し、移動利便性の向上等、誰もが身近に都市サービスを享受できるよう住民生活の質を高めていきます。

■中部エリアの市街地・住宅地整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
熊取駅周辺地区	①	(都)熊取駅西線〔熊取駅西交通広場〕及びアクセス道路の整備	・早期完成に向けて協働して事業推進を図る	完了
	②	駅西地区の面的整備の導入についての検討	・「熊取駅西地区まちづくり協議会」により土地利用を検討。	継続中
広域幹線道路沿道地区	③	広域幹線道路の整備に併せた良好な市街地の形成	・泉州山手線整備推進協議会(岸和田市・貝塚市・泉佐野市・熊取町により構成)による要望活動の実施に併せて、沿道の土地利用について検討を開始 ・主要地方道大阪和泉泉南線〔(都)大阪岸和田南海線〕の早期完成に向けた要望活動の実施に併せて、沿道の土地利用について検討を開始	継続中
旧市街地区	④	防災空間の確保、建物の円滑な更新の誘導	・建築基準法にもとづく建築指導による道路幅員等の確保 ・木造住宅除去工事補助制度の実施	継続中

7. バリアフリーのまちづくり

(現状)

- バリアフリー新法に対応した公共建築物のバリアフリー化が推進されています。
- 高齢者や障がい者が地域で自立した生活を送るための支援として、適切な福祉サービスが提供されています。

○バリアフリーのまちづくりの方針

1. 福祉のまちづくりとの連携

既存施設及び新設の道路・公共建築物についても、高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修を進め、ユニバーサルデザインの導入などにより、すべての人が円滑に移動でき、社会参加しやすい福祉のまちづくりを推進します。

2. 居住のバリアフリー対策の推進

介護保険制度において、要介護(要支援)認定を受けている方が自立した生活を続けられるよう、手すりの設置や段差解消等の住宅改修を行った場合、改修費用の一部を支給します。

重度障がい者が地域で自立して、安心して生活ができるように、引き続き住宅改造助成事業により改修費用の一部助成を行います。

■中部エリアのバリアフリーのまちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
バリアフリー	① 道路、公共建築物のバリアフリー新法に対応した福祉のまちづくりの促進	・大阪府福祉のまちづくり条例の趣旨に基づく建築物の整備・改修 ・高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修	継続中
	② 公民館・町民会館のバリアフリー化	・耐震化工事に合わせたバリアフリー化工事の実施継続中	検討中
居住のバリアフリー 対策の推進	③ 要介護（要支援）認定者の地域における自立	・住宅改修費の介護保険からの一部支給	継続中
	④ 重度障がい者の地域における自立	・住宅改造助成事業による改修費用の一部助成	継続中

8. 景観まちづくり

（現状）

- J R熊取駅西地区については、駅西交通広場の都市計画決定、用途地域の変更、駅西地区まちづくり協議会の設立等が行われる等、駅前地区にふさわしい良好な景観形成に向けて着実に進捗しています。
- 中家住宅については、適正な維持管理が進捗しています。
- 中家住宅周辺の歴史文化の中心ゾーンについては、熊取シンボル軸の整備に併せて、良好な景観形成の誘導のため、地区計画の導入等の手法を検討していく必要があります。

○景観まちづくりの方針

1. 市街地景観の創出

住宅地においては、周辺のみどりや景観との調和にも配慮して、公園等の適正配置や、地区計画、建築協定、緑地協定制度の普及・啓発などにより、みどりと建物が一体となった良好な景観形成を誘導します。

2. 拠点等における景観の創出

都市づくりを進めるうえで重要な役割を担う都市施設を中心として、個性ある景観形成を図ります。

中家住宅から煉瓦館周辺地区については、歴史的景観に配慮しつつ、良好な景観形成を誘導します。

町内で唯一の鉄道駅である J R熊取駅は、町の主要な玄関口であり、住民、事業者、行政の

協働のもと、町の玄関口として、にぎわいのある景観形成の誘導を引き続き行います。

幹線道路においては、植樹帯の充実による緑化に努めるとともに、ウォーキングトレイル事業の導入を検討します。

3. 歴史文化が薫る景観の創出

本町では、国の重要文化財の指定を受けている降井家書院、中家住宅、来迎寺本堂をはじめ、中林綿布工場跡地を活用した煉瓦館など、歴史資源が多く残されており、これらを十分に活用して個性ある景観形成を誘導します。

■中部エリアの景観まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
都市景観 良好な	① 歴史文化の中心ゾーンの良好な景観形成	・熊取シンボル軸の整備に併せた個性ある景観形成の誘導手法を検討	検討中
都市拠点の景観	② 駅周辺の良好な景観形成の誘導	・本町の玄関口としてふさわしい良好な景観形成を図る。	継続中
歴史文化が薫る景観	③ 中家住宅の適切な維持管理	・日常的に適正な維持管理の実施	継続中

9. 安全・安心なまちづくり

(現状)

- 本町では、「第2次熊取町耐震改修促進計画」に基づき、町有建築物の耐震改修を計画的に実施し、町有建築物の内、「優先的に取り組む施設」74棟については、現在69棟が耐震化されており、「耐震性なし（耐震診断未実施を含む。）」は残り5施設となっております。
- 近年、東日本大震災や熊本地震をはじめ、大規模な地震が全国的に発生しており、今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があります。
- 市街化区域内における準防火地域の指定について、近隣市町村の状況を見ながら見直しの検討を行う必要があります。
- 自主防災組織については引き続き、自治会に防災意識の向上を促していきます。
- 道路橋梁については、安全向上のため、向田橋及び紺屋橋の補強工事が実施されています。

〇安全・安心なまちづくりの方針

1. 防災・減災のまちづくり

①市街地の整備

住宅等の密集地においては、道路、公園、河川等の整備による防災空間、建物の不燃化や緑化による延焼遮断帯の確保、また市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域などの指定とともに、面的整備事業等による都市基盤施設の総合的な整備を検討します。

②住宅の耐震化

地震による建物の倒壊などから生命を守るとともに、避難路などの閉塞を防ぐため、耐震改修促進計画に基づき、2025年（令和7年度）までに住宅の耐震化率を95%まで引き上げるよう目標を掲げるとともに、町有建築物については、優先度を考慮して耐震化を進めます。

③防災体制の整備

大規模災害が発生した際の重要な情報伝達手段である、防災行政無線の適正な維持・管理に努めるとともに、各指定避難所に備蓄している防災資機材の計画的な更新を進めます。

複雑化・多様化する災害に備えた、車両・資器材及び水利施設等の更新・整備を計画的に行います。

消防団を中核とした地域防災力を高めるとともに、泉州南消防組合による消防力の強化に努めます。

④避難場所等の整備

一時避難場所（各小学校のグラウンド、長池公園、熊取歴史公園、大久保防災コミュニティ公園）及び指定避難所（各小中学校の体育館）及び福祉避難所（熊取ふれあいセンター）における安全確保のための整備に努めます。

一時避難場所から広域避難場所となる町民グラウンドへと円滑に移動できるよう、避難路の道路拡幅や沿道での緑地確保などを促進し機能の充実に努めます。

⑤安全、安心のコミュニティづくり

自治会などの地域の防災訓練を通じて、防災意識を高め、自主防災組織の育成と活性化に努めます。

2. 防犯のまちづくり

①防犯施設の整備

自治会における防犯灯の維持管理に対して支援するとともに、自治会からの要望等に応じ整備を進め、安全な環境づくりを進めます。

②防犯活動の支援

住民の防犯意識の高揚を図るため、意識啓発活動を行うとともに、自治会をはじめとするコミュニティ団体が行う自主防犯活動に対して支援を行います。

■中部エリアの安全・安心なまちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
災害に強いまちづくり	①	住宅・建築物の耐震化率の向上	・住宅の耐震化率：95%〔目標年次：2025年（令和7年度末）〕 ・多数の者が利用する建築物の耐震化率：100%〔目標年次：2025年（令和7年度末）〕	継続中
	②	市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域指定の検討	・近隣市町村への指定状況調査の実施	継続中
交通安全の確保	③	公共施設周辺の交通安全施設の整備	・通学路交通安全プログラム等により適宜実施	継続中
	④	JR熊取駅周辺での放置自転車等の排除による美観の保持及び歩行者などの安全の確保	・「自転車等放置禁止区域」放置自転車等に対する街頭指導、移動、保管業務の実施	継続中
安全安心のコミュニティ	⑤	防災意識の向上及び自主防災組織の育成・活性化	・引き続き、自治会に防災意識の向上を促す	継続中

10. 環境のまちづくり

(現状)

- 住民の美化清掃活動の支援や住民の皆さんが快適に暮らせるよう、生活環境の保全に取り組んでいます。
- J R熊取駅前を中心とした協働による美化活動については、ボランティアによる活動を中心に、取り組みが進んでいます。
- 河川愛護の意識の向上については、町内河川のクリーンアップ作戦による河川清掃活動を通して、意識醸成が図られています。

○環境のまちづくりの方針

1. 自然と共生できる市街地づくり

自然を保全するとともに、河川、ため池、道路、公園等の整備と併せてネットワーク化を進め、住民との協働によるソフト事業などを通じて、自然の生態系にも配慮した都市環境の創出を図ります。

2. 生活環境の保全

生活環境に対する様々な苦情・相談に対して関係機関等と連携を図りながら、迅速に対応します。

住工混在による騒音等については、用途地域にもとづいた適切な土地利用の規制誘導や公害の監視を行うとともに、地区内の緑化を促進し、住環境との調和を図ります。

3. 環境保全活動の促進

飼い主のいない猫対策に取り組めます。

リフレッシュリバー・くまとり推進協議会や自治会等による町内河川のクリーンアップ作戦（河川清掃活動）などを通して、河川愛護の意識の向上を図ります。

■中部エリアの環境まちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
環境保全の推進	①	住民の美化清掃活動の支援	・住民による美化清掃後のごみの回収	継続中
	②	J R熊取駅周辺における路上喫煙及びポイ捨ての禁止	・啓発キャンペーンを年2回実施するとともに、パトロールを定期的の実施	継続中
	③	空地の適正管理及びペットの適正飼養、騒音や悪臭などに対する生活環境の保全	・空地の雑草や犬のふん始末等に対する苦情、相談等の対応と啓発推進 ・騒音や悪臭などの苦情に対する測定調査等 ・違法屋外広告物の撤去他、生活環境に関する苦情、相談に対する迅速な対応	継続中
	④	河川愛護の意識の向上	・町内河川のクリーンアップ作戦による河川清掃活動の実施 ※毎年度、町内河川を順に実施	継続中
生活環境の保全	⑤	国道170号の騒音に対する環境保全	・苦情相談対応	継続中

1.1. 健康のまちづくり

(現状)

- 大阪体育大学と町の介護予防教室スタッフが監修し、既存のくまとりタピオ元気体操に筋力トレーニング・ストレッチ・お口の体操やあたまの体操を加えた「タピオ体操＋（プラス）」を作成し、その体操を取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」の立上支援を2015年（平成27年度）にモデル事業として開始し、2017年（平成29年度）からは本格的に実施がスタートしています。

○健康のまちづくりの方針

1. 健康まちづくりの拠点づくり

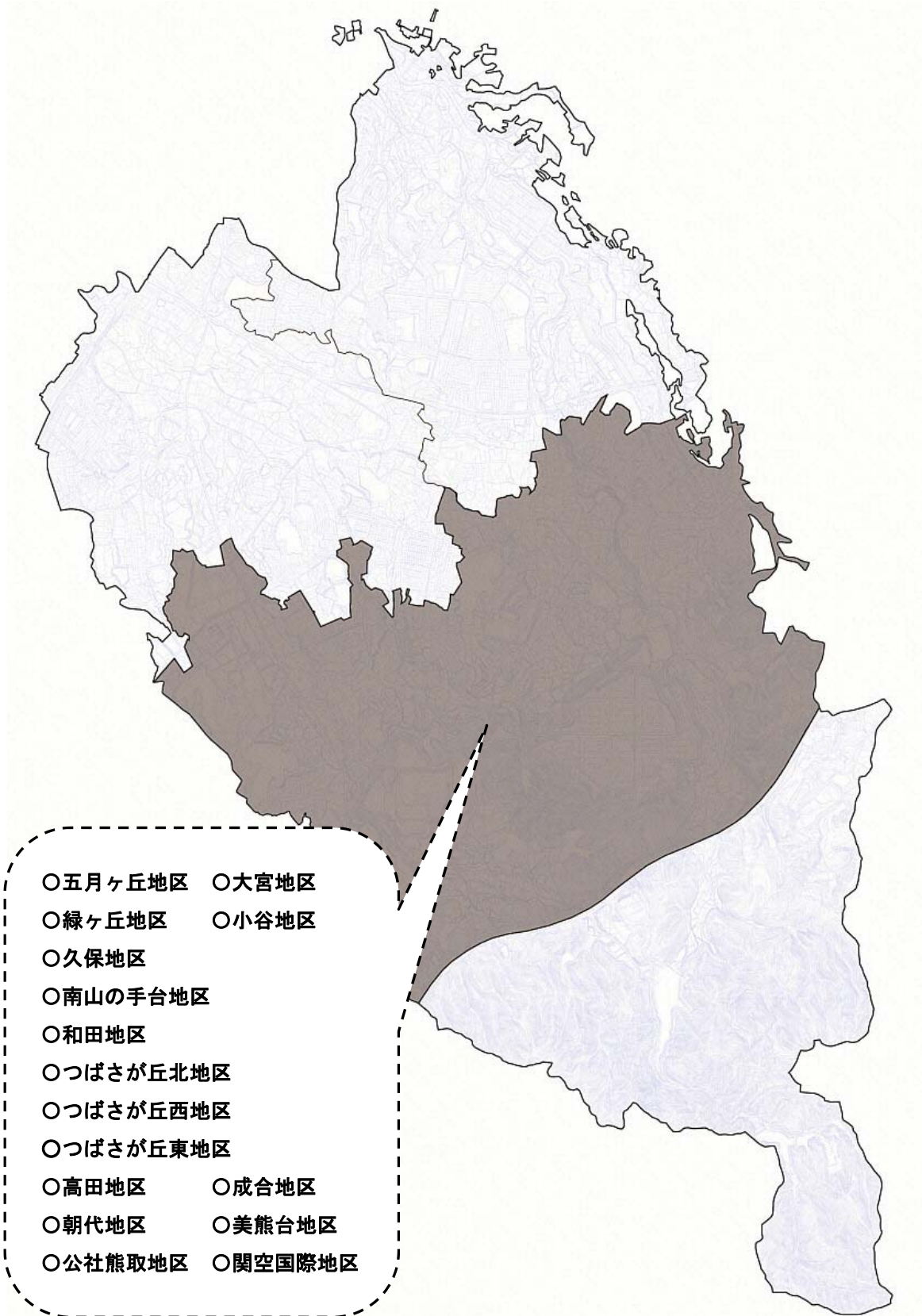
健康づくりに取り組む自主活動グループにおける新たな担い手の育成支援に努め、妊娠期から高齢者まで一人ひとりの健康づくりと、互いに支え合える地域づくりを進めるとともに、タピオステーション等、自主的に地域で健康づくり（介護予防）に取り組むための支援を行います。

町内大学との連携を強化し、専門性を活かした健康まちづくり環境の整備を促進します。

■中部エリアの健康まちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
健康	①	タピオステーション（住民運営の通いの場）の実施地域の拡大	・各地区でのタピオステーションの立上支援 ・タピオステーションへの町内大学の参画及び学生と地域住民との世代間交流の支援	継続中
	②	熊取ふれあいセンターの適正管理	・拠点施設としての適正な運営管理	継続中
	③	老人福祉センターの適正管理	・拠点施設としての適正な運営管理	継続中

3-4 南部エリア



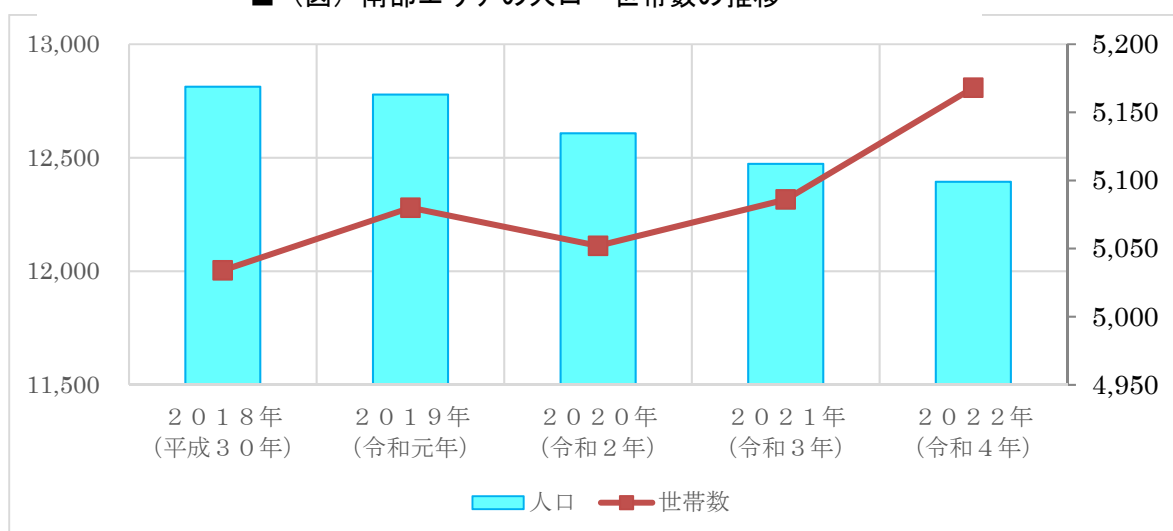
(1) 地域の概要

1) 地域別人口・世帯数の推移

■ (表) 南部エリアの人口・世帯数の推移 (各年10月末現在)

	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)
人口	12,813	12,778	12,608	12,473	12,394
世帯数	5,034	5,080	5,052	5,086	5,168

■ (図) 南部エリアの人口・世帯数の推移



2) 土地利用

- 旧市街地と戸建住宅を中心とする住宅開発が混在し、市街化区域内では住宅地が広がっています。
- 大池、弘法池など比較的大きなため池が見られます。
- 市街化調整区域には、樹林地や農地がまともに残っています。
- 京都大学原子炉実験所や大阪体育大学、大阪体育大学浪商高等学校、浪商中学校が立地しています。
- 旧市街地の一部では、住宅と工業系施設の混在が見られます。

3) 都市基盤施設等

- 国土幹線道路として阪和自動車道が位置づけられています。
- (都) 泉州山手線の国道170号〔(都) 大阪外環状線〕以南については未着手区間となっています。
- 歩道や植栽帯を有する道路が少なく、旧市街地内には狭あい道路が見られます。
- 見出川、雨山川、和田川では、近年市街地でもゲンジボタルの生息が確認されています。

4) 主要な公共公益施設及び地域資源等

■南部エリアの主要な公共公益施設及び地域資源等

	施 設 等	
公 園	・都市公園（街区公園）	23箇所
	・その他の公園等	5箇所（久保ちびっこ、高田ちびっこ、和田ちびっこ、朝代ちびっこ、成合ちびっこ）
主 要 な 公共公益 施設	・教育施設（町立）	3箇所（東小学校、南小学校、熊取南中学校）
	・教育施設（私立）	1箇所（大阪体育大学等）
	・研究施設	1箇所（京都大学原子炉実験所）
	・行政、文化施設等	2箇所（ひまわりドーム、野外活動ふれあい広場）
	・社会福祉施設	19箇所〔老人憩の家15箇所、認可保育所2箇所（公立1、民間1）、学童保育所2箇所〕
	・供給処理施設	2箇所（配水池2箇所）
	・公営住宅	1箇所（住宅供給公社熊取団地）
地 域 資 源 等	・重要文化財	来迎寺本堂
	・旧街道	水間道、大木嶺道（粉河街道）
	・河川	見出川、住吉川、雨山川、和田川
	・町有ため池	40箇所

(2) 地域整備の課題と目標

1) 地域整備の課題

①地域の課題

本地域には、町民グラウンド、ひまわりドーム、野外活動ふれあい広場等が整備されています。

今後も、スポーツや健康づくりなどに関する多様なニーズに対応する為、各種施設の適切な維持管理が必要となります。

②都市基盤・住環境の課題

本地域においては、市街化調整区域の緑地環境の保全と併せて、水辺などを活かした公園緑地などの整備、公共公益施設及び民有地の緑化を図り、市街地周辺や主要な社寺と一体となった樹林地や農地なども活かして、多様なみどりの創造と保全を促進するとともに、市街地と周辺の自然を結ぶ道の整備も必要となっています。

また、下水道については、事業認可区域内における未普及地区への整備や新たな認可区域拡大の検討が必要です。

市街化調整区域については、無秩序な市街化を抑制し保全する必要があります。

③土地利用の課題

市街化区域内農地は、虫食い状に残されており、宅地開発の進行などにより、道路に接することができない農地が増加することが懸念されます。このことから、保全すべき農地と宅地化を促進すべき農地の区分の明確化を図り、都市基盤施設の整った市街地形成のための方策検討が必要となっています。

④魅力ある住環境の保全・形成

丘陵部に広がる大規模な住宅地については、今後も地区計画制度の活用などにより、魅力ある住環境の保全、形成を図る必要があります。

2) 地域整備の目標

本地域内は、樹林地を活かしたアウトドア活動の中心の場として野外活動ふれあい広場など、スポーツや野外教育活動などを通じて多くの人々が集いふれあう場でもあります。

したがって、本地域は、スポーツやアウトドア活動などによる人と人とのふれあいなどを通じて、住民が心身ともに健康づくりを進めていくことのできる市街地形成をめざします。

また、本地域は河川の上流域に位置し、市街地周辺に樹林地や農地が多く残され、市街地内においても、比較的大きなため池も立地するなど、自然環境の豊かな地域でもあります。

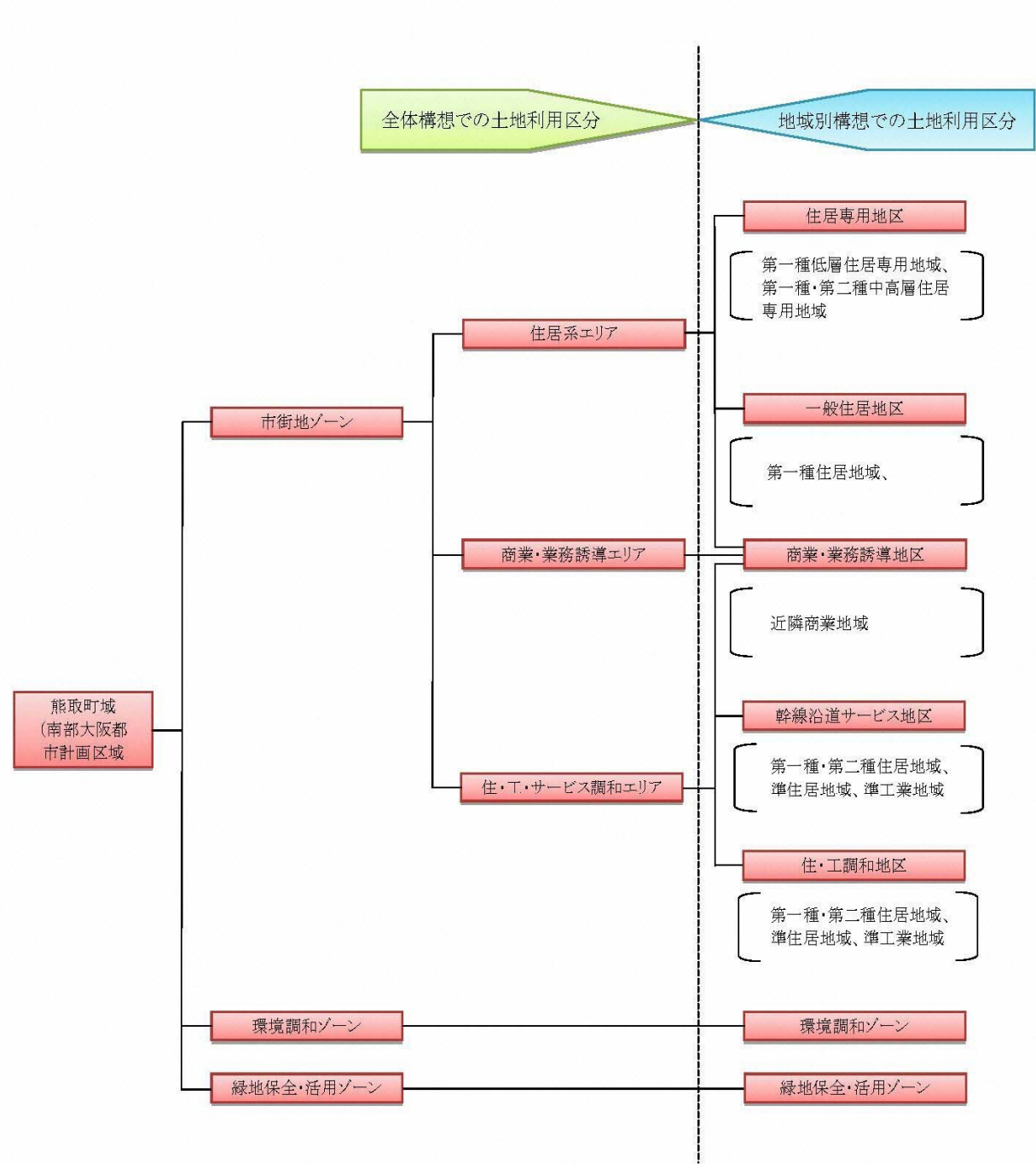
この良好な住環境を形成していくためには、河川やため池が有する水辺の潤いなども活用して身近に多様なみどりとふれあえる市街地形成をめざします。

(3) 地域整備の方針

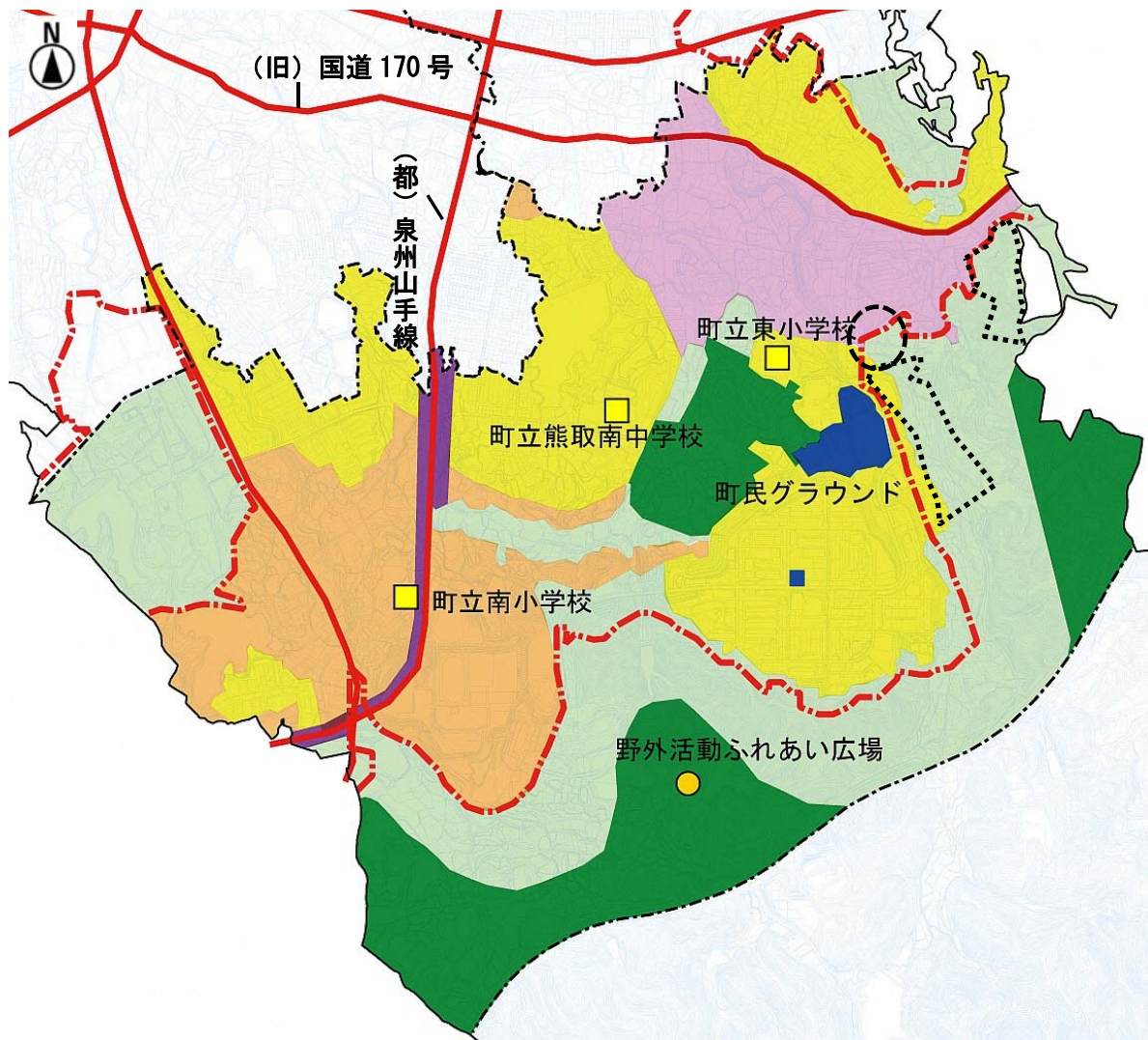
1) 土地利用の方針

本地域の土地利用は、次のように区分します。

■南部エリアの土地利用区分



■南部エリアの土地利用計画図



凡 例	
	住居専用地区
	一般住居地区
	商業・業務誘導地区
	幹線沿道サービス地区
	住・工調和地区
	環境調和ゾーン
	緑地保全・活用ゾーン
	市街化を検討できる区域
	土地利用を検討する区域
	市街化区域境界線
	地域境界線
	小・中学校
	特殊公園等

■南部エリアの土地利用方針

地区名	内 容
住居専用地区	・丘陵部の開発地及びその周辺に位置づけ、面的整備手法などの活用も検討して無秩序な開発を抑制し、良好な住宅地として土地利用を促進します。
一般住居地区	・旧市街地及びその周辺に位置づけ、住環境と調和が図れる範囲で最寄りの商業・業務施設の立地を許容し、住民を主体とした土地利用等を促進します。
商業・業務誘導地区	・丘陵部における住宅地の一部は、周辺と調和を図りつつ、商業系用途として位置づけます。
幹線沿道サービス地区	・（都）泉州山手線の沿道は、幹線沿道サービス地区として位置づけ、道路整備の進捗と併せ、周辺の住環境との調和にも配慮しつつ商業、サービスなどの沿道サービス機能を誘導し、交通利便の良さを活かした土地利用を促進します。
住・工調和地区	・地場産業施設などが点在する旧市街地及びその周辺に位置づけ、産業構造の変化などに伴う無秩序な開発の進行を抑制するため、用途地域の見直しや地区計画制度の活用、既存工業施設の緑化を促進して、住環境と調和が図りうる土地利用の誘導に努めます。
環境調和ゾーン	・京都大学原子炉実験所周辺に位置づける地区では、敷地内緑化をさらに促進し、周辺の住環境と調和した研究用地として土地利用を図ります。 ・下高田、成合、和田地区では、見出川、和田川、雨山川や農地などの保全・活用などにより、周辺の自然環境と調和した土地利用を図ります。 ・主要町道の沿道地域については、周辺環境と調和した土地利用を検討します。
緑地保全・活用ゾーン	・地域南部に位置づける地区は、森林の保全・育成や農業生産基盤の充実など、豊かな自然環境の保全を図ることを基本としつつ、その中で多様なレクリエーション活動などが行えるよう、ひまわりドーム、町民グラウンドや別所池、野外活動ふれあい広場、永楽ゆめの森公園周辺などの充実と併せて、熊取シンボル回廊など各施設を結ぶ道の充実を図ります。
市街化を検討できる区域	・市街化区域に隣接し、地域北東部及び南部に位置する市街化を検討できる区域については、市街化区域から概ね350m以内にある5ha以上の住宅開発について、周辺環境との調和を図り、定住魅力のある良好な住環境の形成など、本町がめざすまちづくりに対する影響の有無、さらに本町が行う事業への支障の有無など、その適否について検討を行います。
土地利用を検討する区域	・主要町道の市街化調整区域における沿道地域については、周辺環境と調和した土地利用を検討します。

2) 施策別の目標と取り組み

1. 道路・交通施策の整備

(現況)

- 広域幹線道路である(都)泉州山手線の国道170号〔(都)大阪外環状線〕以南は、早期事業着手のための要望活動が継続して実施されています。
- 町内の道路改良事業については、道路整備計画にもとづく優先順位を勘案しながら、順次、事業実施へ向けた取り組みが進められています。
- 町道の舗装修繕、通学路の交通安全対策、町道橋の計画的な点検・修繕(更新)など、道路の安全対策が順調に進捗しています。

○道路・交通施策の整備の方針

1. 広域幹線道路

町域の骨格を形成し、災害発生時には重要な路線となることから、積極的な事業推進に向けた、関係機関との協議を進めます。

(都)泉州山手線については、泉州山手線整備推進協議会(岸和田・貝塚市・泉佐野市・熊取町)等による早期完成に向けた要望活動を推進していきます。

2. 地域幹線道路

地域幹線道路は、隣接市域や広域幹線道路により区分される各地域の円滑な連絡を受け持ち、広域幹線道路と一体となって市街地の骨格を構成する道路であることから、「道路整備計画」に基づき、町内ネットワークの形成に向けた道路拡幅、歩道設置及び交差点改良等の道路整備を計画的に実施します。

3. 生活道路

本町の旧市街地などは、狭あい道路も見られ、災害発生時の緊急活動や建築物の適切な更新を阻害する要因の一つとなっています。

既存道路の整備を計画的に進め、また、安全で快適な街区形成の基盤として、幅員の確保に努めます。

4. 公共交通環境の充実

町内循環バス(ひまわりバス)は、住民ニーズを踏まえ、公共施設等への移動利便性の向上を図ると共に、公共交通機関を補完しながら持続性のある運行体制の確立に努めます。

5. 交通安全の確保

「通学路交通安全プログラム」に基づく路側帯のカラー化や防護柵設置等の交通安全施設の整備を実施します。

地域幹線道路や通学路を中心に歩道の整備に努め、特に高齢者や障がい者などに配慮した歩道の段差解消や危険交差点の改良、防護柵の設置など利用上の利便性、安全性の向上を図る交通安全施設の整備を進めます。

6. 維持管理の推進

道路交通の安全と円滑なる交通確保、その他事故発生の防止などのため、道路パトロールや定期点検を実施しつつ、「修繕計画」に基づき、計画的に道路施設の修繕工事等を実施し、長寿命化を図ります。

道路環境については、道路利用者のマナー向上を啓発するため、住民及び事業者との協働による保全活動を促進します。

■南部エリアの道路・交通施策の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
広域幹線	① (都) 泉州山手線の事業化に向けた要望	・泉州山手線整備推進協議会（岸和田市・貝塚市・泉佐野市・熊取町により構成）による早期事業着手のための要望活動を実施	継続中
地域幹線	② 町道小谷穴釜線の道路改良工事の実施	・事業中（全事業用地取得済） ・早期完成を目指す。	完了
	③ 町道久保高田線の歩道拡幅事業の実施（ひまわりドーム前交差点～南交差点）	・「道路整備計画」に基づき計画的な事業の実施	完了
	④ 町道久保高田線・五門久保小谷線の交差点改良事業の実施	・「道路整備計画」に基づき計画的な事業の実施	継続中
	⑤ 町道の計画的な舗装修繕の実施	・定期点検の実施及び「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」の更新 ・「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」に基づく計画的な舗装修繕の実施	継続中
	⑥ 町道橋の長寿命化に向けた計画的な点検・修繕（更新）の実施	・法定点検（5年毎）の実施及び「橋梁長寿命化修繕計画」の更新 ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕（更新）の実施 ・修繕に合わせ、必要に応じ対震対策の実施	継続中
交通安全	⑦ 通学路交通安全対策の実施	・「通学路交通安全プログラム」に基づく計画的な交通安全対策の実施	継続中

維持管理	⑧	第3者被害予防のための道路附属物の総点検及び対策の実施	・ 定期点検の実施 ・ 点検結果に基づく対策の実施	継続中
------	---	-----------------------------	------------------------------	-----

2. 公園・緑地等の整備

(現状)

- 公園については、施設点検及び修繕業務の実施及び長寿命化計画による遊具更新等を行っています。
- 「緑と自然の活動推進委員会」による環境学習の場づくり・住民による緑化活動への支援、緑とふれあい機会の提供等への継続的な取り組みが進められています。
- 緑地については、除草、樹木の剪定など適正な維持管理を行っています。

○公園・緑地等の整備方針

1. 公園の整備方針

少子高齢化など利用者の変化にあった公園をめざして、地元住民との連携により、統廃合も視野に入れ改修内容を検討し、公園整備の定期的な点検と長寿命化計画に基づいた計画的な遊具の更新や補修に努めます。

町民グラウンド、ひまわりドーム周辺については、総合公園・運動公園としての機能充実及び位置づけを検討します。

2. 緑地等の整備方針

野外活動ふれあい広場等を活用し、NPOなどとの協働による住民参加型の森づくりを推進します。

緑地については、除草や樹木の剪定など、引き続き適正に維持管理し、保全に努めます。

住宅開発における緑地等の確保の義務付けなど、みどりの回復を進めます。

■南部エリアの公園・緑地等の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
都市公園	① 公園の整備	・ 定期点検（毎年）の実施 ・ 点検結果に基づく対策の実施 ・ 公園施設長寿命化計画に基づく計画的な修繕（更新）の実施	継続中
	② 総合公園・運動公園の配置の検討	・ 町民グラウンド、ひまわりドーム周辺について、機能の充実及び位置付けを検討	継続中
緑地	③ 緑地の適正管理	・ 緑地の適正な維持管理の実施	継続中
	④ 野外活動ふれあい広場を活用した環境学習の場づくり	・ 緑と自然の活動推進委員会による活動	継続中
	⑤ 住民による緑化活動への支援、緑とふれあう機会の提供	・ 緑と自然の活動推進委員会による活動	継続中

3. 下水道の整備

（現状）

- 下水道では、事業認可区域における未整備地区への主要管渠の延伸・各戸への面的整備を推進するとともに、区域の拡大が検討されています。

○下水道の整備方針

1. 下水道の整備方針

事業認可区域における未整備地域において、計画的・効率的な整備に努めます。

「ストックマネジメント計画」に基づき、管渠の点検調査を実施し、管渠の状況に応じ修繕・改築計画を策定のうえ、改築を行うとともに、マンホールポンプ施設の耐用年数を経過した設備の更新を継続します。

水洗化の推進に向けた支援及び啓発活動に努めます。

市街化区域内の事業認可区域拡大の検討を行います。

■南部エリアの上・下水道の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
下水道	① 事業認可区域内における未整備地域への下水道施設整備及び既存施設の適切な維持管理の推進	・事業認可区域内における未整備地域への整備と主要管渠の延伸 ・下水道施設の適切な維持管理の推進 ・事業認可区域拡大の検討	継続中

4. 河川・ため池等の整備

(現状)

- 河川の適切な維持管理により、災害を未然に防止するためパトロールを実施しています。
- 普通河川見出川の砂防指定区間の改修について、大阪府への要望活動が継続的に展開しています。
- 「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化により支障のあるため池の改修や修繕を計画的に実施し、適正な維持管理に努めています。
- 現在受益地の無いため池の処分・活用について検討しています。

○河川、ため池等の整備方針

1. 河川の整備方針

町管理河川についてはパトロールを実施し、補修工事を行うなど適正な維持管理に努めます。

2. ため池等の整備方針

「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化したため池の改修が必要と判断される施設について計画的な改修を実施するほか、適正な維持管理に努めます。受益地が無い、あるいは他の利活用が可能なため池については、処分あるいは利活用を促進します。

■南部エリアの河川・ため池等の整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
河川	①	河川の適正管理	・パトロールによる補修工事、堆積土砂撤去	継続中
ため池	②	ため池等の改修及び管理	・「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づく計画的な整備の実施 ・定期点検による適正な維持管理の実施	継続中

5. その他の公共公益施設の整備

(現状)

- 町立小学校の空調設備設置や町立小・中学校のトイレ洋式化については整備完了済みです。
- 老人憩の家の適正な施設管理・耐震化の検討など、社会福祉施設についても耐震化の取り組み等が進んでいます。

○その他の公共公益施設の整備方針

1. 義務教育施設

小中学校の校舎、体育館等施設整備については、長寿命化計画の策定等により、計画的な改修等を進め、また、老朽化に対応した適切な維持管理を行い、教育環境の充実を図ります。

2. 社会福祉施設

老人憩の家については、適正な運用ができるよう施設の耐震化も含め計画的に維持管理に努めます。

■南部エリアのその他の公共公益施設の整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
教育施設	①	町立小学校の空調設備設置の実施	・町立南小学校及び東小学校の空調設備の設置	完了
	②	町立小・中学校のトイレ洋式化	・町立南小学校、東小学校及び熊取南中学校におけるトイレの洋式化の実施	完了

社会福祉施設	③	老人憩の家の適正な施設管理	・町と各自治会との役割分担を明確化し、それぞれの役割で適正に施設の運営と維持管理を実施	継続中
	④	老人憩の家の耐震化	・1974年（昭和49）～1981年（昭和56年度）にかけて建設された新耐震基準以前の建物について、計画的に耐震化を実施	継続中

6. 市街地・住宅地整備

（現状）

- 建築指導による道路幅員等の確保や木造住宅除去工事補助制度の実施などにより、防災空間の確保や老朽建物の円滑な更新の誘導が図られています。
- 用途地域による規制誘導を行うとともに、地区計画の運用等により、適正な土地利用の誘導を検討していく必要があります。
- 開発者と連携し、「つばさが丘地区地区計画」のパンフレット配布など啓発活動が実施されています。

○市街地・住宅地整備の方針

1. 市街化区域内農地の利用区分の検討

市街化区域内の農地は、市街化を促進すべき農地と、都市の田園風景の創造や災害の防止などのために保全すべき農地との区分を検討します。

市街化を促進すべき農地が集積する地区は、スプロール化の防止を図るため、住民の協力のもと、良好な市街地形成を図ります。

2. 旧市街地での健全な市街地の形成

本町の旧市街地地区は、国の重要文化財に指定されている建物や由緒ある社寺、伝統的な民家等も現存して歴史的な景観を今に伝えています。地区内では狭あい道路で構成された区域も多く、住・工混在もみられます。

今後は、住民の協力のもと、狭あい道路の拡幅化を図るとともに、道路とその沿道が一体となったまちなみ環境の整備手法を検討することにより、防災空間の確保と建物の円滑な更新を誘導しつつ、健全な市街地の形成に努めます。

3. 既成市街地での適正な土地利用の誘導

既に市街地を形成している低層戸建て住宅が建ち並ぶ地区については、用途地域の見直しや地区計画制度の導入等の検討により、引き続き適正な土地利用の誘導とみどり豊かな市街地の形成・保全に努めます。

4. 空き家・空き地対策

空き家の適正な管理を促すとともに、将来の管理不全空き家の増加を抑制するため、空き家バンク制度の活用や専門家相談員による空き家相談会を実施し、空き家バンク登録と空き家利活用等の促進を図りつつ、令和4年度に実施した空家等実態調査の結果を踏まえながら空き家解消に向けての抑制策を検討します。

適切な管理が行われていない空き地については、「美しいまちづくり条例」にもとづき、所有者等に指導等を行い適正な管理を促進します。

5. 魅力ある住環境の保全・形成

宅地の最低敷地面積の設定や建築物の用途の制限など、地区計画及び建築協定制度の普及・啓発に努めます。

魅力的で快適な住環境を創造するため、地区の特性を活かした地区計画等の導入地区を検討します。

6. 適正指導などの推進

開発事業については、土地利用等への誘導基準を適正かつ明確にし、開発指導要綱等による適正な指導を実施します。

7. コンパクトシティの推進

行政、医療・福祉、商業、交流などの都市機能を集約し、居住と都市の機能をコンパクトに維持しながら、住民のライフスタイルの変化等に対応し、移動利便性の向上等、誰もが身近に都市サービスを享受できるよう住民生活の質を高めていきます。

■南部エリアの市街地・市街地整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
旧市街地地区	①	防災空間の確保、建物の円滑な更新の誘導	・ 建築基準法にもとづく建築指導による道路幅員の確保 ・ 木造住宅除去工事補助制度の実施	継続中
	②	住・工混在の解消を図るための適正な土地利用の誘導	・ 都市計画法にもとづく用途地域による規制誘導	継続中

地 既 成 市 街 区	③	つばさが丘地区の良好な市街地の保全形成のための啓発	・開発者と連携した地区計画運用制度の啓発（啓発用パンフレットの配布）	継続中
-------------------------	---	---------------------------	------------------------------------	-----

7. バリアフリーのまちづくり

（現状）

- バリアフリー新法に対応した公共建築物のバリアフリー化が推進されています。
- 高齢者や障がい者が地域で自立した生活を送るための支援として、適切な福祉サービスが提供されています。

○バリアフリーのまちづくりの方針

1. 福祉のまちづくりとの連携

既存施設及び新設の道路・公共建築物についても、高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修を進め、ユニバーサルデザインの導入などにより、すべての人が円滑に移動でき、社会参加しやすい福祉のまちづくりを推進します。

2. 居住のバリアフリー対策の推進

介護保険制度において、要介護（要支援）認定を受けている方が自立した生活を続けられるよう、手すりの設置や段差解消等の住宅改修を行った場合、改修費用の一部を支給します。

重度障がい者が地域で自立して、安心して生活ができるように、引き続き住宅改造助成事業により改修費用の一部助成を行います。

■南部エリアのバリアフリーのまちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
バリアフリー	① 道路、公共建築物のバリアフリー新法に対応した福祉のまちづくりの促進	・大阪府福祉のまちづくり条例の趣旨に基づく建築物の整備・改修 ・高齢者や障がい者及び子育て世帯等に配慮した整備・改修	継続中
居住のバリアフリー対策の推進	② 要介護（要支援）認定者の地域における自立	・住宅改修費の介護保険からの一部支給	継続中
	③ 重度障がい者の地域における自立	・住宅改造助成事業による改修費用の一部助成	継続中

8. 景観まちづくり

(現状)

- 市街化調整区域は「市街化を抑制する区域」という基本理念を堅持しながら、既存の自然資源等を活かすため、都市計画提案制度の運用による個性あるまちづくりが検討されています。
- 用途地域による規制誘導により良好な住環境の形成・保全を図っています。
- 地区計画制度の運用区域について、適宜、検討を行っています。
- 市街化調整区域による規制に基づくみどり景観の保全が図られています。

○景観まちづくりの方針

1. 良好な都市景観形成の促進

計画的に開発された低層戸建住宅地などの良好な景観資源を保全・活用しながら、住民・事業者・行政の協働により豊かな自然環境とまちなみが調和した良好な住宅都市の形成をめざすとともに、景観法に基づく景観計画の策定について検討を行います。

2. 市街地景観の創出

住宅地においては、周辺のみどりや景観との調和にも配慮して、公園等の適正配置や、地区計画、建築協定、緑地協定制度の普及・啓発などにより、みどりと建物が一体となった良好な景観形成を誘導します。

3. 拠点等における景観の創出

都市づくりを進めるうえで重要な役割を担う都市施設を中心として、個性ある景観形成を図ります。

幹線道路においては、植樹帯の充実による緑化に努めるとともに、ウォーキングトレイル事業の導入を検討します。

4. 歴史文化が薫る景観の創出

本町では、国の重要文化財の指定を受けている来迎寺本堂など、歴史資源が残されており、これらを十分に活用して個性ある景観形成を誘導します。

■南部エリアの景観まちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
良好な都市景観	①	良好な都市景観の形成	・都市計画提案制度の活用による市街化調整区域における地区計画運用の検討	継続中
市街地景観	②	住宅地における良好な景観形成の誘導	・都市計画法にもとづく用途地域による規制誘導	継続中
歴史文化が薫る景観	③	歴史資源の個性ある景観形成	・市街化調整区域による規制にもとづく田園風景の保全	継続中

9. 安全・安心なまちづくり

(現状)

- 本町では、「第2次熊取町耐震改修促進計画」に基づき、町有建築物の耐震改修を計画的に実施し、町有建築物の内、「優先的に取り組む施設」74棟については、現在69棟が耐震化されており、「耐震性なし（耐震診断未実施を含む。）」は残り5施設となっております。
- 近年、東日本大震災や熊本地震をはじめ、大規模な地震が全国的に発生しており、今後一層の住宅・建築物の耐震化を促進していく必要があります。
- 市街化区域内における準防火地域の指定についても、近隣市町村の状況を見ながら見直しの検討を行う必要があります。
- 自主防災組織については引き続き、自治会に防災意識の向上を促していきます。

○安全・安心なまちづくりの方針

1. 防災・減災のまちづくり

①市街地の整備

住宅等の密集地においては、道路、公園、河川等の整備による防災空間、建物の不燃化や緑化による延焼遮断帯の確保、また市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域などの指定とともに、面的整備事業等による都市基盤施設の総合的な整備を検討します。

②住宅の耐震化

地震による建物の倒壊などから生命を守るとともに、避難路などの閉塞を防ぐため、耐震改修促進計画に基づき、2025年（令和7年度）までに住宅の耐震化率を95%まで引き上

げるよう目標を掲げるとともに、町有建築物については、優先度を考慮して耐震化を進めます。

③防災体制の整備

大規模災害が発生した際の重要な情報伝達手段である、防災行政無線の適正な維持・管理に努めるとともに、各指定避難所に備蓄している防災資機材の計画的な更新を進めます。

複雑化・多様化する災害に備えた、車両・資器材及び水利施設等の更新・整備を計画的に行います。

消防団を中核とした地域防災力を高めるとともに、泉州南消防組合による消防力の強化に努めます。

④防災拠点の整備

物資輸送拠点としての役割を果たす地域防災拠点（総合体育館）の適正管理に努めます。

⑤避難場所等の整備

広域避難場所（町民グラウンド周辺）、一時避難場所（各小学校のグラウンド等）及び指定避難所（各小中学校の体育館）における安全確保のための整備に努めます。

一時避難場所から広域避難場所となる町民グラウンドへと円滑に移動できるよう、避難路の道路拡幅や沿道での緑地確保などを促進し機能の充実に努めます。

⑥安全、安心のコミュニティづくり

自治会などの地域の防災訓練を通じて、防災意識を高め、自主防災組織の育成と活性化に努めます。

2. 防犯のまちづくり

①防犯施設の整備

自治会における防犯灯の維持管理に対して支援するとともに、自治会からの要望等に応じ整備を進め、安全な環境づくりを進めます。

②防犯活動の支援

住民の防犯意識の高揚を図るため、意識啓発活動を行うとともに、自治会をはじめとするコミュニティ団体が行う自主防犯活動に対して支援を行います。

■南部エリアの安全・安心なまちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
災害に強いまちづくり	① 住宅・建築物の耐震化率の向上	・住宅の耐震化率：95%（目標年次：令和7年度末） ・多数の者が利用する建築物の耐震化率：100%（目標年次：令和7年度末）	継続中
	② 市街化区域内で建ぺい率が60%以上の区域における準防火地域指定の検討	・近隣市町村への指定状況調査の実施	継続中
避難地等の整備	③ 広域避難地までの避難路の道路拡幅及び緑地の確保	・町道小谷穴釜線の道路改良 ・町道久保高田線の歩道拡幅	継続中
コミュニティ 安全安心の	④ 防災意識の向上及び自主防災組織の育成・活性化	・引き続き、自治会に防災意識の向上を促す	継続中

10. 環境のまちづくり

（現状）

- 用途地域による土地利用の規制誘導を図るとともに、騒音規制の面での苦情、相談対応が実施されています。
- 住民の美化清掃活動の支援や住民の皆さんが快適に暮らせるよう、生活環境の保全に取り組んでいます。
- NPO団体と協働して、町内河川のクリーンアップ作戦を実施するなどの取り組みを継続しています。

○環境のまちづくりの方針

1. 自然と共生できる市街地づくり

自然を保全するとともに、河川、ため池、道路、公園等の整備と併せてネットワーク化を進め、住民との協働によるソフト事業などを通じて、自然の生態系にも配慮した都市環境の創出を図ります。

2. 生活環境の保全

生活環境に対する様々な苦情・相談に対して関係機関等と連携を図りながら、迅速に対応します。

住工混在による騒音等については、用途地域にもとづいた適切な土地利用の規制誘導や公害の監視を行うとともに、地区内の緑化を促進し、住環境との調和を図ります。

3. 環境保全活動の保全

飼い主のいない猫対策に取り組みます。

リフレッシュリバー・くまとり推進協議会や自治会等による町内河川のクリーンアップ作戦（河川清掃活動）などを通して、河川愛護の意識の向上を図ります。

■南部エリアの環境まちづくりの目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
環境保全の推進	① 住工混在による騒音等の解消にむけた土地利用の規制誘導	・都市計画法にもとづく用途地域による規制誘導	継続中
	② 住民の美化清掃活動の支援	・住民による美化清掃後のごみの回収	継続中
	③ 空地の適正管理及びペットの適正飼養、騒音や悪臭などに対する生活環境の保全	・空地の雑草や犬のふん始末等に対する苦情、相談等の対応と啓発推進 ・騒音や悪臭などの苦情に対する測定調査等 ・不法投棄の防止、生活環境に関する苦情、相談に対する迅速な対応	継続中
	④ 河川愛護の意識の向上	・町内河川のクリーンアップ作戦による河川清掃活動の実施 ※毎年度、町内河川を順に実施	継続中

1 1. 健康のまちづくり

（現状）

- 大阪体育大学と町の介護予防教室スタッフが監修し、既存のくまとりタピオ元気体操に筋力トレーニング・ストレッチ・お口の体操やあたまの体操を加えた「タピオ体操＋（プラス）」を作成し、その体操を取り組む住民運営の通いの場である「タピオステーション」の立上支援を2015年（平成27年度）にモデル事業として開始し、2017年（平成29年度）からは本格的に実施がスタートしています。

○健康のまちづくりの方針

1. 健康まちづくりの拠点づくり

健康づくりに取り組む自主活動グループにおける新たな担い手の育成支援に努め、妊娠期から高齢者まで一人ひとりの健康づくりと、互いに支え合える地域づくりを進めるとともに、タピオ体操+（プラス）に取り組むための住民運動の通いの場であるタピオステーション等、自主的に地域で健康づくり（介護予防）に取り組むための支援を行います。

町内大学との連携を強化し、専門性を活かした健康まちづくり環境の整備に努めます。

2. 健康まちづくり環境の整備

みどり豊かな自然を活かした緑道の整備検討や、奥山雨山ハイキングロードの活用など、ゆとりうるおいのある、歩きたくなる散策道の充実方策などを検討します。

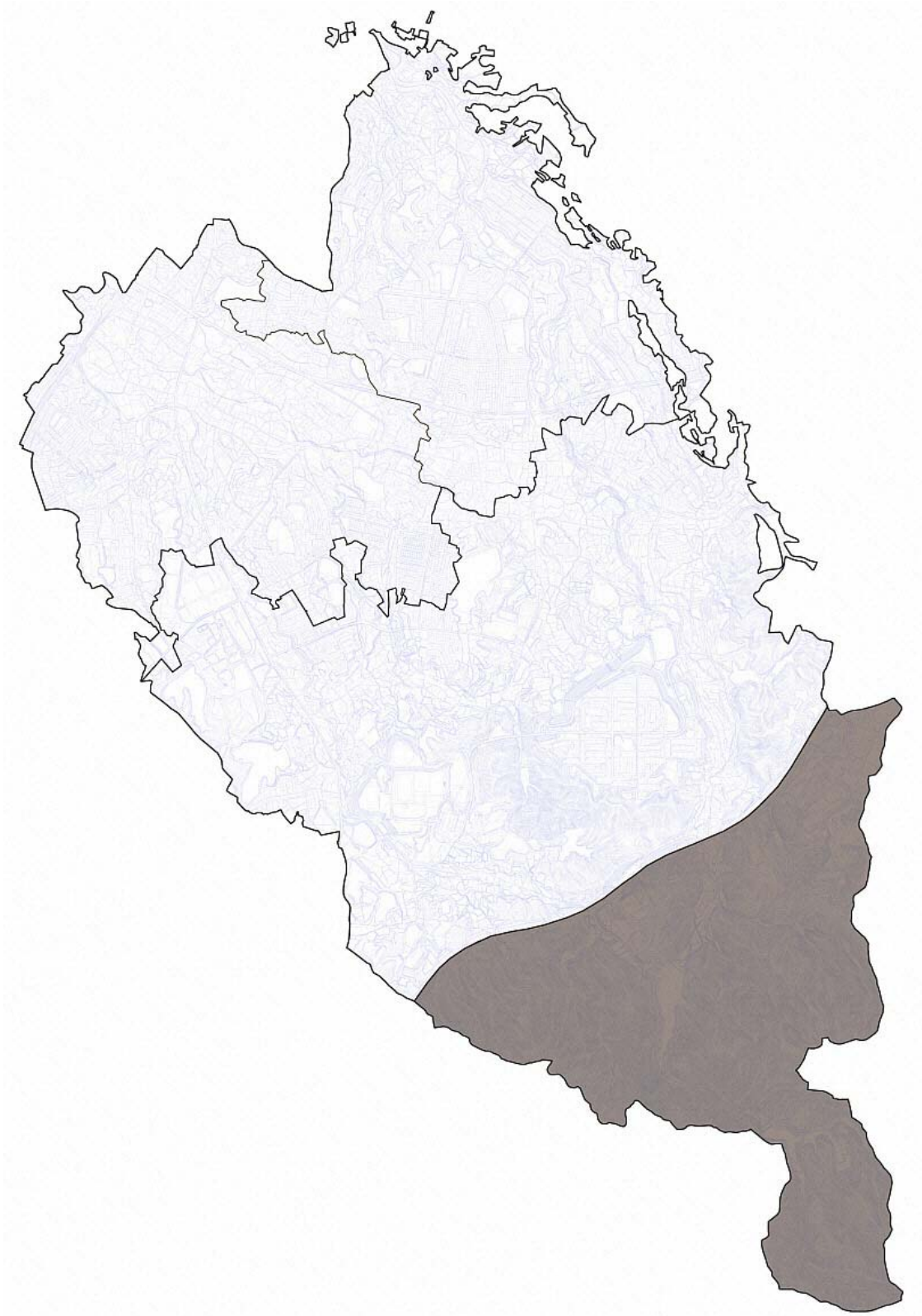
3. 生涯スポーツの施設の適正な維持・管理

全国規模のスポーツ大会の継続的な開催等、スポーツを観る機会の充実を図り、ひまわりドームをはじめとした各種スポーツ施設・設備の適正な維持管理に努めます。

■南部エリアの健康まちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
健康	①	タピオステーション（住民運営の通いの場）実施地域の拡大	- 各地区でのタピオステーションの立上支援 - タピオステーションへの町内大学の参画及び学生と地域住民との世代間交流の支援	継続中

3-5 山間エリア



<可住地がほぼ存在しない永楽ゆめの森公園、永楽ダム、奥山雨山自然公園を含む地域>

(1) 地域の概要

1) 土地利用

- 見出川沿いの宅地や農地の他は、概ね森林となっています。
- 斎場、環境センターが立地しています。
- 国指定史跡である土丸・雨山城跡や奥山雨山自然公園、熊取永楽墓苑などがあります。

2) 都市基盤施設等

- 国土幹線道路として阪和自動車道が位置づけられています。
- 見出川、永楽ダムの上流部では、ゲンジボタルの生息が確認されています。
- 森林については、豊かな緑を有していますが、アカマツやクロマツからなるマツ林が自然の林と考えられていましたが、マツ枯林などによりウバメガシ林やコナラ林、アラカシ林などに置き換わりつつあります。
- 奥山雨山自然公園は「大阪みどりの百選」、「水源の森百選」等選ばれ、永楽ダム周辺では、桜並木もあり、広域的に親しまれています。

3) 主要な公共公益施設及び地域資源等

■山間エリアの主要な公共公益施設及び地域資源等

	施 設 等	
公 園	・ 地区公園	2箇所（永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園）
主 要 な 公共公益施 設	・ 供給処理施設	4箇所（浄水場、火葬施設、ごみ処理施設、墓地）
地 域 資 源 等	・ 旧街道	梶谷越
	・ 河川	見出川
	・ 町有ため池	8箇所（永楽ダム含む）
	・ 国指定史跡	土丸・雨山城跡

(2) 地域整備の課題と目標

1) 地域整備の課題

①地域の課題

本地域には、森林や永楽ダム周辺・奥山雨山自然公園の桜、土丸・雨山城跡の保全、豊かな自然を身近に体験できるように散策道、展望所、休憩所などの整備、広葉樹の植栽による多様な生物の生息の場の創出などを進め、また2015年（平成27年）11月に永楽ゆめの森公園を整備し開園しました。今後、一層の魅力の充実のためには、これまでの取り組みの継続的な実施と併せて、永楽ダムなどの水辺環境の充実、周辺の桜を生かした散策道などの整備を進め、永楽ゆめの森公園については、指定管理者による施設管理を行い、施設管理費の縮減を検討しながら、施設充実を進めていく必要があります。

②森林や河川などの保全

永楽ダム周辺以外のその他の森林などは、熊取町森林整備計画に基づく林業施策とも連携を図って、保全育成に努めるとともに、ゲンジボタルの生息も確認されている見出川の保全方策を進める必要があります。

2) 地域整備の目標

本地域内は、自然環境と調和した町域の形成を図る上でも、重要な地域であり、森林の保全育成とともに、森林や歴史、永楽ダムの水辺などの活用を図るため、諸施設の整備を進めてきており、自然のなかでやすらぎくつろげる場として、広域的にも多くの人々に親しまれる地域であります。

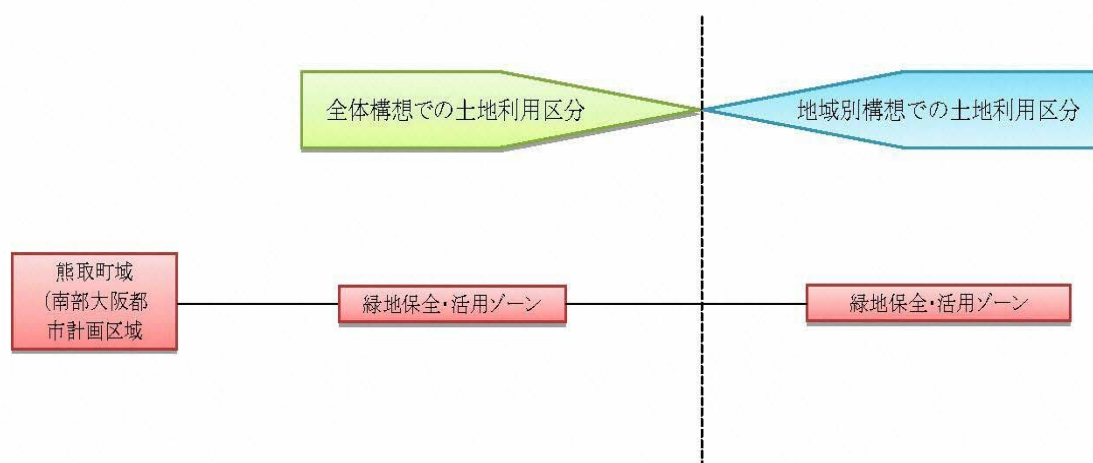
今後、本地域内の一層の魅力充実を図るため、永楽ダム、見出川の水辺や土丸・雨山城の城跡等の保全・活用、みどり豊かなアウトドア活動の拠点となる場を形成し、ゆたかな緑のなかでやすらぐことのできる森林空間の形成をめざします。

(3) 地域整備の方針

1) 土地利用の方針

本地域の土地利用は、次のように区分します。

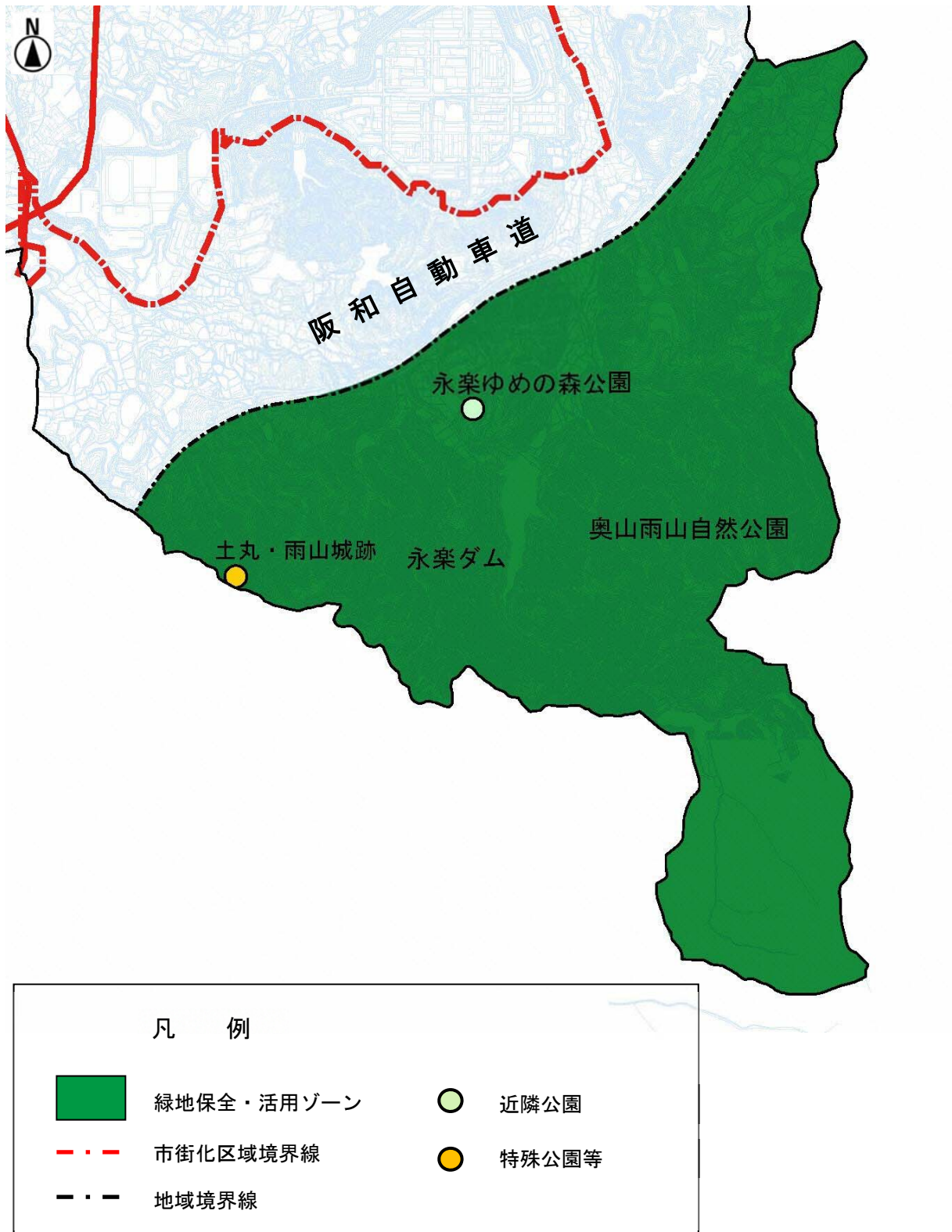
■山間エリアの土地利用区分



■山間エリアの土地利用方針

地区名	内容
緑地保全・活用ゾーン	・本地域は、全域を緑地保全活用ゾーンとし、森林の保全育成、奥山雨山自然公園、土丸・雨山城跡の保全などにより、豊かな自然環境の保全を図ることを基本としつつ、森林や水辺などを生かしたアウトドア活動の場づくりを進めます。 ・上高田地区は、見出川や農地の保全・活用などにより、周辺の自然環境と調和した土地利用を図ります。

■山間エリアの土地利用計画図



2) 施策別の目標と取り組み

1. 道路・交通施策の整備

(現状)

- 町内の道路改良事業については、道路整備計画にもとづく優先順位を勘案しながら、順次、事業実施へ向けた取り組みが進められています。
- 町道の舗装修繕、通学路の交通安全対策、町道橋の計画的な点検・修繕（更新）など、道路の安全対策が順調に進捗しています。

○道路交通の整備方針

1. 国土幹線道路

広域的な産業や交流活動に伴う高速移動、大規模災害等における救援救助活動の骨格となるため、機能の維持保全を関係機関に要望していきます。

2. 公共交通環境の充実

町内循環バス（ひまわりバス）は、住民ニーズを踏まえ、公共施設等への移動利便性の向上を図ると共に、公共交通機関を補完しながら持続性のある運行体制の確立に努めます。

3. 交通安全の確保

地域幹線道路や通学路を中心に歩道の整備に努め、特に高齢者や障がい者などに配慮した歩道の段差解消や危険交差点の改良、防護柵の設置など利用上の利便性、安全性の向上を図る交通安全施設の整備を進めます。

4. 維持管理の推進

道路交通の安全と円滑なる交通確保、その他事故発生の防止などのため、道路パトロールや定期点検を実施しつつ、「修繕計画」に基づき、計画的に道路施設の修繕工事等を実施し、長寿命化を図ります。

■山間エリアの道路・交通施策の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
道路・交通	① 永楽ダム周辺道路防災事業の実施	・ 定期点検の実施 ・ 点検結果に基づく対策の実施	継続中
	② 町道の計画的な舗装修繕の実施	・ 定期点検の実施及び「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」の更新 ・ 「舗装修繕計画」、「歩道舗装修繕計画」に基づく計画的な舗装修繕の実施	継続中

	③	町道橋の長寿命化に向けた計画的な点検・修繕（更新）の実施	・法定点検（5年毎）の実施及び「橋梁長寿命化修繕計画」の更新 ・「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な修繕（更新）の実施 ・修繕に合わせ、必要に応じて対震対策の実施	継続中
	④	第3者被害予防のための道路附属物の総点検及び対策の実施	・定期点検の実施 ・点検結果に基づく対策の実施	継続中

2. 公園・緑地等の整備

（現状）

- 公園については、施設点検及び修繕業務の実施及び長寿命化計画による遊具更新等を行っています。
- 「緑と自然の活動推進委員会」によるボランティアの育成、支援・環境学習の場づくり・住民による緑化活動への支援、緑とふれあう機会の提供等への継続的な取り組みが進められています。
- 奥山雨山自然公園については、長寿命化計画により施設の更新・修繕を行います。
- 「さくら保全活用計画」に基づき保全・活用を図ります。

○公園の整備方針

1. 地区公園

奥山雨山自然公園においては、施設の老朽化が進んでおり、長寿命化計画に基づき改修に努めます。

永楽ゆめの森公園については、指定管理者制度の導入により、住民サービスの向上と経費の節減を図ります。

2. その他

永楽ダム周辺の永楽ゆめの森公園、奥山雨山自然公園、野外活動ふれあい広場、土丸・雨山城跡との一体的な保全・活用策を検討します。

○緑地等の整備方針

1. 自然緑地拠点の活用

自然保護活動を行うボランティアを育成・支援するとともに、奥山雨山自然公園、永楽ゆめの森公園等を活用し、NPOなどとの協働により、住民の憩いや自然との触れ合い、環境学習の機会づくりを推進します。

森林資源については、渇水や防災対策、水源のかん養などの多面的機能を発揮させながら、適切に保全していくとともに、NPOなどとの協働による住民参加型の森づくりを推進します。

2. みどりの拠点づくり

奥山雨山自然公園周辺については、今後も良好な景観形成に配慮しながら、やすらぎや憩いが得られるよう、みどりの空間づくりを進めていくとともに、各拠点を結ぶネットワークについても、可能な限り緑化を推進していきます。

○遊歩道等の整備方針

奥山雨山自然公園において長寿命化計画による施設の更新、補修を実施します。

■山間エリアの公園・緑地等の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
都市公園	① 永楽ダム周辺の施設充実に向けた検討	・永楽ダム周辺の各施設の一層の充実を図るため、一体的な保全・活用に向けた取り組みを検討	継続中
	② 自然保護活動を行うボランティアの育成・支援	・NPO等、ボランティアの育成支援	継続中
緑地	③ 奥山雨山自然公園を活用した環境学習の場づくり	・環境学習の場づくり	継続中
	④ 町有林における森林資源の造成及び緑地の保全	・森林資源の造成及び緑地の保全	継続中
	⑤ 林道の維持管理による森林の保全整備の実施	・森林の保全整備の実施	継続中
	⑥ 奥山雨山自然公園における桜等の保全活用	・桜や紅葉樹の保全や補植の実施	継続中
遊歩道	⑦ 奥山雨山自然公園における自然とふれあう場の整備推進	・ハイキングコースや林道の整備	継続中

3. 河川・ため池等の整備

(現状)

- 河川の適切な維持管理により、災害を未然に防止するため、パトロールを実施しています。
- 「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化により支障のあるため池の改修・修繕を計画的に実施し、適正な維持管理に努めています。
- 現在受益地の無いため池については、活用、処分について検討しています。

○河川、ため池等の整備方針

1. 河川の整備方針

町管理河川についてはパトロールを実施し、補修工事を行うなど適正な維持管理に努めます。

2. ため池等の整備方針

「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づき、耐震不足や老朽化したため池の改修が必要と判断される施設について計画的な改修を実施するほか、適正な維持管理に努めます。

受益地が無い、あるいは他の利活用が可能なため池については、処分あるいは利活用を促進します。

■山間エリアの河川・ため池等の整備の目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
河川	①	河川の適正管理	・パトロールによる補修工事、堆積土砂撤去	継続中
ため池	②	ため池等の改修及び管理	・「ため池整備計画」及び「ため池管理指針」に基づく計画的な整備の実施 ・定期点検による適正な維持管理の実施	継続中

4. その他の公共公益施設の整備

(現状)

- 環境センター・町営斎場については、日常的な点検や計画的な修繕、改修などが実施されています。
- 熊取永楽墓苑については、70区画の増設などニーズに合わせた施設整備が進んでおり、また、指定管理者制度を導入し、隣接施設との一体的かつ効果的な管理運営を行っています。

○その他の公共公益施設の整備方針

1. 供給処理施設

環境センターについては、広域での新ごみ処理施設整備に向けた施設整備基本方針の策定や環境衛生評価等業務など、引き続き各種調査を継続的に進めつつ、関係市町との連携協議を進めます。

斎場については、施設の老朽化が進んでいるため、他市町との連携も考慮しながら斎場補修計画にもとづく計画的な維持補修や改修を行います。

■山間エリアのその他の公共公益施設の整備の目標と取り組み

施策	目標	取り組み内容	取り組み状況
供給処理施設	① 環境センターの広域での新ごみ処理施設整備	・ 施設整備に向けた各種調査の実施 ・ 関係市町との連携協議	継続中
	② 町営斎場の適正な施設管理	・ 設備の日常及び定期点検の実施 ・ 火葬炉の定期的な維持修繕	継続中
	③ 熊取永楽墓苑の適正な施設管理	・ 指定管理者による適正な維持管理を実施	継続中

5. 景観まちづくり

(現状)

- 地区計画制度の運用等による、市街化調整区域固有の自然資源を活かしたまちづくりが検討されています。

○景観まちづくりの方針

1. 良好な都市景観形成の促進

奥山雨山自然公園をはじめとする豊かな自然環境や、計画的に開発された低層戸建住宅地などの良好な景観資源を保全活用しながら、住民・事業者・行政の協働により豊かな自然環境とまちなみが調和した良好な住宅都市の形成をめざすとともに、景観法に基づく景観計画の策定について検討を行います。

■山間エリアの景観まちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
都市景観 良好な	①	豊かな自然環境による良好な景観資源の保全活用	・ 事業協力者との協働による保全活用の実施	継続中

6. 安全・安心なまちづくり

(現状)

- 山間部地域の災害危険箇所等については、防災マップによる啓発等、また、災害防止という観点からの森林の保全育成の取り組みが進められています。

○安全・安心なまちづくりの方針

1. 防災体制の整備

大規模災害が発生した際に重要な情報伝達手段である、防災行政無線の適正な維持・管理に努めます。

複雑化・多様化する災害に備えた、車両・資器材及び水利施設等の更新・整備を計画的に行います。

消防団を中核とした地域防災力を高めるとともに、泉州南消防組合による消防力の強化に努めます。

2. 防災拠点の整備

地域防災拠点（永楽ゆめの森公園）の適正管理に努めます。

■山間エリアの安全・安心なまちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
災害防止の整備	①	危険個所の周知徹底及び森林の保全育成	・熊取町防災マップ等による啓発	継続中

7. 環境のまちづくり

（現状）

- 不法投棄を未然に防止するため、監視カメラや警告立看板を設置し、パトロールを行っています。

○環境のまちづくりの方針

町の広報誌によるPRやパトロール、監視カメラ、警告立看板の設置などにより不法投棄対策を実施します。

■山間エリアの環境まちづくりの目標と取り組み

施策	目標		取り組み内容	取り組み状況
環境保全の推進	①	不法投棄の防止	・不法投棄に対するパトロールと啓発推進 ・監視カメラ、警告立看板の設置	継続中



第4章 都市計画マスタープランの推進に向けて ～ともに育てるまちづくり～

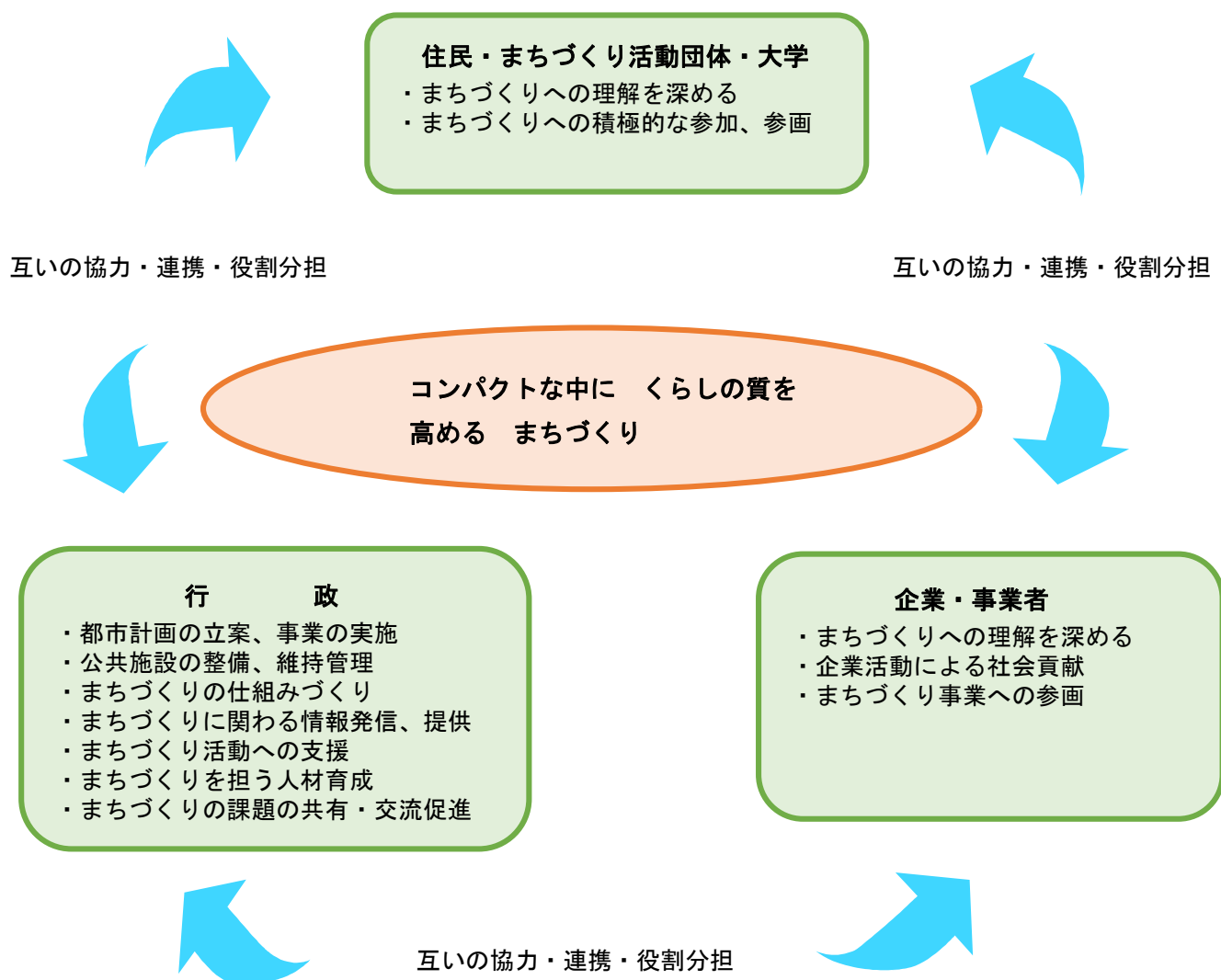
1. 協働によるめざすべき都市づくりに向けて

熊取町都市計画マスタープランは、本町のまちづくりにおいて最も上位の計画である第4次総合計画を主として、都市空間の面から実現していくための基本的な指針を示すものです。

都市計画マスタープランに基づくまちづくりは、行政のみならず住民、事業者などがお互いに協働し、適切な役割分担のもと進めていくことが求められます。

一方、住民等との協働は、今後の行政運営における最も重要なポイントであるため、「協働」の核となる「熊取町協働憲章」と整合を図りながら、協働によるめざすべき都市づくりを進めていく必要があります。

■ 協働によるめざすべき都市づくりのイメージ



2. めざすべき都市づくりの推進体制の整備

まちづくりに関しての住民の価値観は、多様化が進んでおり、都市計画マスタープランの策定にあたっても多く異なる意見を調整し、合意を得ながら進めていくことが大切になっています。

また、住民のまちづくりへの参加意欲も高まっており、住民などを主体とした新たなまちづくりの取り組みも活発化してきています。

(1) まちづくりの役割分担

①町の役割

町は、都市計画マスタープランを策定し、町の都市計画に関する事業の決定や見直し、各地域等の指定や都市基盤整備等の事業についての取り組みを行います。

また、都市計画マスタープランを進めるにあたり、町の区域を超えるような広域的・根幹的な都市計画については、大阪府及び各関係機関との連絡調整を図ります。

そして、住民に最も身近な行政として、住民への情報提供や意向の把握、住民主体のまちづくり活動の支援、住民参加の仕組みづくりなどに努めていきます。

②住民等の役割

住民、まちづくり活動団体、大学等は、行政が進めるまちづくりに対する理解や協力にとどまらず、生活の場である地域での活動に加え、地域の環境の改善と保全に主体的に関わっていくことが大切です。

また、ともに育てるまちづくりの推進に向けて、都市計画の提案など制度の理解と積極的な活用を図ることが期待されます。

③企業等の役割

企業等は、企業活動を通して地域産業・経済の高揚に貢献するとともに、地域住民との信頼関係に基づいた協力関係を構築することが不可欠です。

また、地域の構成員として、行政や住民が進めるまちづくり活動への積極的な参加・協力が求められています。

(2) まちづくりへの参画の推進

まちづくりへの住民参画を促進する仕組みとして、パブリックコメントや公聴会、アンケート調査などのほか、都市計画提案制度の活用を図るなど、今後もこうした手法により、住民の積極的なまちづくりへの参画を促進していきます。

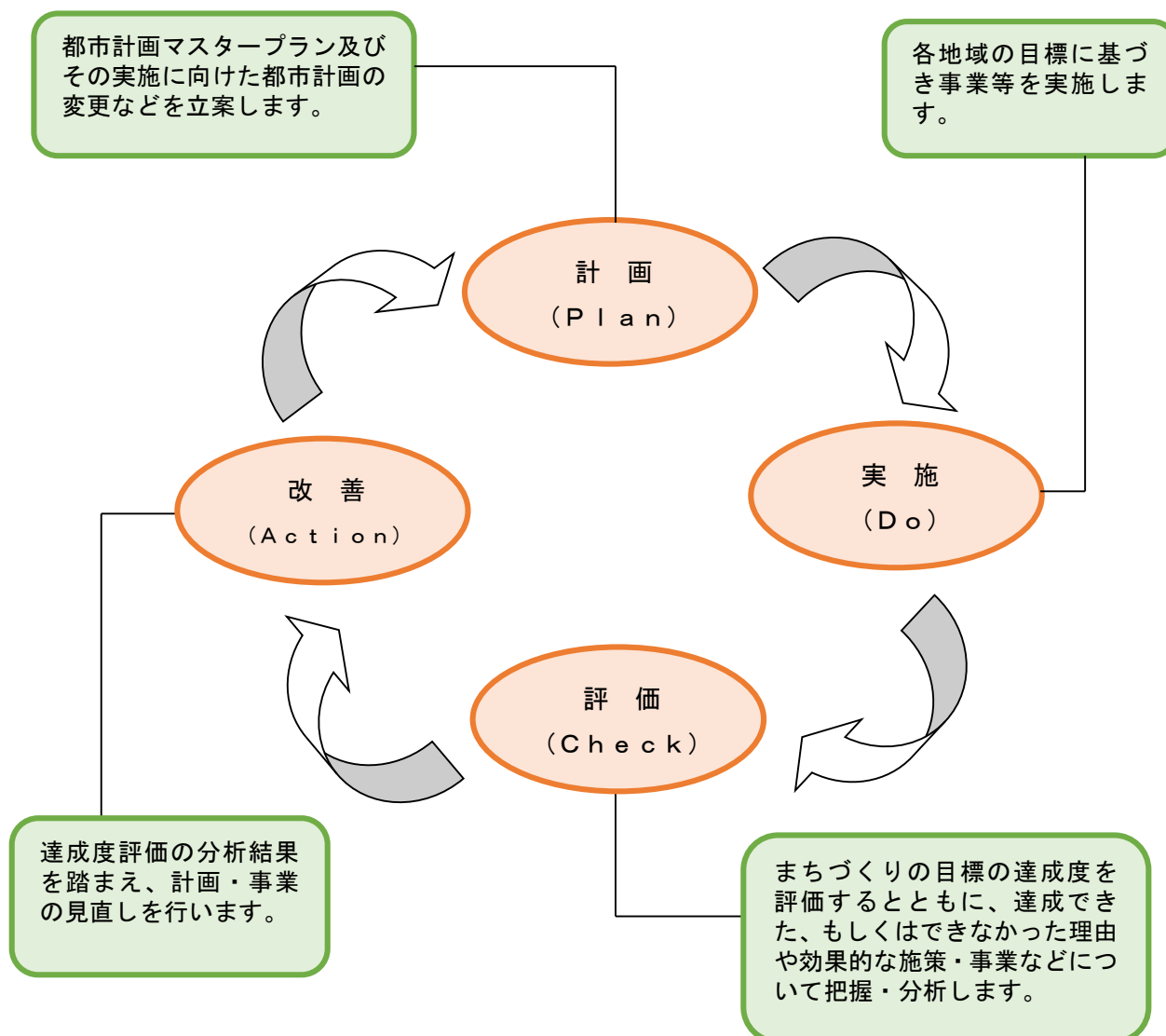
3. 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、長期的な視野に立った計画であることから、まちづくりの計画を進めていく中で本町を取り巻く社会情勢、経済状況や各地域におけるまちづくりの状況の進捗や実情により変化してくるものと考えられます。

また、都市計画マスタープランに即した各種の事業実施の結果を踏まえ、都市づくりの指標に基づく点検を行うことにより、目標像や方針の達成度を評価し、改善策を探る「PDCA（Plan—Do—Check—Action）」の流れを持つマネジメントサイクルシステムのしくみづくりを検討する必要があります。

なお、見直しについては、都市計画マスタープランの実効性を確保するためにも、その時々状況や地域ごとの身近なプランづくりの取り組みに応じて、計画の機動的な見直しを行っていく必要があることから、概ね5年サイクルを基本として、都市計画マスタープランを適切に評価し見直しを行います。

■ マネジメントサイクルシステムのイメージ





資料編

都市計画審議会条例

平成 12 年 3 月 31 日 条例第 17 号

都市計画審議会条例(平成 8 年条例第 20 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、熊取町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町議会議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 町の住民

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が任命されたときの要件を欠くに至ったときは、その職を失う。

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、審議会が調査及び審議する事項のうち、町長が必要と認めた特別の事項について議事に参与する。

3 臨時委員は、町長が任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項についての調査、審議が終了するまでの間在任する。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市計画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月11日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

都市計画審議会 委員名簿

	氏 名	役 職	期 間
学識経験のある者	◎岡山 敏哉	大阪工業大学特任教授	
	樋口 信子	樋口都市設計代表	
	富田 安夫	近畿大学教授	
	中尾 修	大阪泉州農業協同組合理事	
	辻 正義	熊取町商工会会長	
	七里 英二	熊取町農業委員会会長職務代理者	
	○下中 博之	元熊取町上下水道部長	
町議会議員	大林 隆昭	熊取町議会事業厚生常任委員会副委員長	
関係行政機関の職員	柴高 行信	泉佐野警察署 交通課 交通規制係長	
町の住民	中野 隆文	自治会連合会副会長（事業厚生担当）	
	朝飛 恵子	住民代表	
	出口 儉二	N P O 法人くまとり子育てW A ・ 輪 ・ 和代表	
	食野 敏行	熊取町民生委員児童委員協議会副会長	
	根来 俊平	熊取町青年団副団長	

令和6年3月時点

- ◎ 会長
- 会長職務代理者

熊取町都市計画マスタープラン策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本町の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づくものをいう。以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定にあたり、必要な協議及び検討を行うため、熊取町都市計画マスタープラン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次期都市計画マスタープランの策定について必要な協議及び検討を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副町長を、副委員長は都市整備部理事（幹線道路・まちづくり担当）の職にある者をもって充てる。

3 委員は、会計管理者及び部長等の職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長は、その議長となる。

(検討部会)

第6条 委員長は、専門的な事項を調査・検討するための部会（以下「検討部会」という。）を置くことができる。

2 検討部会は、幹事及び検討部会員で組織する。

3 幹事は、まちづくり計画課長の職にある者を、検討部会員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

4 検討部会の会議は、幹事が必要に応じて検討部会員のうちから召集し、幹事は、その議長となる。

5 委員長は、会議の参考とするため、検討部会による結果を委員会に報告させるものとする。

(任期)

第7条 委員及び検討部会員の任期は、次期熊取町都市計画マスタープランの策定の日までとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部まちづくり計画課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成20年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

幹 事	まちづくり計画課長
部会員	企画経営課長
	危機管理課長
	財政課長
	産業振興課長
	環境課長
	健康・いきいき高齢課長
	介護保険課長
	障がい福祉課長
	子育て支援課長
	保育課長
	道路公園課長
	下水道河川課長
	下水道河川課河川農水室長
	学校教育課長
	生涯学習推進課長

用語集

あ行

空き家バンク制度 空き家物件情報を地方公共団体のホームページ上などで提供する仕組み。行政側は情報提供を行うが、手続等は家主や仲介業者などとの交渉となる。

アメニティ 一般的には、環境などの快適さのこと。特に都市計画で、空間・風景・建物などの緑が多い、まちなみやその他景観が優れているなどの快適さのことをいう。

ウォーキングトレイル 自然、歴史文化施設などを取り込んだ歩行者専用道のネットワーク。

NPO NPO とは、Non-Profit Organization の略語で、非営利団体と訳される。ボランティア団体、市民活動団体が NPO に該当する。行政や民間企業ではカバーできない社会的な問題を、営利を目的とせず自分たちの手による解決を目指す組織。

延焼遮断帯 大震火災時に、延焼拡大する市街地大火を阻止する帯状の不燃空間であり、道路・河川・鉄道・公園等の都市施設とその沿線で不燃化された建築物により構築されるものをいう。

か行

開発指導要綱 無秩序な乱開発を抑制するため、本町で行われる開発事業についての指導基準を定めたもの。

狭あい道路 幅員が狭い道路のこと。

協働 地元住民と市町村（行政）職員が目標を共有し、ともに力を合わせて対等の立場で活動すること。

区域区分 無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために定められて区域のこと。

クリーンアップ作戦 ボランティアで集まった人たちが道や川などに落ちるごみなどを拾い上げて綺麗にする活動のこと。

建築協定	その地域にあった建築のルールをその地域の住民自らが取り決める制度であり、建築基準法の規定よりも厳しい。
景観法	良好な景観の形成を図るための責務を定めるとともに、景観計画の策定、景観計画区域、景観地区等における良好な景観の形成のための規制、景観整備機構による支援等所要の措置を講ずる総合的な法律。計画区域内の開発等を制限できる景観計画や景観を維持するための景観地区、景観協定が策定できることなどが定められている。
建ぺい率	敷地面積に対する建築面積（建坪）の割合のこと。市街化区域では30～80%の割合で定められており、それを超える建物は建設できない。
広域防災拠点	大規模災害時に非常用食糧や毛布等を保管し、また救援物資等の集配所としての機能を持つ備蓄倉庫・物資集配センターとともに、応援ヘリコプターの受け入れを行うヘリ駐機場や応援部隊の駐屯・活動の拠点となる活動広場のこと。大阪府内には茨木市の北部、八尾市の中部、泉南市の南部の3つがある。
国土利用計画	国土利用計画法に基づき、国、都道府県、市町村がそれぞれの区域について定める国土の利用に関する計画。
コミュニティ	地域社会、共同体。地域に住む人々の集まり。また、広くは、共通の目的を持ち、活動する住民の集まりのこと。
コンパクトシティ	広がってしまった居住地域を都市機能や居住地域をコンパクトにまとめ直して行政効率の良いまちづくりを目指す取組み。このコンパクトシティを定めるにあたっては、立地適正化計画を策定する必要がある。

さ行

市街化区域	都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
-------	---

市街化調整区域	都市計画の区域内で、市街化を抑制すべき区域。この区域内では、地区計画などを策定しない限りは原則的に開発等が行えない。 大阪府の都市計画区域の市街化区域外は、全て市街化調整区域となっている。
住宅セーフティネット	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、低額所得者や子どもを育成する家庭等に対して、賃貸住宅の供給の促進を図る施策としての公営住宅の供給のことをいう。
住宅マスタープラン	住宅施策の課題と目標を明らかにし、総合的な施策を推進するための基本となる計画。
準防火地域	市街地における火災の危険を防ぐために指定する地域。準防火地域内の建物については、①一定規模以上の建築物は耐火建築物又は準耐火建築物とすること、②木造の建築物は、延焼の恐れのある部分を防火構造とすることなどの制限が設けられている。
準用河川	1級河川及び2級河川以外の河川で市町村長が指定し、2級河川に関する規定を準用するもの。
親水空間	水辺に近づける、水に触れられるなど、水への親しみが感じられる空間。
スプロール化	十分な都市基盤整備を伴わずに、不規則に虫食い状態で郊外部へと拡大していくこと。
生産緑地	市街化区域内の農地に対し指定され、30年間の営農継続を条件として、環境保全などの目的で生産緑地法により指定される農地・森林など。

た行

タピオステーション	「タピオ体操+（プラス）」を地域で取り組む拠点のこと。2017（H30）年3月現在で、南山の手台、若葉、水荘園の3カ所が存在する。
-----------	---

くまとりタピオ体操	大阪体育大学およびふれあい元気教室スタッフ監修の体力づくりプログラムのこと。2017（H30）年3月現在は、従来の「タピオ体操」に改良を加えた「タピオ体操+（プラス）」となっている。
地区計画	地域の特性に応じて、公共施設（道路・公園等）の配置や、建築物の規模・形態等について、一般的・総合的な計画を定め、建築や開発行為の規制・誘導を図る都市計画制度。
町管理河川	本町を流れる河川のうち、準用河川見出川、普通河川見出川（砂防施設を除く）、普通河川雨山川（砂防施設を除く）、普通河川和田川が町の管理となっている。
長寿命化計画	インフラや施設、建物などで老朽化しているものについて整備などを行い、より長く維持する目的で策定された計画。
都市基盤施設	一般的に道路・街路、鉄道、河川、上下水道、エネルギー供給施設、通信施設などの生活・産業基盤や学校、病院、公園などの公共施設のこと。主には街路や鉄道、都市公園がそれに該当する。
都市計画	都市計画区域において、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。
都市計画区域	都市計画法で定められた規制の対象になる地域のこと。
都市計画審議会	都市計画に関する事項を調査審議するため設置された附属機関の総称。
都市計画提案制度	住民等のまちづくりの取り組みを都市計画に反映させる制度で、都市計画法と都市再生特別措置法に規定されている。
都市計画法	良好な環境を保ちつつ、都市を発展させるために必要な土地利用規制、都市施設の整備、市街地開発事業のしくみについて定めた法律。
土地区画整理事業	都市計画法に基づく面的整備手法の一つであり、土地区画整理法に基づき、土地所有者等から一部の土地を提供してもらい（減歩）、道路や公園等の公共用地としての活用や宅地の整形化などを図り、市街地の整備や居住環境の向上などを目的とする。

な行

2級河川 1級河川（国が管理する河川）水系以外の水系で、公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、都道府県知事が指定したもの。

農業振興地域 農業振興地域の整備に関する法律に基づき、都道府県知事が指定する一体的に農業の振興を図ることが必要である地域。

農地転用 農地としての登録のある土地を、他の用途に転用すること。市街化区域の農地転用は届出を、それ以外の場合は許可を要する。

は行

パブリックコメント 計画や条例などが案としてできた段階で、その案の趣旨、内容、その他必要事項を住民等に公表し、そこで寄せられた意見・情報を考慮して意思決定を行う制度。

バリアフリー 障がい者や高齢者が社会参加する際の物理的な生涯や精神的な障壁を取り除こうとする考え方

バリアフリー新法 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のこと。バリアフリー法の代わりに、平成18年より施行。一定の施設などで精神的障害のない設備を設置するなどが定められた。

PDCA（サイクル） PDCAはそれぞれPlan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）を示す4つの頭文字を示す。この4つを循環・繰り返す（サイクル）ことによって、品質や業務の向上や改善などに役立てる。

ビオトープ 特定の生物群集が生存できるような特定の環境条件を備えた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していくことができるような、生態学的にみても良好な環境の空間と捉えられることが特徴。生物を意味するBioと場所を意味するTopeを合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息空間単位」となる。

ポケットパーク 都市の中の憩い、休憩の用途に供する小さな空間で、民間の土地を出し合ったり、公立の公園にならない公有地または民間の土地を借用し作ったりしたもの。バス停の周り、商店街の一部、交差点などに設置する場合が多い。

ポテンシャル 潜在力や潜在性のこと。都市計画においては、その地域の魅力を引き出す意味で使われる。

ま行

マスタープラン 国や市町村等が定める基本計画のこと。国や市町村等の今後の動きを定めた大元となる総合計画の下部に属して、その基礎となることが多い。

面的整備事業 道路や公園等の公共施設の整備改善等の総合的なまちづくりのこと。

や行

ユニバーサルデザイン 老若男女、身体的特徴を問わず、誰でも利用することができる設計・デザインをいう。

用途地域 都市計画法に基づく地域地区の一種で、めざすべき市街地像に応じて、区域ごとに建ててよい建造物の種類、用途、容積率、建ぺい率、日影等を制限した地域のこと。

ら行

ライフスタイル その人その人の生活手段や生き方、様式、営みのことを言う。

ライフライン 水道・電気・ガスなどの供給設備や、電話などの通信設備、鉄道などの交通機関といった、日常生活を送る上で必須の設備をいう。

レクリエーション農園 自治体などが遊休農地を土地所有者から借り受け、地域住民に貸し出す農園。本町では昭和 54 年度から地域住民に有料で開設している。

立地適正化計画	居住を主とする居住機能誘導区域や医療・福祉・商業、公共交通等の誘導を促す都市機能誘導区域を定めることにより、都市全域を見渡したマスタープランとしたもの。都市計画を元にすることから、都市計画マスタープランの高度化版ともとれる。
緑地協定制	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。

わ行

ワークショップ	参加者が体験することによって学んだり、話し合ったりするなどの場のこと。まちづくりにおいては、地域の課題などのテーマから参加者が話し合っ
---------	---

熊取町都市計画マスタープラン

「都市計画に関する基本的な方針」

策定 平成30年3月【令和6年3月時点修正】

編集・発行 熊取町都市整備部まちづくり計画課

〒590-0495 大阪府泉南郡熊取町野田1-1-1

TEL: 072-452-1001 (代表)

URL: <http://www.town.kumatori.lg.jp>